

参考資料編

目 次

第 1 災害	1
○土岐市地域災害発生状況	1
○災害救助法適用災害の状況	5
○地震被害想定	6
○土石流危険溪流	8
○地すべり防止地域	13
○急傾斜地の崩壊危険地域	14
第 2 防災上必要な施設・設備・物資等	19
○避難所一覧	19
○要配慮者利用施設	29
○応急住宅建設可能用地	32
○ため池の状況	32
○ヘリコプター離着陸可能場所	36
○機関別利用可能通信施設	38
○給水用機械器具保有状況	39
○野外仮設資機材保有状況	41
○医薬品等調達要請書	42
○医療・救急	43
○岐阜 D M A T 指定病院	50
○医療機関一覧	51
○防疫関係施設及び防疫器具等の状況	53
○廃棄物処理施設の状況	54
○緊急時に確保すべき物資の品目、数量の目標	55
○防災資機材倉庫及び配備資機材一覧表	56
第 3 参考	57
○市職員の腕章・標旗	57
○自衛隊に対する派遣要請の窓口	59
○自衛隊の派遣要請	60
○自衛隊の撤収要請	61
○非常通信用紙	62
○災害情報用紙	63
○中部電力株式会社連絡体系	64
○災害復旧事業の種類	65
○災害復旧事業に伴う法律・要綱等	66

○激甚災害に係る財政援助措置	67
第4 協定書・覚書	69
○災害時応援締結状況	69
○相互応援協定	76
○災害時の応援に関する協定書	77
○東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援に関する協定書	81
○大規模土砂災害時における相互連携対応に関する協定	84
○非常災害時における教育施設等開放に関する覚書	86
○非常災害時における教育施設等開放に関する覚書	88
○災害支援協力に関する覚書	90
○非常災害時における施設開放に関する覚書	92
○災害時要援護者の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定書	94
○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	96
○災害時における一時避難場所の確保等に関する協定書	99
○災害時における飲料水及び避難場所等の提供に関する協定書	101
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	103
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	106
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	109
災害時における一時避難場所の確保等に関する協定書	112
○災害時における一時避難場所等の確保等に関する協定書	114
災害時における避難場所の提供に関する協定書	117
○緊急時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	119
○緊急時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	121
○緊急時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	123
○災害時におけるLPガスの供給に関する協定	126
○災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書	128
災害時における物資供給に関する協定書	130
災害救助物資の緊急調達等に関する協定	135
災害時における生活物資供給に関する協定書	137
災害時における生活物資供給に関する協定書	140
災害時における生活物資等の供給協力に関する協定	142
災害時における電動車両等の支援に関する協定書	145
災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書	149
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	151

災害時における物資の供給協力に関する協定書	154
災害時における資機材のレンタルに関する協定	156
災害時における物資供給等の協力に関する協定	158
大規模災害時における支援協力に関する協定書	161
○災害時における医療救護活動に関する協定書	164
○災害時の歯科医療救護協定に関する覚書	167
○災害時の医療救護活動等に関する協定書	168
○土岐市の災害応援協力に関する協定	170
○土岐市管工事協同組合との災害時における水道業務の応援に関する協定	172
○災害時における水道業務の応援に関する協定	174
○水道施設の災害時等における応援に関する協定書	176
○資材メーカーとの災害時における水道業務の応援に関する協定	177
○資材メーカーとの災害時における水道業務の応援に関する協定	178
○災害時の応援業務に関する基本協定	179
○災害時における応援協力に関する協定書	182
○災害時における応急対策活動に関する協定書	184
災害被害状況調査に係る応援協力に関する協定書	187
災害時等における応援協力に関する協定	189
○災害に係る情報発信等に関する協定	191
○防災への取り組みに関する協定書	193
○災害時における緊急放送に関する協定書	195
○土岐市における情報の伝達・交換等に関する協定書	197
○災害時の放送に関する協定	199
○特設公衆電話の設置等に関する覚書	201
第5 その他	205
○災害対策基本法（抄）	205
○岐阜県災害救助法施行細則	211
■ 別表第1（第3条関係）	218
■ 別表第2（第9条関係）	226
○土岐市防災会議条例	246
○土岐市災害対策本部条例	248
○土岐市災害対策本部条例施行規則	249
○消防計画における出動区分・動員基準	252
○気象庁震度階級関連解説表	253
別図	257

第 1 災害

○土岐市地域災害発生状況

災害発生 年 月 日	災害の種別	被害地域	被害状況その他
32. 8. 8	豪雨出水	土岐市全域	被害総額 448 百万円 死者 8 名、負傷者 12 名 家屋流失全壊 40 戸、半壊 29 戸、床上浸水 606 戸、床下浸水 3,810 戸
34. 9. 26	伊勢湾台風 (台風 15 号)	土岐市全域	被害総額 1,460 百万円 死者 1 名、負傷者 11 名 家屋流失全壊 132 戸、半壊 378 戸、床上浸水 19 戸、床下浸水 7 戸
35. 8. 13	台風 11 号	土岐市全域	不明
36. 6. 24	集中豪雨	土岐市全域	被害総額 100 百万円 家屋半壊 1 戸、床下浸水 4 戸、田畑の流失・埋没・冠水 38ha、道路決壊 30 箇所、河川決壊 82 箇所
37. 5. 頃	地すべり	下石町 山神地内	被害面積 40ha 被害戸数 20 戸
44. 7. 2	〃	土岐津町 井戸洞地内	被害面積 7ha 被害戸数 20 戸
45. 6. 15	大雨	土岐市全域	被害総額 76 百万円 床上浸水 1 戸、床下浸水 75 戸 田畑冠水 23ha
46. 9. 26	台風 19 号	土岐市全域	床下浸水 15 戸
47. 7. 12 13	集中豪雨	土岐市全域	被害総額 500 百万円、家屋半壊 5 戸、床上浸水 192 戸、床下浸水 491 戸 橋梁流失 9 箇所、他 断水世帯 2,000 世帯
47. 9. 16	台風 20 号	土岐市全域	被害総額 37 百万円 家屋半壊 1 戸 その他商工業、農業関係施設被害

参考資料編

災害発生年月日	災害の種別	被害地域	被害状況その他
49. 1. 7 8	山林火災	駄知町 地京平	被害総額 35 百万円 焼失面積 7.6ha 出動人員 935 名
49. 1. 13 14	山林火災	曾木町 亀ヶ口	被害総額 65 百万円 焼失面積 7.7ha 出動人員 712 名
50. 7. 4	集中豪雨	土岐市全域	被害総額 310 百万円 家屋一部損壊 4 戸 床上浸水 104 戸、床下浸水 545 戸 その他土木、農林関係被害
50. 頃	地すべり	下石町 椿沢地内	被害面積 6 ha 被害戸数 6 戸
52. 5. 1	住宅火災	泉町 新土岐津西	被害総額 30 百万円 全焼 4 棟 半焼 2 棟
52. 5. 4	地すべり	肥田町 雲五地内	被害面積 9.045ha 被害戸数 (なし)
52.11.16	大雨	土岐市全域	被害総額 3 百万円 床上浸水 1 戸、床下浸水 10 戸
54. 4.28	地すべり	駄知町 有古地内	被害面積 5.15ha 被害戸数 12 戸
54. 7. 3	大雨	土岐市全域	被害総額 22 百万円 床下浸水 10 戸 土木、農林関係被害
54. 9.22	集中豪雨	土岐市全域	被害総額 32 百万円 家屋半壊 1 戸 床上浸水 6 戸、床下浸水 43 戸 その他林業、土木関係施設被害
54. 9.30	台風 16 号	土岐市全域	被害総額 8 百万円 家屋半壊 1 戸 その他農林業関係被害

災害発生 年 月 日	災害の種別	被害地域	被害状況その他
55. 5. 12	山林火災	下石町西山 土岐津町 古井	被害総額 195 百万円 焼失面積 100ha 消火用ヘリコプター 1 機 出動人員 950 名
55. 8. 27	集中豪雨	土岐市全域	被害総額 43 百万円 床下浸水 36 戸 土木、農林関係施設被害 (道路、河川及び田畑)
57. 8. 16	集中豪雨	土岐市全域	被害総額 175 百万円 床上浸水 5 戸、床下浸水 168 戸 土木、農林関係施設被害
57. 9. 12	台風 18 号	土岐市全域	被害総額 28 百万円 家屋全壊 1 棟 土木関係施設被害
58. 6. 21	集中豪雨	土岐市全域	被害総額 21 百万円 家屋一部破損 1 戸 土木、林業関係施設被害
58. 7. 17	集中豪雨	土岐市全域	被害総額 8 百万円 床下浸水 4 戸 土木関係施設被害
58. 9. 28	台風 10 号	土岐市全域	被害総額 93 百万円 床上浸水 5 戸、床下浸水 42 戸 土木、農林、商工関係施設被害
60. 6. 25	大雨	土岐市全域	被害総額 88 百万円 家屋全壊 1 戸 土木、農林、下水道関係施設被害
60. 6. 30	台風 6 号	土岐市全域	被害総額 26 百万円 床下浸水 8 戸 土木、農林関係施設被害
60. 7. 11	突風	妻木町 肥田町	被害総額 1 百万円 家屋一部破壊 13 戸
61. 8. 2	降雹	肥田町	被害総額 2 百万円 夏秋ナス 14.4 トン

災害発生年月日	災害の種別	被害地域	被害状況その他
62.10.17	台風19号	土岐市全域	被害総額4百万円 文教、農業関係施設被害
元. 9.18	集中豪雨	土岐市全域	被害総額153百万円 床下浸水43戸、商工業・農林・土木関係施設被害
元. 9.20	台風22号	土岐市全域	被害総額1794百万円 死者1名 家屋全壊1戸、半壊4戸、床上浸水256戸、床下浸水207戸 商工業・農林・土木関係施設被害
2. 9.19	台風19号	土岐市全域	被害総額26百万円
3. 9.19	台風18号	土岐津町 肥田町泉町	被害総額100百万円 床下浸水1戸
10. 9.22	台風7号	土岐市全域	被害総額7百万円 家屋一部破損18戸
11. 6.30	集中豪雨	土岐市全域	被害総額435百万円 家屋半壊1戸 家屋一部破損3戸 床上浸水23戸 床下浸水58戸
11. 9. 11 12	集中豪雨	土岐津町 肥田町泉町	被害総額57百万円 床上浸水1戸 床下浸水3戸
16.10. 9	台風22号	泉町	被害総額18百万円 社会教育関係施設被害
19. 3. 6	地すべり	下石町 山神地内	被害面積0.52ha 被害戸数(なし)
22. 7.15	集中豪雨	泉町 五斗蒔地内	被害総額150万円 床上浸水1戸 床下浸水1戸

災害発生 年 月 日	災害の種別	被害地域	被害状況その他
23. 9. 20	台風 15 号	土岐市全域	被害総額 1 8 1 百万円 床上浸水 1 2 戸 床下浸水 5 4 戸 商工業・農林・土木・社会教育関係施設
R2. 7. 9	地すべり	泉町町 泉北団地内	被害面積 0.26ha 被害戸数（なし）

○災害救助法適用災害の状況

発生 年月日	種別	人的被害			住家被害					り災 者数 (人)
		死 亡	負 傷	計	全 壊	半 壊	床上 浸水	床下 浸水	計	
32. 8. 8	大雨	8	12	20	40	29	606	3,810	4,485	22,628
34. 9. 26	伊勢湾 台風	1	11	12	132	37	1	7	536	2,787
元. 9. 20	豪雨 (台風22号)	1		1	1	4	256	207	468	1,652

○地震被害想定

1 震度・P L 値

項目	震度		P L 値 (液状化指数)	
	最小	最大	最小	最大
想定地震				
南海トラフ巨大地震	5.51	5.97	0.00	24.98
養老-桑名-四日市断層帯地震	4.81	5.55	0.00	10.35
阿寺断層系地震	4.48	5.18	0.00	1.87
跡津川断層地震	4.39	5.18	0.00	1.74
高山・大原断層帯地震	4.28	5.06	0.00	4.46
屏風山・恵那山及び 猿投山断層帯地震	5.60	6.41	0.00	22.94

※計測震度と震度階級について

震度階級	4	5弱	5強	6弱	6強	7
計測震度	3.5以上 4.5未満	4.5以上 5.0未満	5.0以上 5.5未満	5.5以上 6.0未満	6.0以上 6.5未満	6.5以上

2 建物被害

項目	全壊（棟）			半壊（棟）		合計（棟）	
	揺れ	液状化	急傾斜地	揺れ	液状化	全壊	半壊
想定地震							
南海トラフ巨大地震	419	978	0	2,692	1,496	1,396	4,187
養老-桑名-四日市断層帯地震	17	289	0	452	443	307	895
阿寺断層系地震	0	8	0	160	12	8	172
跡津川断層地震	0	33	0	187	50	33	236
高山・大原断層帯地震	0	49	0	48	75	49	124
屏風山・恵那山及び猿 投山断層帯地震	5,558	932	6	6,758	1,425	6,495	8,184

3 火災

項目 想定地震	午前 5 時			午後 12 時			午後 6 時		
	炎上出火件数	残火災件数	焼失棟数	炎上出火件数	残火災件数	焼失棟数	炎上出火件数	残火災件数	焼失棟数
南海トラフ巨大地震	1	0	0	1	0	0	2	1	9
養老-桑名-四日市断層帯地震	0	0	0	0	0	0	1	0	0
阿寺断層系地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0
跡津川断層地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高山・大原断層帯地震	0	0	0	0	0	0	0	0	0
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震	8	7	40	9	8	47	20	19	117

4 人的・物的被害

項目 想定地震	午前 5 時				午後 12 時				午後 6 時				避難者数 (建物被害及び焼失)
	死者数	負傷者数	重症者数	要救出者数	死者数	負傷者数	重症者数	要救出者数	死者数	負傷者数	重症者数	要救出者数	
南海トラフ巨大地震	25	625	47	83	10	451	44	44	15	413	36	55	5,510
養老-桑名-四日市断層帯地震	1	94	2	3	0	77	3	2	1	66	2	3	1,188
阿寺断層系地震	0	32	0	0	0	30	0	0	0	24	0	0	148
跡津川断層地震	0	37	0	0	0	34	0	0	0	28	0	0	238
高山・大原断層帯地震	0	0	9	0	0	0	12	0	0	0	9	0	177
屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震	32 8	2,30 0	59 7	1,06 3	12 6	2,28 3	45 7	51 8	19 3	1,82 5	40 7	68 5	15,961

※この他、南海トラフ巨大地震では 293 人の帰宅困難者が発生すると予想されている。

出典：東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果について 岐阜県（平成 25 年 2 月）

出典：内陸直下型地震に係る震度分布解析・被害想定調査 岐阜県（平成 31 年 2 月）

○土石流

河川名	溪流名	所在地	保全対象	
			人家戸数	公共施設等
深沢川	滝ヶ洞	土岐市泉町久尻五斗蒔	1	1
深沢川	滝ヶ洞	土岐市泉町久尻五斗蒔	1	1
深沢川	五斗蒔1谷	土岐市泉町久尻五斗蒔	5	0
深沢川	北山洞	土岐市泉町久尻五斗蒔	5	0
深沢川	五斗蒔11谷	土岐市泉町久尻五斗蒔	11	0
深沢川	五斗蒔12谷	土岐市泉町久尻五斗蒔	9	0
土岐川	緑ヶ丘東1谷	土岐市泉町久尻緑ヶ丘	36	0
土岐川	丸石洞	土岐市泉町久尻五斗蒔	38	0
土岐川	水晶山洞	土岐市泉町久尻五斗蒔	29	0
土岐川	仲山洞	土岐市泉町大富西窯	15	0
土岐川	北山谷	土岐市泉町大富西窯	15	0
土岐川	西窯1谷	土岐市泉町大富西窯	11	0
土岐川	東山谷	土岐市泉町大富西窯	9	0
土岐川	泉大洞川	土岐市泉町河合山手	32	0
土岐川	宮洞谷	土岐市泉町河合中野	10	0
土岐川	上賤ヶ洞谷	土岐市泉町河合	1	1
土岐川	中賤ヶ洞谷	土岐市泉町河合	0	1
土岐川	下賤ヶ洞谷	土岐市泉町河合	0	1
蛇ヶ洞川	柿野	土岐市鶴里町柿野	7	0
土岐川左岸		土岐市土岐津町上町	12	1
土岐川左岸		土岐市土岐津町上町	7	1
土岐川左岸	一ノ洞	土岐市土岐津町栄町	9	0
土岐川左岸		土岐市土岐津町栄町	15	0
土岐川左岸	明楽寺川	土岐市土岐津町栄町	9	0
土岐川左岸	明楽寺川	土岐市土岐津町栄町	11	0
土岐川左岸	明楽寺川	土岐市土岐津町土岐口	7	0
土岐川左岸	八五郎谷	土岐市土岐津町土岐口	55	0
土岐川左岸	辛沢	土岐市土岐津町西山	40	0
土岐川左岸		土岐市土岐津町西山	9	0
土岐川左岸		土岐市土岐津町大洞	7	0
笠原川		土岐市鶴里町柿野	8	0
笠原川		土岐市鶴里町柿野	11	0
笠原川		土岐市鶴里町柿野	4	1

笠原川	坂下川	土岐市鶴里町柿野	9	0
笠原川		土岐市鶴里町柿野	11	0
笠原川		土岐市鶴里町柿野	2	1
笠原川		土岐市鶴里町柿野	2	1
土岐川左岸		土岐市土岐津町本郷	6	0
笠原川		土岐市鶴里町柿野	8	0
肥田川		土岐市肥田町上肥田	5	0
肥田川	北洞	土岐市肥田町上肥田	10	0
肥田川	東谷洞	土岐市肥田町上肥田	21	1
肥田川	東洞	土岐市肥田町上肥田	5	0
肥田川	東山洞	土岐市肥田町上肥田	14	0
肥田川	東股川	土岐市肥田町上肥田	10	0
肥田川	斧研洞	土岐市肥田町上肥田	20	0
肥田川	蒲洞	土岐市肥田町上肥田	8	0
肥田川		土岐市肥田町上肥田	5	0
肥田川	宮後川	土岐市駄知町鳥屋ヶ	20	0
肥田川	源新	土岐市駄知町雨池	28	0
肥田川	源新川	土岐市駄知町郷	92	1
肥田川	水道川	土岐市駄知町東ガマ	69	0
肥田川		土岐市駄知町雨地	14	0
肥田川		土岐市肥田町東山	8	0
肥田川		土岐市曾木町蘭仙	11	0
肥田川		土岐市曾木町住久保	7	0
肥田川	秋ヶ入川	土岐市曾木町住久保	6	0
肥田川		土岐市曾木町中切	5	1
肥田川		土岐市曾木町住久保	5	0
肥田川	大草川	土岐市曾木町中洞	5	0
肥田川	大草川	土岐市曾木町大草	6	0
肥田川		土岐市鶴里町白鳥	7	0
肥田川	野黒洞	土岐市曾木町上	10	0
肥田川		土岐市鶴里町白鳥	6	0
肥田川		土岐市鶴里町八王子	6	0
肥田川	堀切	土岐市鶴里町八王子	6	0
肥田川	堀切川	土岐市鶴里町八王子	5	0
肥田川	神田洞	土岐市鶴里町八王子	0	1
肥田川	ドンブチ川	土岐市曾木町上	5	0

肥田川	鳥屋ヶ根川	土岐市曾木町上	5	0
肥田川		土岐市曾木町上	8	0
肥田川		土岐市曾木町下	5	0
肥田川	天狗沢川	土岐市駄知町東灶	10	0
肥田川	南山洞	土岐市駄知町南山	42	1
肥田川	北洞	土岐市駄知町南山	9	0
肥田川	南中洞	土岐市駄知町南山	73	0
肥田川	日帰洞	土岐市駄知町日帰	33	0
肥田川	日帰北洞	土岐市駄知町日帰	35	0
肥田川	日帰南洞	土岐市駄知町日帰	43	1
肥田川	下日帰沢	土岐市駄知町日帰	30	0
肥田川	出口洞	土岐市駄知町日帰	37	0
肥田川	白坂川	土岐市駄知町西山	31	0
肥田川	白坂支川	土岐市駄知町西山	12	0
肥田川	白坂支川	土岐市駄知町西山	11	1
肥田川	木欒子洞谷	土岐市肥田町中肥田	20	0
肥田川	馬沢川	土岐市肥田町高根	5	0
肥田川	前洞	土岐市肥田町三栗	12	0
肥田川	上ノ山洞	土岐市肥田町梅ノ木	16	0
肥田川	スゲ洞	土岐市土岐津町高山	15	0
妻木川	引陣谷	土岐市土岐津町西山	5	0
妻木川	大松沢	土岐市土岐津町上田	35	1
妻木川	井戸洞	土岐市土岐津町陶元	37	1
妻木川	龍下洞	土岐市土岐津町陶元	30	0
妻木川	慈門洞	土岐市土岐津町陶元	12	0
妻木川		土岐市土岐津町陶元	10	0
妻木川	追沢川	土岐市土岐津町陶元	44	0
妻木川	追沢川	土岐市土岐津町陶元	13	0
妻木川	慈門谷	土岐市土岐津町陶元	11	0
妻木川	烏帽子洞川	土岐市下石町奥裏山	6	0
妻木川	荒神洞川	土岐市下石町八区	25	1
妻木川	薬師洞川	土岐市下石町山神	25	0
妻木川	岩ヶ洞川	土岐市下石町九区	31	0
妻木川	鳥屋洞川	土岐市下石町山神	34	0
妻木川	山神	土岐市下石町山神	13	0
妻木川	椿沢	土岐市下石町山神	5	0

妻木川	南 洞	土岐市駄知町南山	1	1
妻木川	杓子洞谷	土岐市下石町石田	14	0
妻木川	溝洞谷川	土岐市妻木町東門田	48	0
妻木川	掛花谷	土岐市妻木町仲町	18	0
妻木川	鍛冶ヶ入洞	土岐市妻木町東	18	1
妻木川	庚申洞	土岐市妻木町庚申	18	0
妻木川	庚申洞	土岐市妻木町庚申	5	1
妻木川	奥山寺谷川	土岐市妻木町山寺	10	0
妻木川	山寺谷川	土岐市妻木町山寺	21	0
妻木川	栃之木川	土岐市妻木町山寺	11	0
妻木川		土岐市妻木町中沢	12	1
妻木川	東洞	土岐市妻木町旭町	22	1
妻木川	矢元洞	土岐市妻木町旭町	5	0
妻木川	市之平洞	土岐市鶴里町中沢	0	1
妻木川	開墾洞	土岐市鶴里町中沢	5	0
妻木川		土岐市鶴里町下町	8	0
妻木川		土岐市鶴里町入海道	3	1
妻木川	日山洞	土岐市鶴里町中町	5	0
妻木川	堂上平谷	土岐市鶴里町上町	10	0
妻木川		土岐市鶴里町上町	7	0
妻木川		土岐市鶴里町上町	7	0
妻木川	大入谷	土岐市鶴里町上町	10	1
妻木川	大入谷	土岐市鶴里町上町	7	0
妻木川	西ヶ洞	土岐市鶴里町上町	5	1
妻木川		土岐市鶴里町上町	6	0
妻木川		土岐市鶴里町柿野	7	0
妻木川		土岐市鶴里町柿野	5	0
妻木川		土岐市鶴里町上町	6	2
妻木川	浦山谷川	土岐市妻木町旭町	36	1
妻木川	秋葉谷川	土岐市妻木町旭町	44	1
妻木川	秋葉谷川	土岐市妻木町旭町	18	0
妻木川		土岐市妻木町新町	13	0
妻木川	村上谷	土岐市妻木町新町	5	0
妻木川	西山谷	土岐市妻木町西木戸	40	0
妻木川	西木戸川	土岐市妻木町西木戸	23	1
妻木川	西木戸	土岐市妻木町西木戸	8	0

参考資料編

妻木川	釜 下 谷	土岐市妻木町西木戸	10	0
妻木川	西 山 川	土岐市妻木町山王	9	0
妻木川	辻 川	土岐市妻木町西山	40	0
妻木川	辻 川	土岐市妻木町西山	37	0
妻木川	西 山	土岐市妻木町西山	29	0
妻木川	西 山	土岐市妻木町西山	10	0
妻木川	万 場 谷	土岐市妻木町万場	19	1
妻木川	万 場	土岐市妻木町万場	16	1
妻木川	西 山 洞	土岐市妻木町西陵	34	0
妻木川	西 陵 A	土岐市妻木町西陵	63	1
妻木川	西 陵 B	土岐市妻木町西陵	16	1
妻木川	上 阿 庄 谷	土岐市下石町西山	18	0
妻木川	花 掛 川	土岐市下石町一区	15	0
妻木川	釜 の 洞 川	土岐市下石町西山	9	0
妻木川	栄 楽 谷	土岐市土岐津町栄楽	12	1
妻木川	栄 楽 谷	土岐市土岐津町大洞	32	1
妻木川	古 井 川	土岐市土岐津町古井	39	0
妻木川	小 凧 谷	土岐市土岐津町古井	37	0
妻木川	西 山 谷 川	土岐市土岐津町古井	28	1
妻木川	御 幸 川	土岐市土岐津町中山	7	0
生田川	石 拾 洞	土岐市下石町西山	8	0
生田川	石 拾 谷	土岐市下石町西山	10	0
生田川	石 拾 川	土岐市下石町西山	16	0
生田川	石 拾	土岐市下石町西山	15	0
生田川	上 石 拾	土岐市下石町西山	11	0
生田川	下 西 山	土岐市下石町西山	5	0

○地すべり地域

地すべり防止 区域の指定	区域名	人家戸数	整理番号	郡市	町村	大字
○	井戸洞	39	34	土岐市	陶元町	井戸洞
○	雲五	0	35	〃	肥田町	雲五
○	山神	113	36	〃	下石町	山神
○	有古	17	37	〃	駄知町	有古
	上	16	38	〃	曾木町	上
○	東灶	27	39	〃	駄知町	東灶
	大草	13	40	〃	曾木町	大草
○	山神2	20		土岐市	下石町	山神

○急傾斜地の崩壊地域

町名	区域名	指定年月日	区域内人家 戸数（ ）内 公共建物	防止 工事 有無	備考
土岐津町	本郷	S 45. 2. 24	26(1)	有	河. 宅 S 57. 7. 2 区域変更
土岐津町	辛沢①	S 46. 2. 9	30	有	砂
土岐津町	明楽寺	S 47. 5. 9	12	有	保. 砂. 宅
土岐津町	上田	S 47. 5. 9	14	有	砂. 宅
土岐津町	一之洞①	S 49. 3. 27	26	有	保. 砂. 宅
土岐津町	高山①	S 51. 5. 21	40	有	宅
土岐津町	築出	S 53. 3. 3	17(1)	有	宅
土岐津町	高山②	S 53. 3. 3	18	有	砂. 宅
土岐津町	大河原	S 53. 10. 30	17	有	砂. 宅
土岐津町	一之洞②	S 55. 3. 21	24	有	砂. 宅
土岐津町	辛沢②	S 55. 4. 22	10	有	砂. 宅
土岐津町	西山⑤	S 59. 11. 24	9	有	砂. 宅
土岐津町	御幸		5(1)		
土岐津町	一之洞③		10		宅
下石町	西山①	H 4. 11. 4	12	有	宅
下石町	西山②		9		宅
下石町	裏山①		15		宅
下石町	裏山②		5(1)		
妻木町	南宮	S 46. 2. 9	6(1)	有	
妻木町	奥山寺		9		
土岐津町	山寺		8		
土岐津町	細洞		5		
鶴里町	池之脇	S 53. 3. 3	16	有	砂. 宅 S 63. 3. 31 区域変更
鶴里町	餅ヶ洞	S 62. 1. 30	5(1)	有	
曾木町	川谷		5		
駄知町	井ノ口	S 45. 2. 24	9(1)	有	
駄知町	西窯	S 45. 2. 24	34	有	河. 宅
駄知町	有古・井ノ口	S 52. 6. 21	11		宅

町名	区域名	指定年月日	区域内人家 戸数()内 公共建物	防止 工事 有無	備考
駄知町	東竈	S 53. 3. 3	23	有	河. 宅 H 5. 3. 19 区域変更
駄知町	南山	S 55. 12. 5	10	有	砂
駄知町	日帰	S 59. 2. 13	11	有	
駄知町	白坂	S 62. 1. 30	25	有	宅
駄知町	地京平		9		
駄知町	水口		5		宅
駄知町	洞		6		宅
駄知町	雨池	S 63. 1. 19	7	有	宅
肥田町	高根①	S 53. 3. 3	20	有	宅
肥田町	高根②	S 58. 4. 15	28(1)	有	砂. 宅
肥田町	高根③	H 6. 4. 15	10	有	宅
肥田町	山手		5		宅
泉町	梅ノ木	S 52. 6. 21	14(1)	有	
泉町	宗源洞		6		宅
駄知町	追分		8		宅
土岐津町	大河原②		14		宅
土岐津町	西山⑦		10		
土岐津町	明楽寺		19		宅
妻木町	西山⑧		12		
肥田町	高根④	H 7. 5. 9	8	有	宅
下石町	十区		0(1)		宅
妻木町	南宮②		0(1)		宅
泉町	定林寺		1(1)		
泉町	賊ヶ洞		2(2)		
泉町	久尻①		16		
泉町	久尻②		12(1)		
泉町	大富①		6		
泉町	大富②		10		
泉町	定林寺①		12(1)		
泉町	河合		10		

参考資料編

町名	区域名	指定年月日	区域内人家 戸数（ ）内 公共建物	防止 工事 有無	備考
泉町	定林寺②		7		
肥田町	下肥田		17		
肥田町	浅野		1(1)		
土岐津町	大洞		6(1)		
土岐津町	土岐口①		6		
土岐津町	土岐口②		16		
御幸町	御幸2丁目		6		
妻木町	妻木		9		
土岐津町	土岐口③		6		
土岐津町	土岐口④		9		
土岐津町	土岐口⑤		10		
妻木町	妻木②		5		
肥田町	中肥田①		2(2)		
肥田町	肥田①		7		
肥田町	中肥田②		17(1)		
土岐津町	高山		8		
肥田町	肥田②		7		
土岐津町	土岐口⑥		9		
土岐津町	土岐口⑦		18(1)		
土岐津町	土岐口⑧		7		
駄知町	北山		9		
駄知町	宮川		5		
駄知町	雨池		19		
下石町	下阿庄		6		
妻木町	西山		9		宅
肥田町	旭が丘		10(1)		
駄知町	日帰②		26		
駄知町	日帰③		14(1)		
駄知町	東杜		6(1)		
駄知町	羽		7		
駄知町	不動		14		

町名	区域名	指定年月日	区域内人家 戸数（ ）内 公共建物	防止 工事 有無	備 考
妻木町	庚申		6		
下石町	石田		7		
妻木町	山寺		5		
妻木町	山本		8		
曾木町	川戸		5(2)		
曾木町	下		6		
曾木町	中切		8		
妻木町	旭町①		12		
妻木町	旭町②		16		
妻木町	日向山		15		
妻木町	旭町③		11		
鶴里町	柿野①		5		
鶴里町	柿野②		1(1)		
鶴里町	下町		2(1)		
鶴里町	雨沢		7		
鶴里町	西		5		
泉町	久尻③		5		
泉町	賤ヶ洞		5		
泉町	久尻④		16		
肥田町	肥田①		8		
肥田町	肥田②		7		
駄知町	山ノ田		7		
妻木町	山本②		9		
妻木町	大平		5		
土岐津町	大河原東	H 14. 3. 29	21	有	
肥田町	上ノ山		6		
下石町	西山⑨		11		
下石町	日向畑		16(1)		
駄知町	西山⑩		26		
駄知町	西山⑪		20(1)		
駄知町	白坂		20		

参考資料編

町名	区域名	指定年月日	区域内人家 戸数（ ）内 公共建物	防止 工事 有無	備考
土岐津町	道上		14		
妻木町	西山③		7		宅
妻木町	門田		6		宅
下石町	西山④		9		
下石町	西山⑥		12		
泉町	寺下		2(2)		宅
鶴里町	町		(1)		
泉北山町	泉北山		5		
泉町	大富		9		
泉町	久尻		1(1)		
肥田町	肥田⑧		27		
肥田町	肥田⑦		10(1)		
駄知町	柿添		5(1)		
肥田町	下肥田	H 21. 11. 4	6	有	

(備考) 砂：砂防指定地 宅：宅地造成等規制区域
 保：保安林 河：河川保全区域

第2 防災上必要な施設・設備・物資等

○避難所一覧

▲ 地震に弱い可能性があり、避難には注意が必要。

△ 洪水・土砂災害・地すべりの被害が予想される場合、避難には注意が必要。

福祉避難所について

- ・災害時に一般避難所において、避難所生活が困難な高齢者や障がいのある人など、何らかの特別な配慮を必要とする方が避難する施設。
- ・ウェルフェア土岐、土岐市福祉施設ひだまり及びすこやか館が福祉避難所として開設されたときは、福祉避難所としての機能を優先。
- ・恵風荘、美濃陶生苑及びドリーム陶都は、一般の避難所としての開設はしない。

地区名	避難所 (◇印は広域避難所)	収容能力		施設立地状況				福祉避難所	避難ひろば	
		屋外(人)	屋内(人)	地震 (耐震強度)	洪水 (想定区域内)	土砂 (想定区域内)	地すべり (想定区域内)		広域	一時
土岐津地区	◇土岐津小学校	5,260	340 (体育館)		△				○	
	◇土岐津中学校	11,670	330 (体育館)						○	
	◇文化プラザ		1,000		△	△				
	◇土岐津公民館		200							
	土岐市役所 (駐車場約200台)	640	50		△	△			○	
	土岐商業高等学校	5,660	490 (体育館)						○	
	土岐津体育館		230	▲						
	土岐市スポーツセンター		390	▲	△					
	図書館		20		△					
	ときつこども園		106			△				
	花園こども園		40			△				
	土岐津幼稚園		90			△				

地区名	避難所 (◇印は広域避難所)	収容能力		施設立地状況				福祉避難所	避難ひろば	
		屋外(人)	屋内(人)	地震 (耐震強度)	洪水 (想定区域内)	土砂 (想定区域内)	地すべり (想定区域内)		広域	一時
土岐津地区	土岐津児童館		35			△				
	広福寺		35	▲	△	△				
	慈徳院		35	▲		△				
	本郷町公民館		20	▲	△					
	西山公民館		20	▲		△				
	中山町公民館		90	▲						
	エコハウスなかやま		30							
	大洞町公民館		120							
	御幸町公民館		50				△			
	津路北会館		110			△				
	陶元町公民館		110				△			
	陶元町第三集会場		20				△			
	上田町公民館		70			△				
	上田下町公民館		30			△				
	古井町公民館		60			△	△			
	栄楽公民館		40		▲	△	△			
	栄楽南公民館		110			△				
	高山区民会館		90				△			
	土岐津町東部区民館		20		▲	△	△			
	本町倶楽部		30			△	△			
	高山公園 (2,757 m ²)		1,379				△			○
	土岐川公園 (595 m ²)		297				△			○
	津路公園(450 m ²)		225				△			○
上田公園(629 m ²)		314				△			○	
畑田公園(960 m ²)		480				△			○	
古井公園 (1,406 m ²)		703				△	△		○	

地区名	避難所 (◇印は広域避難所)	収容能力		施設立地状況				福祉避難所	避難ひろば	
		屋外(人)	屋内(人)	地震 (耐震強度)	洪水 (想定区域内)	土砂 (想定区域内)	地すべり (想定区域内)		広域	一時
地区名	栄楽公園 (1,020 m ²)	510			△	△				○
	御幸公園 (1,520 m ²)	760			△					○
	陶元公園(486 m ²)	243				△				○
	セラドンパーク (3,432 m ²)	1,716				△				○
	西山公園 (2,500 m ²)	1,250				△				○
	学園都市東公園(643 m ²)	321								○
	学園都市西公園(534 m ²)	267								○
	学園都市北公園(312 m ²)	156								○
	学園都市中央公園(3593 m ²)	1796								○
	下石地区	◇下石小学校	4,250	320 (体育館)						○
◇南防災センター			240		△					
◇楽習舎下石公民館			210		△					
土岐紅陵高等学校		5,280	470			△			○	
ウェルフェア土岐			300					○		
西部支所			25		△					
西部こども園			300		△					
常福寺			20	▲		△				
裏山東公民館			10	▲						
山神公民館			90							
石拾公民館			80							
セントラルホール下石			90							
阿庄サンホール		60			△					

地区名	避難所 (◇印は広域避難所)	収容能力		施設立地状況				福祉避難所	避難ひろば	
		屋外(人)	屋内(人)	地震 (耐震強度)	洪水 (想定区域内)	土砂 (想定区域内)	地すべり (想定区域内)		広域	一時
	阿庄公民館		190			△				
	貢公民館		70		△					
	陶史台北集会場		25							
	陶史台南集会場		25							
	下石公園(908 m ²)	454								○
	陶史台東公園 (938 m ²)	469								○
	陶史台西公園 (378 m ²)	189								○
	陶史台南公園(560 m ²)	280								○
	下石脇ノ田公園 (1,760 m ²)	880								○
	総合公園多目的広場 (27,700 m ²)	13,850					△		○	
	ドリーム陶都							○		
妻木地区	◇妻木小学校	7,200	310 (体育館)		△				○	
	◇西陵中学校	7,880	370 (体育館)			△			○	
	◇生涯学習館		140			△	△			
	◇妻木公民館		200		△					
	つまぎ保育園		100		△					
	妻木幼稚園		90		△					
	崇禅寺		50	▲		△				
	上郷公民館		40		△	△				
	西陵公民館		30	▲		△				
	神宮倶楽部		20	▲	△					
	門田公民館		50	▲	△					

地区名	避難所 (◇印は広域避難所)	収容能力		施設立地状況				福祉避難所	避難ひろば	
		屋外(人)	屋内(人)	地震 (耐震強度)	洪水 (想定区域内)	土砂 (想定区域内)	地すべり (想定区域内)		広域	一時
	明神町公民館		40							
	東町公民館		20	▲		△				
	山寺町公民館		30			△				
	平公民館		30	▲						
	庚申町公民館		20	▲		△				
	西陵公園(408 m ²)	204				△				○
	久保田公園 (567 m ²)	283				△				○
	平成公園 (1,575 m ²)	786				△				○
	はせな公園 (360 m ²)	180				△				○
鶴里地区	◇濃南小・中学校	4,340	260 (体育館)		△				○	
	◇鶴里公民館		210							
	濃南こども園		180		△	△				
	細野農業集落研修センター		50							
	荘厳寺		60	▲		△				
	町町内公民館		30	▲						
	下町内公民館		50	▲	△	△				
	上町内公民館		50			△				
	中沢公民館		30	▲	△	△				
	細野白鳥公民館		45							
大沢公民館		10	▲		△					
曾木地	◇曾木公民館		170							
	仏徳寺		140	▲						
	蘭仙農業集落研修センター		40			△				
	中切公民館		25							

参考資料編

地区名	避難所 (◇印は広域避難所)	収容能力		施設立地状況				福祉避難所	避難ひろば	
		屋外(人)	屋内(人)	地震 (耐震強度)	洪水 (想定区域内)	土砂 (想定区域内)	地すべり (想定区域内)		広域	一時
	大中公民館		20	▲						
	下公民館		20		△	△				
	上町公民館		20	▲		△				
	住久保公民館		30	▲						
	市営曾木グラウンド (10,368 m ²)	5,184					△		○	
駄知地区	◇駄知小学校	14,530	350 (体育館)						○	
	◇駄知中学校	10,440	360			△			○	
	◇セラテクノ土岐		20							
	◇駄知体育館		450		△					
	◇駄知公民館		350		△					
	みなみこども園		130			△				
	駄知幼稚園		310							
	駄知児童センター		40							
	老人福祉センター白寿苑		140	▲						
	長久寺		240	▲						
	井ノ口公民館		10			△				
	郷公民館		40			△				
	6号町内クラブ		30	▲						
	小川町会館		20	▲	△					
	旭ヶ丘北区倶楽部		38							
	北山公民館		30		△					
	南公民館		68			△				
	白坂倶楽部		10	▲		△				
	平公民館		30	▲						
	旭ヶ丘南公民館		40							
駄知公園 (17,000 m ²)	8,500		▲			△		○		
南山公園(783 m ²)	391					△			○	

地区名	避難所 (◇印は広域避難所)	収容能力		施設立地状況				福祉避難所	避難ひろば	
		屋外(人)	屋内(人)	地震 (耐震強度)	洪水 (想定区域内)	土砂 (想定区域内)	地すべり (想定区域内)		広域	一時
	追分西公園 (538 m ²)	269								○
	追分南公園 (540 m ²)	270								○
	杉焼公園 (528r m ²)	264								○
	旭ヶ丘公園 (420 m ²)	210								○
	旭ヶ丘中央公園 (1,939 m ²)	969								○
	有古公園(265 m ²)	133								○
	恵風荘							○		
	美濃陶生苑							○		
	肥田地区	◇肥田小学校	6,000	280 (体育館)						○
◇肥田中学校		7,900	310 (体育館)			△			○	
◇肥田公民館			300							
◇北防災センター			110		△					
土岐市福祉施設ひだまり			280					○		
肥田こども園			350			△				
肥田幼稚園			70							
天福寺			210	▲						
永松寺			140	▲						
浅野区公民館			70	▲	△					
浅野会館			90		△					
浅野第二公民館			40			△				
双葉町公民館			30		△					
高根第一公民館			20	▲						
高根第三町内会倶楽部			30	▲		△				

参考資料編

地区名	避難所 (◇印は広域避難所)	収容能力		施設立地状況				福祉避難所	避難ひろば	
		屋外(人)	屋内(人)	地震 (耐震強度)	洪水 (想定区域内)	土砂 (想定区域内)	地すべり (想定区域内)		広域	一時
	上肥田クラブ		40							
	下肥田第一公民館		30	▲						
	下肥田第二公民館		40							
	矢落公園 (1,564 m ²)	782			△	△				○
	梅ノ木公園 (1,848 m ²)	924				△				○
	笠神公園(729 m ²)	364			△					○
泉地区	◇泉小学校	6,260	360 (体育館)						○	
	◇泉中学校	10,000	440 (体育館)						○	
	◇泉西小学校	6,500	350 (体育館)			△			○	
	◇セラトピア土岐		660		△					
	◇泉公民館		40		△					
	◇泉西公民館		170							
	すこやか館		195		△			○		
	岐阜県立はなの木苑		80			△				
	泉子ども園		110	▲	△					
	みつば子ども園		110	▲	△					
	久尻子ども園		110			△				
	泉西幼稚園		110			△				
	泉幼稚園		70							
	泉児童館		70		△					
	極善寺		140	▲	△					
久尻神社		70	▲		△					
神泉殿		40	▲							
長養寺		35	▲	△						

地区名	避難所 (◇印は広域避難所)	収容能力		施設立地状況				福祉避難所	避難ひろば	
		屋外(人)	屋内(人)	地震 (耐震強度)	洪水 (想定区域内)	土砂 (想定区域内)	地すべり (想定区域内)		広域	一時
泉地区	延命寺		30	▲						
	嶋香寺		20	▲	△					
	河合公民館		40		△					
	定林寺公民館		35							
	岩野町公民館		40		△					
	大富窯クラブ		30	▲						
	大富中集会場		40		△					
	大富下組集会場		10		△					
	緑が丘町内倶楽部		30	▲						
	定林寺福祉会館		30	▲						
	大富上公会堂		40		△					
	寺下集会場		40							
	大坪第二町内会クラブ		40		△					
	久尻東部地域センター		45							
	久尻区民会館		40		△					
	賤洞町内会集会場		30	▲			△			
	おりべの丘集会所		90				△			
	泉が丘第1集会所		40							
	泉が丘第2集会所		40							
	県営泉北住宅集会所		40	▲						
	泉が丘第4集会所		40							
	泉が丘第5集会場		40							
	泉が丘第6公民館		30							
	活動センター駐車場(770 m ²)		385							
	西窯公園(396 m ²)		198				△			○
	芝原公園(378 m ²)		189							○
	伍所公園(271 m ²)		136			△				○
	大島公園(529 m ²)		264			△				○
仲森公園(306 m ²)		153							○	
島田公園(546 m ²)		273			△				○	

地区名	避難所 (◇印は広域避難所)	収容能力		施設立地状況				福祉避難所	避難ひろば	
		屋外(人)	屋内(人)	地震 (耐震強度)	洪水 (想定区域内)	土砂 (想定区域内)	地すべり (想定区域内)		広域	一時
泉 地 区	神栄公園(450 m ²)	225			△					○
	大坪公園(400 m ²)	200			△					○
	諏訪公園(319 m ²)	159			△					○
	寺下公園(513 m ²)	256			△	△				○
	大沼公園(770 m ²)	385			△					○
	日之出公園 (2,200 m ²)	1,100			△					○
	織部の里公園 (1,008 m ²)	504								○
	赤サバ新池公園 (1,536 m ²)	768					△			○
	西公園(777 m ²)	388				△				○
	榎公園(816 m ²)	408				△				○
	東公園(1,800 m ²)	900				△				○
	宮前公園(650 m ²)	325								○
	西洞公園(439 m ²)	220								○
	泉ヶ丘北公園 (1,840 m ²)	920								○
	泉ヶ丘南公園 (1,603 m ²)	801								○
	泉ヶ丘東公園(870 m ²)	435								○
	おりべの丘北公園 (542 m ²)	271					△			○
	おりべの丘東公園 (560 m ²)	280								○
おりべの丘南公園 (1,225 m ²)	613								○	

○要配慮者利用施設

施設名	住 所	浸水想定 区域	土砂災害 区域
アルムの家	土岐市土岐口中町 4-96	内	
アルムもみの木	土岐市土岐津町高山 6-1	内	
アルムの家	土岐市土岐津町高山 6-1	内	
土岐津小附属幼稚園	土岐市土岐津町土岐口 2005-1	内	
土岐津小学校	土岐市土岐津町土岐口 2000-1	内	
ときつこども園	土岐市土岐津町高山 427-3		内
花園こども園	土岐市土岐津町土岐口 974-1		内
土岐津児童館	土岐市土岐津町高山 412-2		内
榮樂	土岐市土岐口南町 4-52-2	内	内
花園あおぞら保育園	土岐市土岐津町土岐口 1924-1	内	内
やさしい時間トマトデイサービスセンター	土岐市土岐口南町 4-66		内
アルムおおつの	土岐市土岐口南町 5-70	内	
花園保育園おひさま	土岐市土岐津町土岐口 914-3	内	
土岐紅陵高等学校	土岐市下石町 1795-12		内
デイサービスさくら庵	土岐市下石町 294-1		内
デイサービスセンター住ま居る 下石	土岐市下石町 910-1	内	
西部こども園	土岐市下石町 1015-1	内	
妻木小学校	土岐市妻木町 1291-1		内
西陵中学校	土岐市妻木町 1513-1		内
高井病院	土岐市妻木町 1658	内	
妻木グループホーム	土岐市妻木町 450-1	内	
高井病院院内保育所	土岐市妻木平成町 3丁目 10,11番	内	
濃南こども園	土岐市鶴里町柿野 1184-1	内	内
濃南小学校	土岐市鶴里町細野 138	内	
濃南中学校	土岐市鶴里町細野 139-2	内	
介護老人保健施設カサグラ ンテ	土岐市駄知町 1556-2		内
みなみこども園	土岐市駄知町 2326-1		内

施設名	住 所	浸水想定 区域	土砂災害 区域
駄知中学校	土岐市駄知町 1145-6		内
土岐ケアセンターそよ風	土岐市肥田浅野元町 2-24	内	
土岐内科クリニック	土岐市肥田浅野笠神町 2-12	内	
ニチイケアセンター土岐	土岐市肥田浅野笠神町 2-26-1	内	
東濃デイリハビリセンター	土岐市肥田浅野元町 2-36	内	
東濃デイサービスセンター東館 西館	土岐市肥田浅野朝日町 2-5-1	内	
心音ケアセンター土岐	土岐市肥田浅野元町 1-32	内	
デイサービスアストレ梅ノ 木	土岐市肥田浅野梅ノ木町 2- 37-1	内	
社会福祉支援施設ぴあの	土岐市肥田町浅野 734	内	
土岐保育ルーム	土岐市肥田浅野朝日町 2-36	内	
専修学校中部国際自動車大 学校	土岐市肥田浅野朝日町 2-7	内	内
肥田こども園	土岐市肥田町肥田 2285-1		内
肥田中学校	土岐市肥田町肥田 2285-1		内
土岐市保健センター	土岐市泉町久尻 47-16	内	
すこやか館老人デイサービスセンタ ー	土岐市泉町久尻 47-16	内	
グループホーム「和居和 居」壱番館・弐番館	土岐市泉町大富 1 7 4	内	
愛の家グループホーム土岐 河合	土岐市泉町河合 560-2	内	
カーサ土岐	土岐市泉大島町 1-27	内	
デイサービス つくしんぼ	土岐市泉大島町 4-11	内	
スマイル	土岐市泉大沼町 3-27	内	
就労支援多機能型事業所ニ ッチ	土岐市泉岩畑町 4-12	内	
こだま	土岐市泉神栄町 1-7	内	
寺子屋	土岐市泉町久尻 50-17	内	
ホーリークロスウイレッジ フレンドリー土 岐	土岐市泉町大富 265-22	内	

施設名	住 所	浸水想定 区域	土砂災害 区域
ホーリークロスウヰレッシヰ 日の出ハイツ	土岐市泉池ノ上町 1-8	内	
ホーリークロスウヰレッシヰ カサごとま き	土岐市泉町久尻 2431-198	内	
放課後等デイサービスイコラ 土岐	土岐市泉神栄町 4-3-2	内	
放課後等デイサービス あん泉 教室	土岐市泉神栄町 2-3-3	内	
みつばこども園	土岐市泉町河合 735-2	内	
泉こども園	土岐市泉町久尻 12-11	内	
泉児童館	土岐市泉神栄町 1-74	内	
ホーリークロスセンター	土岐市泉町大富 1527-1 ササキビ ルB棟 5F	内	
デイサービスリゾートアロハ 土岐	土岐市泉町久尻 37-5	内	
社会医療法人聖泉会 聖十字 病院	土岐市泉町久尻 2431-160		内
聖十字病院院内保育所	土岐市泉町久尻 2431-160		内
小春日和	土岐市泉町河合 217		内
グループホーム小春日和第 2	土岐市泉町河合 1037-4		内
地域密着型特別養護老人ホームほし の家	土岐市泉町久尻 2431-150		内
ホーリークロスホーム	土岐市泉町久尻 2431-140		内
ホーリークロスワーク	土岐市泉町久尻 2431-160		内
ホーリークロスワーク	土岐市泉町大富 1527-1 ササキビ ルB棟 5F	内	
岐阜県立はなの木苑	土岐市泉町久尻 1512-2		内
久尻こども園	土岐市泉町久尻 948-1		内
泉西小附属幼稚園	土岐市泉町久尻 1413-2		内
泉西小学校	土岐市泉町久尻 1413-2		内
cocoro 土岐教室	土岐市泉大沼町 4-4-1	内	内
泉ひまわり	土岐市泉明治町 4-27	内	内

施設名	住所	浸水想定 区域	土砂災害 区域
放課後等デイサービスあおぞら	土岐市泉町久尻 618-5 ササ キビル B 棟 1 階	内	

○ 応急住宅建設可能用地

名称	校区	県算定の 校区毎の 必要戸数	建設可 能戸数	所在地(代表地番)	有効面積(㎡)		現況
					敷地面積(㎡) (登記簿上の面積)	(住宅建設可能面積) (各県の意見書)	
スポーツ広場	土岐津		96	御幸町3-1	11,505	6,505	グラウンド
土岐津小学校	土岐津	182	48	土岐津町土岐口2000番地の1	10,551	7,372	学校敷
土岐津中学校	土岐津		120	土岐津町土岐口2046番地の1	23,340	16,338	学校敷
妻木小学校	妻木	120	60	妻木町1291番地の1	14,456	10,119	学校敷
西陵中学校	妻木		96	妻木町1513番地の1	15,760	11,032	学校敷
市営昔木グラウンド	昔木	18	84	昔木町字袴川1207-3外	10,368	10,368	グラウンド
駄知公園	駄知	159	84	駄知町2024番地の4	17,000	7,978	宅地
駄知小学校	駄知		96	駄知町1858番地の1	29,068	20,348	学校敷
肥田公民館グラウンド	肥田	117	30	肥田町肥田1697-4	6,060	3,000	学校敷
肥田小学校	肥田		96	肥田町肥田2269番地の1	12,000	8,400	学校敷
肥田中学校	肥田		36	肥田町肥田2285番地の1	15,817	11,072	学校敷
みつば保育園駐車場	泉		36	泉町河合754-13	3,348	3,300	宅地
市営大徳原球場	泉	232	120	泉町久尻字東洞1374	23,566	12,620	野球場
東公園	泉		24	泉町大富219番地の1	6,161	2,008	公園敷
泉小学校	泉		36	泉町黒町1丁目5番地	8,654	6,198	学校敷
泉中学校	泉		84	泉町大富1635番地の1	20,057	14,040	学校敷
泉西小学校	泉西	138	42	泉町久尻1413番地の2	13,153	9,207	学校敷
泉が丘1丁目	泉西		21	泉が丘1丁目181番地			
小計		966	1,209				

○ ため池の状況

ため池の 名称	所在地	堤体 長 m	堤高 m	貯水量 m ³	受益 面積 ha	決壊した 場合の人 家へ影響	備考改 修済年 度
賤洞 第1号	泉町河合字賤 洞 1130-1	95.5	10.9	55,000	4.2	3戸	H元 年度改修
賤洞第2号	泉町河合字賤洞	47.5	10.0	60,000	4.2	3戸	

ため池の 名称	所在地	堤体 長 m	堤高 m	貯水量 m ³	受益 面積 ha	決壊した 場合の人 家へ影響	備考改 修済年 度
仲森池	仲森町 882-1	160. 0	3.8	35,000	4.2	30 戸	H 元 年 度改修
甘草池	泉町甘草 1121・1122-2	96.2	10.0	12,000	4.2		H 19 年 度改修
東洞池	泉町河合	40.0	4.6	2,000	3.0	2 戸	
西洞池	泉町河合字賤 洞 1356-1	94.9	8.6	6,500	5.0		
匹田池	泉町河合字穴 洞 1-8	36.0	8.65	4,000	6.7		
大富池	泉町大富字北 山 1915	82.0	6.85	35,000	12.0	82 戸	
新第 1 池	泉町大富字北 山 1914	67.0	8.15	37,000	15.0	82 戸	
新第 2 池	泉町大富字北 山 1916-10	82.0	6.05	33,000	15.0	82 戸	S 46 年 度改修
北島池	泉町大富字西 山 1740	83.0	6.23	8,000	12.0	82 戸	S 57 年 度改修
斧研池	泉町大富字東 洞 833	60.0	3.65	3,000	4.0	22 戸	
寺下池	泉町久尻	60.0	3.0	1,000	3.0	20 戸	
北畑池	泉町久尻字北 山 1433-3	44.5	10.8	76,000	30.9	5 戸	S 52 年 度改修
定林寺防 災ため池	泉町定林寺園 戸	84.3	23.0	295,000	116. 0	300 戸	S 41 年 度建設
園戸池	泉町定林寺市 の沢 952、 園戸 962	108. 0	10.0	45,000	3.2		

ため池の 名称	所在地	堤体 長 m	堤高 m	貯水量 m ³	受益 面積 ha	決壊した 場合の人 家へ影響	備考改 修済年 度
新園戸池	泉町定林寺市 の沢 950	75.6	5.4	15,000	8.0		S 55 年 度改修
西洞池	泉町定林寺西 の洞 536	40.0	3.0	3,000	0.4	12 戸	
大洞池	土岐津町土岐 口字西山	35.0	12.5	79,400	4.7	23 戸	S 44 年 度改修
高山穴 弘法池	土岐津町高山	36.7	5.81	5,000	4.0		
杉焼池	肥田町肥田字 杉焼 288-1	143. 0	12.9	158,000	43.5		H 12 年 度改修
起池	肥田町肥田起 平	50.0	4.0	5,000	0.0	15 戸	
水洞池	肥田町肥田 2979	30.0	5.0	2,000	1.0		
下肥田池	肥田町肥田字 山手 2507	70.0	3.0	5,000	1.0	10 戸	
与治洞池	肥田町肥田字 与治田	30.0	2.56	1,000	2.0	20 戸	
本城池	妻木町字本城 3074	48.0	7.59	5,000	11.2		H 8 年度 改修
萱野 第 1 号	妻木町東山	45.0	4.62	10,000	6.0		
萱野 第 2 号	妻木町東山	44.0	7.92	6,000	6.0		
曾木池	曾木町ソブ川 246-11	69.4	16.8	97,000	44.7		S 47 年 度改修

ため池の 名称	所在地	堤体 長 m	堤高 m	貯水量 m ³	受益 面積 ha	決壊した 場合の人 家へ影響	備考改 修済年 度
恩ヶ洞池	曾木町字恩ヶ 洞 692-2	62.5	9.86	12,600	5.7		H10年 度改修
白鳥池	曾木町字野黒 301	45.5	4.39	1,600	5.9		H11年 度改修
浜井場池	鶴里町柿野	36.0	4.2	10,000	1.0		
カラフト 池	鶴里町柿野字日 山平 1063	36.4	6.5	6,500	4.2	1戸	
薬師池	鶴里町柿野字 西ヶ洞 810-3	35.0	12.0	5,000	2.6		
五輪第1 池	鶴里町柿野字 富士平 2358	35.0	3.0	1,200	7.0		R元 年度 改修
五輪第2 池	鶴里町柿野字 富士平 2359	46.0	4.25	6,000	6.0		
日影池	鶴里町細野字 日影 260	46.5	8.54	4,000	12.0		
村上池	鶴里町細野	34.0	3.0	1,000	0.5		
自在池	駄知町字五反 2546	30.0	4.00	2,000	0.00		
枯松第1	駄知町字五反 2545	30.0	4.00	1,000	0.00		
枯松第2	駄知町字五反 2544	28.0	6.50	3,000	0.00		

○ヘリコプター離着陸可能場所

施設名	所在地	地積 m × m	座標	電話
土岐津小学校	土岐津町土岐口 2000の1	110×85	E137°10'45" N 35°21'08"	54-2291
土岐津中学校	土岐津町土岐口 2046の1	98×150	E137°10'55" N 35°20'51"	54-5185
下石小学校	下石町1100の1	98×128	E137°11'42" N 35°19'16"	57-8145
妻木小学校	妻木町1291の1	75×90	E137°11'36" N 35°18'35"	57-8208
西陵中学校	妻木町1513の1	60×82	E137°11'07" N 35°19'03"	57-7195
敷島公園	妻木町3055の3	110×110	E137°12'09" N 35°17'48"	54-1238
濃南中グラウンド	鶴里町細野 141の1	110×110	E137°14'08" N 35°16'36"	52-2176
駄知小学校	駄知町1858の1	83×45	E137°13'19" N 35°19'48"	59-3148
駄知中学校	駄知町1145の6	160×140	E137°13'48" N 35°20'11"	59-3141
駄知公園	駄知町2024の4	98×98	E137°13'49" N 35°19'33"	54-1111
肥田小学校	肥田町肥田 2269の1	68×90	E137°12'25" N 35°21'01"	54-5165
肥田中学校	肥田町肥田 2285の1	90×120	E137°12'28" N 35°21'07"	55-2539
泉小学校	泉中窯町 1丁目5	75×105	E137°11'20" N 35°22'03"	54-2195
泉西小学校	泉町久尻 1413の2	90×140	E137°10'38" N 35°22'09"	55-1681
泉中学校	泉町大富 1635の1	120×90	E137°10'59" N 35°22'00"	54-2295

施設名	所在地	地積 m × m	座標	電話
大徳原球場	泉町久尻 1374	130×100	E137°11'06" N 35°21'53"	54-1238
岐阜県立土岐 紅陵高等学校	下石町 1795 の 12	130×105	E137°12'00" N 35°19'00"	57-7131
岐阜県立土岐 商業高等学校	土岐津町土岐口 1262	120×100	E137°10'24" N 35°20'33"	54-1291
岐阜県立東濃 フロンティア 高等学校	泉町河合 1127 の 8	163×100	E137°12'40" N 35°22'25"	55-4151
土岐市総合活動 センター建物跡 地	泉町定林寺 958 の 15	70×99	E137°11'43" N 35°23'22"	54-1111
土岐市総合活動 センター芝生広 場	泉町定林寺 958 の 14	93×82	E137°11'42" N 35°22'56"	54-3418
浅野緑地	肥田浅野双葉町 1丁目 25	65×55	E137°11'38" N 35°21'46"	53-0119 (消防)
土岐市総合公園	下石町 2183 の 1	210×90	E137°12'33" N 35°19'14"	54-1111
市営曾木 グラウンド	曾木町 1207 の 3	120×100	E137°15'25" N 35°17'48"	52-2237
自然科学研究機 構核融合科学研 究所	下石町 322 の 6	90×90	E137°10'06" N 35°19'22"	58-2052
旧曾木小学校	曾木町 460 の 1	90×45	E137°15'13" N 35°18'04"	54-1111
土岐南多治見 IC	土岐津町土岐口 1299 の 98	65×35	E137°10'17" N 35°19'55"	0568-81- 2913

○ 機関別利用可能通信施設

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号	他 の 連 絡 方 法
県 本 部	岐阜市藪田南 2 丁目	058-272-1111	県防災行政無線
防 災 課	〃	058-272-1125	〃
健康福祉政策課	〃	058-272-8260	〃
県 支 部	多治見市上野町 5 丁目	23-1111	〃
総 務 班	〃	〃	〃
保 健 班	〃	〃	〃
土 木 班	〃	〃	〃
教 育 班	恵那市長島町	0573-26-1111	〃
警 察 班	多治見市宝町 6 丁目	22-0110	警察無線
国土交通省多治見砂防国道事務所	多治見市坂上町 6 丁目	25-8020	国道無線
岐阜地方气象台	岐阜市加納二之丸 6	058-271-4107	
中部電力パワーグリッド（株）多治見支社	多治見市上野町 5 丁目 1	23-5508	（参考資料編参照）
東海旅客鉄道（株）（JR 土岐市駅）	土岐市泉町久尻	54-3177	
東濃鉄道（株）土岐営業所	土岐市駄知町栄	59-8760	
近鉄東美タクシー（株）土岐営業所	土岐市泉岩畑町 1 丁目	54-3175	
沢田タクシー（株）本社営業所	土岐市駄知町仲田	59-2131	
東鉄タクシー（株）土岐津営業所	土岐市土岐津町本郷	55-2197	
平和タクシー（株）		68-5175	
水資源開発公団 牧尾ダム管理所	瑞浪市和合町 2 丁目 長野県木曾郡三岳村大	026-446-2033	
西日本電信電話（株）岐阜支店	字和田 岐阜市八ッ寺町 1-15	058-268-3685	
中日本高速道路（株）名古屋支社多治見保全・サービスセンター	多治見市光が丘 5-28	23-3281	

○給水用機械器具保有状況

種 別	規 格	数 量	保管場所	備 考
給 水 車	1,800L	1 台	上下水道課倉庫（土岐津町土岐口本郷）	
給水タンク（ステン）	1,500L	2 台	上下水道課倉庫（土岐津町土岐口本郷）	トラック等に積載して使用 使用時には消毒を要する
	1,000L	1 台		
給水ポリタンク	1,000L	12 器	上下水道課倉庫（土岐津町土岐口本郷）	
		7 器	駄知旧浄水場倉庫	
水槽車	10,000L	1 台	北消防署	
水槽付消防ポンプ自動車	600L	1 台	濃南分駐所	
	1,500L	2 台	北消防署・南消防署	
化学消防車	水槽 1,300L	1 台	南消防署	
緊急時浄水装置	4 m ³ /h	20 台	防災センター及び地区防災倉庫	飲料水用
ポリ容器	20L	156 個	上下水道課倉庫（土岐津町土岐口本郷）	
ポリ容器（段ボール付、6Lは背負形） 給水栓	10L	200 個	肥田受水池	
	10L	500 個	北部送水ポンプ場	
	10L	300 個	おりべの丘配水池	
	6L	1,300 個	下石第2受水池	
	6L	1,500 個	肥田受水池	
	6L	1,322 個	上下水道課倉庫（庁舎メーター庫）	

種 別	規 格	数 量	保 管 場 所	備 考
	6L	1,500 個	北部送水ポンプ場	
ポリ容器（段ボール付、6Lは背負形）	6L	1,200 個	アクアシルヴァ送水ポンプ場	
	6L	1,100 個	駄知受水池	
	6L	1,200 個	妻木受水池	
	6L	300 個	おりべの丘配水池	
	6L	300 個	濃南低区配水池	
給水栓	蛇口4栓	2 個	北部送水ポンプ場	SUS（自立形）
		2 個	肥田受水池	SUS（自立形）
		2 個	下石第2受水池	SUS（自立形）
		2 個	濃南低区配水池	SUS（自立形）
給水栓	蛇口4栓	2 個	上下水道課倉庫 （庁舎南側倉庫）	SUS（自立形） 耐震性貯水槽用
耐震性貯水槽	100m ³	1 基	市役所庁舎南側地下	

- (注) 1 輸送に必要な一般の自動車、船艇は、管財班に連絡して確保する。
 2 消防車両の利用について、火災等の災害出動時は、除くものとする。

○ 野外仮設資機材保有状況

避難所 (野外仮設費機材)						
区分	所属	保管場所	テント 数量	収容可能人員		備考
				単位人員	人員	
天 土 岐 幕 市	土 岐	土岐津小学校	8	9×8	72	
		土岐津中学校	5	9	45	
		下石小学校	7	12	84	
		西陵中学校	4	9	36	
		妻木小学校	11	9×2 12×9	126	
		濃南小学校	7	20×5 8×2	116	
		濃南中学校	6	9	54	
		駄知小学校	3	9	27	
		駄知中学校	3	9	27	
		肥田小学校	3	6×1 7×2	20	
		肥田中学校	5	9	45	
		泉小学校	4	3	12	
		泉西小学校	6	9×2 3×4	30	
		泉中学校	5	9×4 4×1	40	
計			77		734	

(注) 上記以外におけるテント保有箇所

福祉事務所 4人用 8張

北消防署 9人用 8張

○医薬品等調達要請書

医薬品等調達要請書			
	第	年	号
	月	日	分
	午前・午後	時	分
岐阜県災害対策本部長 様			
市町村災害対策本部長			
医薬品等の調達を下記のとおり申請する。			
記			
1 医薬品等を必要とする病院等			
(1) 名称			
(2) 所在地			
(3) 代表者			
2 必要とする医薬品等			
品	名	規 格 等	数 量 備 考
3 輸送方法等			
(1) 場所			
(2) 輸送方法			
(3) 受領者			
ア 所属	イ 職名	ウ 氏名	

○医療・救急

衛生材料セット

(緑色ケース)

区分	No.	品名	規格	数量	滅菌方法
衛生材料他	1	絆創膏	紙テープ 9mm×10m.10 入	1	
	2	救急絆		200	
	3	滅菌ガーゼ	7.5×7.5cm12 枚重ね	100	C
	4	脱脂綿	100g	5	
	5	三角巾	105×105×150cm	10	B
	6	四角巾	穴あき、90×90cm	6	B
	7	伸縮包帯	5cm×9m 7.5×9m 各 10	20	
	8	弾性包帯	5cm×4.5m 7.5×4.5m 各 10	20	
	9	網包帯	大・中・小 各 1	3	
	10	アルフェンス	6 枚入、2・3・4 号 各 1	3	
	11	投薬瓶	ポリ袋 200cc2 本、500cc1 本	3	
	12	タオル	無地	10	B
	13	紙コップ	200cc	100	
	14	石鹼	薬用	1	
	15	軽便カミソリ		5	
	16	裁縫セット	鋏 1、糸(白・黒)各 1、針 25 本	1	
	17	ビニール袋	17×12cm 200 枚、28×20cm 500 枚	250	
	18	マッチ	箱入り	5	
	19	ローソク	27cm 程度	2	
	20	懐中電灯	単Ⅱ電池 2 本付	1	
	21	手術衣セット	衣、防止、マスク大・中各 2	4	C
	22	マスク	紙製 100 枚入り	1	
	23	ディスポ手袋	100 枚入、ビニール製中	1	C
	24	皮膚用鉛筆	赤色	1	
	25				

救護用医療セット内容

診療・創傷セット(1)

(青色ケース)

区分	No.	品名	規格	数量	滅菌方法
診療用具	1	聴診器	リットマン型	1	
	2	打診器	針・ハケ付、大貴式	1	
	3	体温計	平型、プラスチックケース付	5	
	4	血圧計	メーター式	1	
	5	ペンライト	ナイツ、メディカルスポット	1	
	6	舌圧子	板状、ステンレス	5	A
	7	捲綿子	咽用 2 本、鼻用 3 本	5	A
	8	メジャー	2m・自動式	1	
	9	携帯型心電計(ケース外)	記録紙、ケース付	1	
眼科・耳鼻科用具	1	洗顔瓶	ポリエチレン、500cc 容器	1	B
	2	洗顔受水器	中	1	B
	3	直像検眼鏡	ナイツ、ハロゲン電球付	1	
	4	開瞼器	デスマルク	1	A
	5	開瞼器	河本式、左右 1 組、BIN	1	A
	6	尋常ピンセット	ステンレス 11cm	1	A
	7	固定ピンセット	ステンレス 11cm	1	A
	8	異物針	ステンレス 13cm	1	A
	9	尖刃刀	ステンレス 13cm	1	A
	10	眼帯	ガーゼ付	25	
	11	軟骨壺	プラスチック 20g	1	
	12	点眼瓶	ポリエチレン製 ケース付	3	
	13	点眼棒	金属製 13cm	3	A
	14	咽頭捲綿子		1	A
	15	額帯付反射鏡	直径 9cm	1	
	16	気管鉗子	リュール気管復管 No.8	1	A
	17	咽頭鏡	ハンドル付、2・5 番各 1	2	B
	18	耳鏡	トレンチ氏式、大・中・小各 1	3	A
	19	耳鼻用ピンセット	ステンレス、ルーツェ氏式	1	A
	20	耳用消息子	銀製 21cm	1	A
	21	舌圧子	フレンケル氏式	2	A
	22	鼻鏡	和辻式、大・中各 1	2	A
	23	鼻用消息子		1	A
	24	鼻用捲綿子	ルーツェ氏式		

(注) 「診療用具」No. 6、No. 9、「眼科・耳鼻科用具」No. 4～No. 9、No. 12～No. 15、No. 17～No. 24 は、消毒盆 (A) に収納すること。

診療・創傷セット(2)

(青色ケース)

区分	No.	品名	規格	数量	滅菌方法
外科用具	1	持針器	マッチュー16cm	1	A
	2	止血鉗子	コッヘル有直 14cm	2	A
	3	止血鉗子	ペアン無直 14cm	2	A
	4	止血鉗子	モスキート有直 12cm	2	A
	5	止血鉗子	モスキート無直 12cm	2	A
	6	外科剃刀	両鈍反 14cm	1	A
	7	外科剃刀	片尖直 14cm	2	A
	8	ピンセット	有鉤 13cm	2	A
	9	ピンセット	無鉤 13cm	2	A
	10	メスホルダー	No.3	2	A
	11	替刃メス	フェザー20枚入り No.15	1	
	12	替刃メス	フェザー20枚入り No.11	1	
	13	消息子	18cm	1	A
	14	縫合糸	100本入、シルクブレード No.3・5・6 各 1	3	C
	15	針付縫合糸	10本入、外強、白、3-0、40cm	1	C
	16	縫合糸	10本入、No.1・3・5 強弱 各 1	6	B
	17	両刃鋭鉤	ホルクマン、1-2、00-0	2	
	18	有溝消息子	ローゼル	1	A
	19	気管偏平鉤	単鋭鉤、両端鉤	2	A
	20	手術用手袋	4枚入、No.5・7・7.5 各 1	12	C
	21	注射器	ディスポ 10cc、針付き	2	C
	22	注射針	ディスポ 21G	17	C
	23	注射針	ディスポ 23G	17	C
	24	ガーゼ	尺角 5枚入り	60	B
	25	三角巾	105×105×150cm	1	B
	26	四角巾	穴あき、90×90cm	1	B
	27	布鉗子	ステンレス 13cm	2	A
	28	消毒盆・フタ付(A)	ステンレス 27×21×4cm	1	B
	29	消毒盆・フタ付(B)	ステンレス 27×12×4cm	1	B
	30	煮沸消毒器	ステンレス 27×12×6.5cm	1	
外科用具外	1	止血帯	井の内式	2	
	2	注射器	ガラス製 20cc	10	
	3	輸血セット	輸血セット、翼状針、イニユーラ針、三方活栓付き	各 10	C
	4	膿盆	ステンレス 21cm	2	B
	5	鉗子立	ステンレス直径 7.5cm	1	B
	6	シャーレ	ステンレス直径 9cm	2	B
	7	陰圧式固定具(ケース外)	3個 1組、ポンプ付、ケース付	1	

(注) 「外科用具」No.1-No.13、No.16-No.19、No.25、No.27は、消毒盆(B)に収納すること。

蘇生・気管セット

(黄色ケース)

区分	No.	品名	規格	数量	滅菌方法
蘇生用具	1	自動蘇生器(ケース外)	大人用・幼児用、300lポンベ2本付	1	
	2	手動式蘇生器	バックマスク、シリコン	1	
	3	マスク	大・中・小各1	3	
	4	エアウェイ	ポリ製、大・中・小各1	3	
	5	気管内チューブ	経鼻用 No.6・7・8各1	3	C
	6	鼻鏡	ハルトマン中	1	A
	7	吸引器	足踏台	1	
気管挿管用具	1	喉頭鏡	マッキントッシュブレード大・中・小ハンドル付、電池付、ケース入り	1	
	2	気管内チューブ	カフ付、No.6・8・9各1	3	C
	3	スタイレット	大・小各1	2	A
	4	開口器	エスマルヒ	1	B
	5	舌鉗子	コラン氏	1	A
	6	舌圧子	木製	2	B
	7	舌圧子	金属	3	A
	8	バイトブロック	大・小各1	2	B
	9	吸引チューブ	ネラトン、No.4・6・8各1	3	B
	10	吸引チューブ	Fr.10・18各1	4	B
	11	サクションコネクター	3mm・5mm各1	2	B
	12	気管切開チューブ	No.30・33・36・39各1	4	C
	13	小ペアン	モスキー12cm	2	A
	14	胃カテーテル	No.6・12各5	10	
	15	尿カテーテル	Fr.14・16各5、バルーン付	10	
	16	酸素吸入カテーテル	鼻用	5	

薬品・アンプルセット(1)

(赤色ケース)

区分	薬効別	薬品名	単位	包装単位	備考 (商品名例示)
内服薬	催眠鎮静剤	ペントバルビタール Ca 錠	50 mg	20T	ラボナ
	解熱鎮痛(消炎)剤	イブプロフェン	100 mg	80T	ブルフェン
	精神・神経用剤	ジアゼパム	2 mg	40T	セルシン
	鎮痙剤	臭化プチルスコポラミン	10 mg	40T	ブスコパン
	抗ヒスタミン剤	フマル酸クレマスチン	1 mg	40T	タベジール
	利尿剤	トリクロルメチアジド	2 mg	40T	フルイトラン
	鎮咳剤	リン酸ジメモルファン	10 mg	40T	アストミン
	消化剤	フェスタール		100T	
	下剤	センノサイド		40T	プルゼニド
	その他の消化器官用薬	メトクロプラミド	5 mg	40T	プリンペラン
	止血剤	トラネキサム酸	250 mg	80T	トランサミン
	ビタミン剤	フルスルチアミン	25 mg	80T	アリナミン F
	抗生物質	セファレキシン	250 mg	100Cap	ケフレックス
	抗生物質	ジョサマイ	200 mg	80T	
	止痢剤	フェベリンA		80T	
	降圧剤	レセルピン	0.1 mg	40T	セルパシル
	血管拡張剤	硝酸イソソルビトール	5 mg	20T	ニトロール
	外用薬	局所麻酔剤	リドカインゼリー	30g	5
眼科用剤		コリマイC点眼	5ml	5	
眼科用剤		テキサメタゾンリン酸Na眼耳科用	5ml	4	オルガドロン
眼科用剤		硝酸アドレナリン点眼	5ml	4	
浣腸剤		グリセリン浣腸剤	60ml	10	
外皮用、抗生剤		パラマイシン軟膏	250g	1	
外皮用、抗生剤		ソフラチールガーゼ	10枚	5	
外皮用滅菌消毒器		0.5%ヒビテングルコネート液	500ml	1	
外皮用滅菌消毒器		20%ヒビテングルコネート液	500ml	1	
外皮用滅菌消毒器		クレゾール石鹼液	500ml	1	
外皮用滅菌消毒器		50%イソプロピルアルコール	500ml	1	
外皮用滅菌消毒器		2%硼酸水	500ml	1	
外皮用鎮痛痒消炎剤		リンデロンVG軟膏	30g	1	
収斂鎮痒		強カレストアミンコーチゾン軟膏	10g	5	
収斂鎮痒		テキサメサゾンエアゾル	90g	1	テカドロンエアゾル
パップ剤		ヘルペックス	200g	2	
解熱鎮痛坐剤		インドメタシン座薬	50mg	10	インダシン坐薬
解熱鎮痛坐剤		アルピニー坐薬	100mg	10	
鎮痛坐剤		ワコビタール坐薬	30mg	10	
テープ		ヘマコンビステックス	100枚	1	尿中PH・ブドウ糖・蛋白
止血スポンジ	ゼリフォーム No.12	4枚入	1		
その他	オリーブ油	500g	1		

薬品・アンプルセット(2)

(赤色ケース)

区分	薬効別	薬品名	単位	包装単位	備考(商品名例示)
注射薬	全身麻酔剤	チオベンタール Na	500 mg	2	ラボナール
	催眠鎮痛剤	10%フェノバルビタール注	100 mg	10A	10%フェノバル
	解熱鎮痛消炎剤	ベンタジン注	15 mg	10A	ソセゴン
	解熱鎮痛消炎剤	25 スルビリン注	250 mg	10A	メチロン
	精神・神経用剤	ジアゼパム注	10 mg	9A	ホリゾン
	局所麻酔剤	1%塩酸リドカイン	20 ml	4V	1%キシロカイン
	局所麻酔剤	2%塩酸リドカイン (エビレナリン含)	20 ml	2V	2%キシロカイン E2 付
	鎮痙剤	臭化プチルスコポラミン	20 mg	10A	プスコバン
	鎮痙剤	硫酸アトロピン	0.5 mg	10A	
	抗ヒスタミン剤	ヒドロキシジン	25 mg	18A	アタラックス P
	強心剤	ジブロヒェリン	2 ml	5A	ネオフィリン M
	強心剤	0.02%塩酸 イソプロテレノール注	0.2 mg	9A	フロタール L
			1 ml		
	強心剤	ジゴキシン注	0.25 mg	18A	ジゴシン
			1 ml		
	不整脈剤	塩酸プロプラノロール	2 mg	9A	インデラル
			2 ml		
	血圧降下剤	レセルピン注	0.5 mg	9A	アポプロン
			1 ml		
	その他の循環器用剤	カルニゲン	2 ml	10A	
	呼吸促進剤	ジモルホラミン筋注用	30 mg	9A	テラブチク
			2 ml		
	副腎皮質ホルモン剤	ヒドロコルチゾン	500 mg	10A	水溶性ハイドロコートン
			10 ml		
	副腎ホルモン剤	エビネフリン	1 mg	19A	ボスミン
			1 ml		
	カルシウム剤	カルチコール	5 ml	8A	
	糖類剤	5%ぶどう糖	20 ml	18V	
	糖類剤	20%ぶどう糖	20 ml	20V	
	血液代用剤	5%ぶどう糖	500 ml	3V	輸液セット 3本
	血液代用剤	ラクテック G	500 ml	3V	輸液セット 3本
血液代用剤	生理食塩水	500 ml	3V	輸液セット 3本	
止血剤	カルバゾクロムスルホン酸	50 mg	8A	アドナ	
		10 ml			
止血剤	トラネキサム酸	10 ml	4A	トラサミン S	
中毒治療剤	炭酸水素ナトリウム	7%	5A	メイロン	
		20 ml			
抗生物質	セファゾリンナトリウム	1 g	20V	セファメジン	
トキソイド類	沈降破傷風トキソイド	10 ml	2V		
その他	注射用蒸留水	20 ml	8A		

事務用品セット

(無地)

品名	規格	数量
*患者表		4 綴
*患者カルテ		200 枚
*救護日誌		30 枚
*救護班名簿		10 枚
*誘導班	2 種類 各 10 枚	20 枚
上質紙	B4 版	50 枚
封筒	大・小 各 10 枚	20 枚
ボールペン	黒・赤 各 2 本	4 本
鉛筆	青・赤 各 1 本	2 本
マジック(太)	黒・赤 各 1 本	2 本
マジック(細)	黒・赤 各 1 本	2 本
セロテープ	小	5 個
押ピン	100 個入	1 箱
スタンプ台	黒・赤 各 1 個	2 個
朱肉	中	1 個
ホチキス	小	1 個
ホチキス針	1,000 本入	1 箱
ガバン	B4 版用	2 枚
クリップ		1 箱
荷札		100 枚
ビニール紐		1 巻
色ビニールテープ	赤・黄・緑 各 1 巻	3 巻
ガムテープ	大	1 巻
ノート		1 冊
計算機	小	1 台
事務用はさみ		1 本
ビニール水桶		1 個
赤十字旗		1 旗
標旗		1 旗
ペンチ		1 本
五徳ナイフ		1 本
安全ピン		10 個
輪ゴム	100g 入	1 箱
直線定規	50 cm	1 本

○岐阜DMAT指定病院

DMAT	災害急性期（発災後48時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的なトレーニングを受けた医療チーム	
	チーム編成	医師、看護師、業務調整員の5名程度
	隊員	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省等が実施する専門的訓練（日本DMAT隊員養成研修）を終了し、厚生労働省に登録された者 都道府県の指定を受けたDMAT指定病院が編成するDMATに所属する。
	活動	主に被災地外のDMATが、発災後短時間で災害現場へ出勤し、自律的に救急医療活動を開始し、災害急性期（発災後48時間以内）の救命救急活動を担う。

岐阜DMAT指定病院	市町名
国立大学法人岐阜大学医学部附属病院	岐阜市
総合病院中津川市民病院	中津川市
岐阜県立多治見病院	多治見市
中部国際医療センター	美濃加茂市
大垣市民病院	大垣市
岐阜市民病院	岐阜市
岐阜県総合医療センター	岐阜市
岐阜県厚生農業協同組合連合会中濃厚生病院	関市
久美愛厚生病院	高山市
高山赤十字病院	高山市
岐阜赤十字病院	岐阜市
松波総合病院	笠松町

○医療機関一覧

名 称	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数	医師数
土 岐 津 地 区					
土岐市立総合病院	土岐津町土岐口 703-24	55-2111	内・整・ 神・ 形・呼・ 脳・ 消・皮・ 循・ 泌・小・	350	39
はやし内科	土岐口中町 2丁目 40	53-1205	婦・	0	1
すずき整形外科	土岐口中町 5丁目 1	54-0810	外・眼・ 耳・	0	1
ときつクリニック	土岐口中町 6丁目 36	56-6200	精・放・	0	2
ひまわり小児科	土岐口南町 4丁目 59	54-8839	麻・	0	1
佐分利クリニック	土岐口南町 4丁目 45	55-0066	心・リ・	0	1
はぎはら眼科	土岐口南町 2丁目 9	55-7717	(透析病院)	0	1
ばんの耳鼻咽喉科	土岐口南町 4丁目 50-1	53-3387	内・消・ 整・ リ・リウ・ 外 泌・皮 小・ア 内・循 眼 耳	0	1
妻 木 地 区					
高井病院	妻木町 1658	57-6516	内・外・消・ 泌・リ・	60	6
水野生々堂医院	妻木平成町 1-21	57-6005	(透析病院)	0	1
川越クリニック	妻木町 1419-1	58-0033	内・小・消 内・外・リ	0	1
駄 知 地 区					
土岐市国民健康 保険駄知診療所	駄知町 1272-5	59-2101	内・小	0	1
陶生堂医院	駄知町 2258	59-2171	内・循・消・ リ	0	1
肥 田 地 区					
あんどろ整形外科	肥田浅野朝日町 2丁目 34	55-5532	整・リ	0	1
土岐眼科クリニック	肥田浅野笠神町 2丁目 22	55-8896	眼	0	1
土岐内科クリニック	肥田浅野笠神町 2丁目 12	53-0656	内・神・消・ リ・小	0	2
土岐白楊クリニック	肥田浅野朝日町 2丁目 39	53-1151	内・(透析病院)	0	1
ひだまりファミリークリニック	肥田町肥田 2834-2	53-2220	内・小・リ	0	1

名 称	所 在 地	電話番号	診 療 科 目	病床数	医師数
泉 地 区					
加藤外科皮膚科	泉町久尻 44-11	55-3982	内・外・皮	0	1
河合クリニック	泉町久尻 11-6	55-6155	内・消・小・皮・	0	2
熊谷医院	泉郷町 4 丁目 1	55-2008	放	0	2
鈴木医院	泉岩畑町 2 丁目 53	55-7111	内・小・外・皮・	0	1
聖十字クリニック	泉岩畑町 3 丁目 2	54-9816	性	0	1
聖十字病院	泉町久尻 2431-160	54-8181	内・消・外・皮・	248	13
タカギクリニック	泉神栄町 4 丁目 5	55-3959	肛・麻	0	2
中島医院	泉町久尻 30-10	55-3225	精・神・心内	0	1
西尾産婦人科	泉大島町 2 丁目 26-2	55-1211	精・神・心	0	1
やまむら整形外科	泉町久尻 47-1	55-2018	内・	0	2
松本クリニック	泉梅ノ木町 1 丁目 24	54-0567	歯	0	1
ささき耳鼻咽喉科	泉仲森町 2 丁目 27-1	55-7033	内・ア・小・	0	1
いしぐろクリニック	泉町久尻 516	53-1496	外・リ	0	1
			内・小・泌	0	1
			婦	0	1
			整・リウ・リ	0	1
			循・小		
			耳・ア		
			内・外・消・		
			呼・肛・小・		
			リハ		

(注) 診療科目 内科は「内」、精神科は「精」、神経科又は神経内科は「神」、心療内科は「心内」、呼吸器科は「呼」、消化器科又は胃腸科は「消」、循環器科は「循」、アレルギー科は「ア」、小児科は「小」、外科は「外」、整形外科は「整」、形成外科は「形」、脳神経外科は「脳」、心臓血管外科は「心」、皮膚科は「皮」、泌尿器科は「泌」、性病科は「性」、婦人科は「婦」、眼科は「眼」、耳鼻いんこう科は「耳」、リハビリテーション科は「リ」、放射線科は「放」、リウマチ科は「リウ」、歯科は「歯」、肛門科は「肛」及び麻酔科は「麻」で表示

○防疫関係施設及び防疫器具等の状況

施設器具名	数 量	所 属
噴霧器	(動力式) 2台	土岐市保健センター
	(手動式) 2台	
第2種感染症指定医療機関	6床	県立多治見病院

○ 廃棄物処理施設の状況

施設名		数量等			所属
環境センター	ごみ収集車	パッカー車	1.80t 積	1 台	市本部(清掃班)
			1.95t 積	1 台	〃
			2.00t 積	2 台	〃
			2.10t 積	3 台	〃
			2.25t 積	1 台	〃
			2.30t 積	2 台	〃
			2.65t 積	1 台	〃
			2.40t 積	1 台	〃
		2.45t 積	1 台	〃	
		ダンプ車	2.70t 積	1 台	〃
		軽ダンプ車	0.35t 積	1 台	〃
パワーゲート車	3.75t 積	1 台	〃		
	3.80t 積	1 台	〃		
	4.00t 積	1 台	〃		
衛生センター	し尿収集車	バキュームカー	1.80kl 積	1 台	市本部(清掃班)
			2.70kl 積	1 台	〃
			3.00kl 積	2 台	〃
スコップ 一輪車 30s シャベル 20s シャベル				12 丁	市本部(清掃班)
				2 台	〃
				1 台	〃
				1 台	〃
ごみ焼却処理施設	機械化バッチ式	処理能力 70t/日		〃	
最終処分場	管理型及び安定型	埋立容量 45 万 m ³		〃	
し尿処理施設	膜分離高負荷脱窒素処理方式	64kl/日		〃	

○ 緊急時に確保すべき物資の品目、数量の目標

品目	規格	算出基礎	必要数量
精米		1人1日3食3日分 (1食180g)	6,500 kg
乾パン	115gポリ袋	1人1日3食3日分	35,000 kg
味噌	1kgポリ袋	1世帯1袋	1,100 kg
塩	1kgポリ袋	1世帯1袋	1,100 kg
育児用粉乳	1.2kg缶	乳児用1人1缶	200 缶
おむつ		乳児用1人20枚	4,000 枚
ポリバケツ	容量10L	1世帯1個	1,100 個
懐中電灯	単一乾電池2本 詰用	〃	1,100 個
乾電池	単一	1世帯4個	4,400 本
毛布		1人1枚	4,000 枚

地震災害対策計画編の警戒宣言時対策(1)

第3 参考

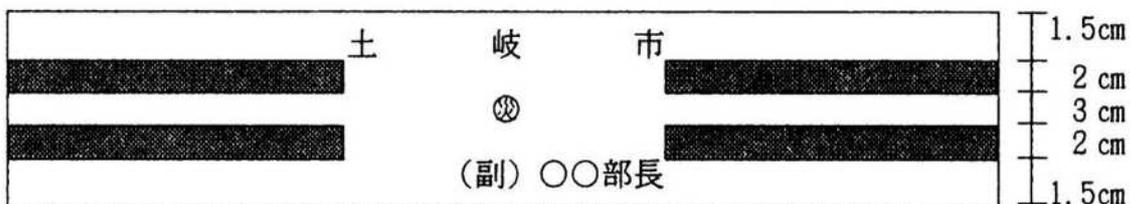
○市職員の腕章・標旗

(1) 腕章

ア 本部長及び副本部長腕章



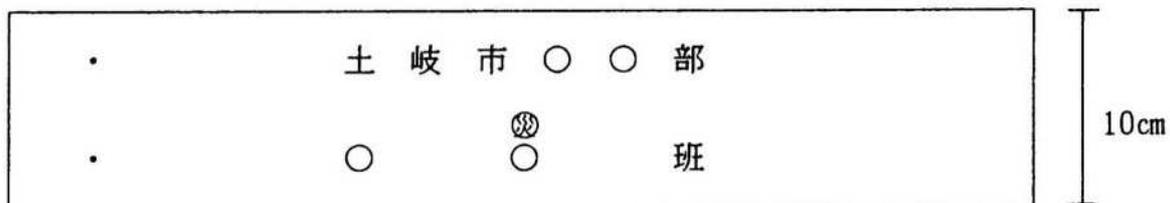
イ 部長及び副部長腕章



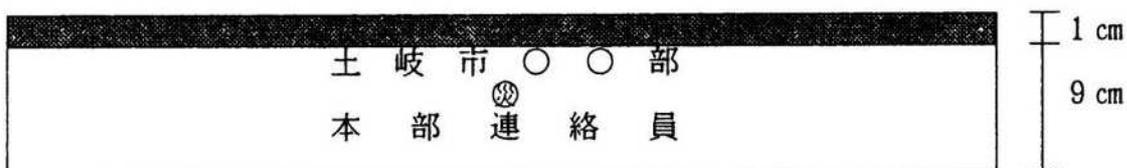
ウ 班長腕章



エ 班員腕章



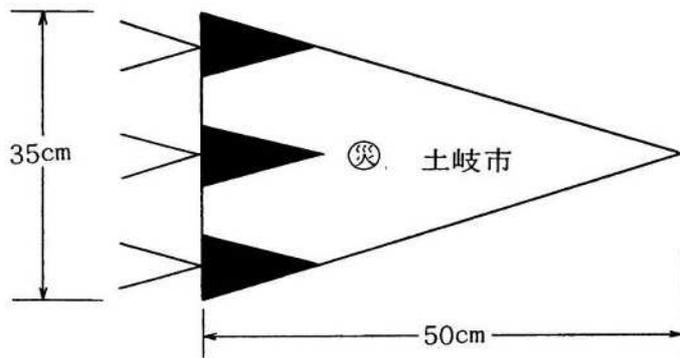
オ 本部連絡員腕章



- (注) 1 腕章の大きさは、長さ 38cm、巾 10cm とする。
 2 地は白地、字は黒色、線は赤色とする。

(2) 標旗

災害応急対策に使用する自動車には、次の標旗を付する。



(注) 1 赤地に白抜き文字とする。

○自衛隊に対する派遣要請の窓口

部隊名等	連絡責任者（電話番号）	
	時間内（平日）～17:00	時間外
陸上自衛隊 第35普通科連隊 （守山）第3科	第35普通科連隊第3科 T E L 052-791-2191 （内線4832、4509（夜間））	駐屯地当直司令 052-791-2191 （内線4302）
	F A X 052-791-2191（内線4839）	
	県防災行政無線 77-651-711（事務室） 77-651-712（当直室）	
	県防災行政無線 F A X 651-710	
航空自衛隊 小牧基地 防衛運用班	T E L 0568-76-2191（内線4032）	
	F A X 0568-76-2191（内線4039）	
	県防災行政無線 77-653-711（事務室） 77-653-712（当直室）	
	県防災行政無線 F A X 653-710	
航空自衛隊 岐阜基地 第2補給処企画課	T E L 058-382-1101（内線2682） 058-382-3196（直通）	
	F A X 058-382-1101（内線2688） 058-382-4899（直通）	
	県防災行政無線 77-652-711（事務室） 77-652-712（当直室）	
	県防災行政無線 F A X 652-710	

○自衛隊の派遣要請

様式1号

第 号
年 月 日

岐阜県災害対策本部長 殿

土岐市長 印

災害派遣要請依頼について

自衛隊法第83条第1項の規定により、次のとおり自衛隊の派遣を要請されたく依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (1) 災害の状況
 - (2) 派遣を要請する事由
- 2 派遣を必要とする期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣区域
 - (2) 活動内容
- 4 その他参考となるべき事項

○自衛隊の撤収要請

様式2号

第 号
年 月 日

岐阜県災害対策本部長 殿

土岐市長 印

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けていましたが、(災害の復旧)もおおむね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

- 1 撤収要請依頼日時
年 月 日 時 分
- 2 派遣要請依頼日時
年 月 日 時 分
- 3 撤収作業場所
- 4 撤収作業内容

○非常通信用紙

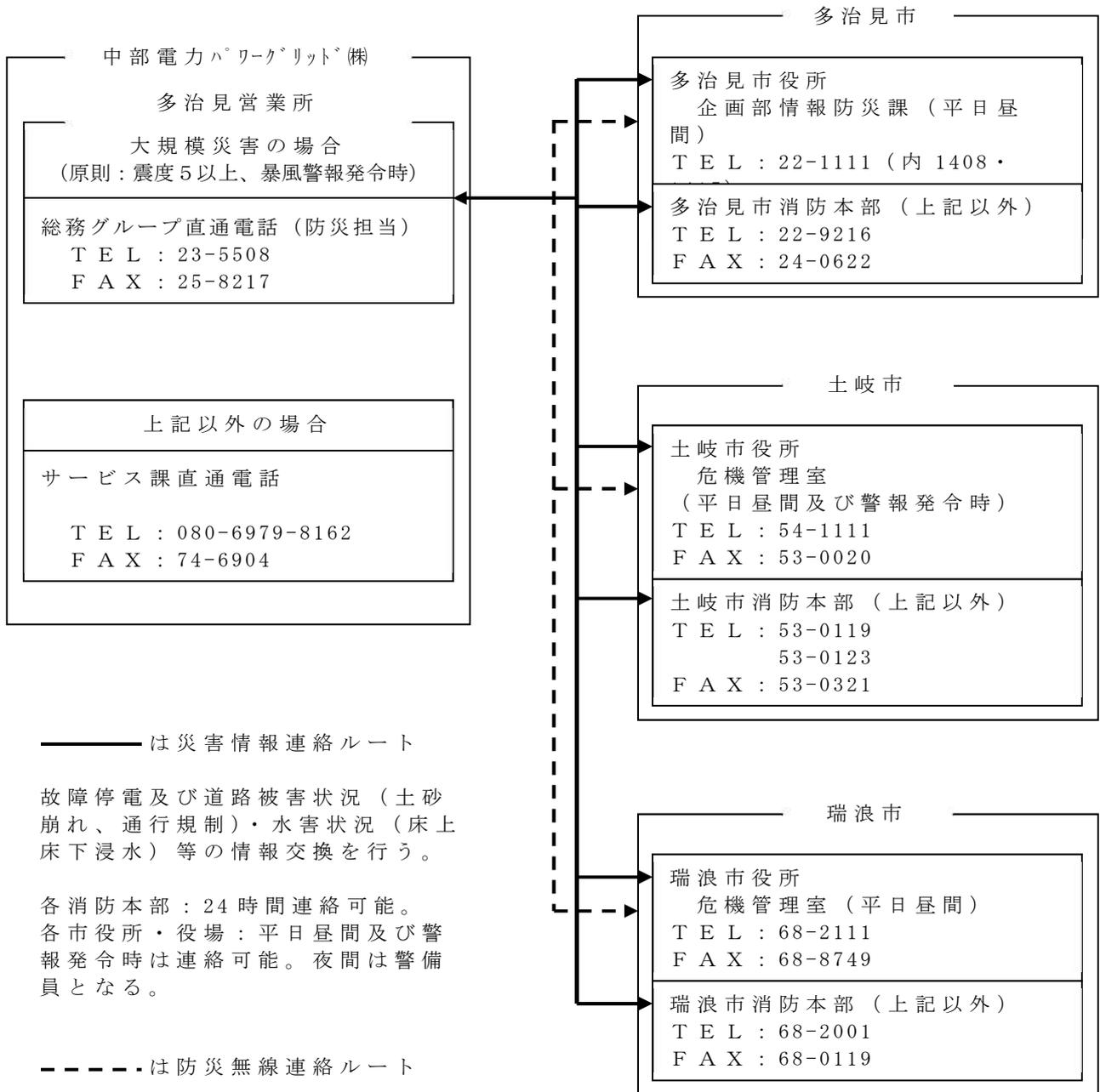
非 常 通 信 用 紙			
指 定		発信番号	※
発 信 者 名			
受 信 者 住 所			
氏 名			
電 話 番 号			局 番
本 文			
受付日時分	※	発信日時分	※
発信局所名	※	通信相手局 所 名	※
取扱者名	※	備 考	

(注) ※印欄は、取扱局で記入する。

○災害情報用紙

災 害 情 報			
災害の種別		災害発生日時	月 日 時 分
発生場所			
報告時限	日 時 現在	発受信時刻	日 時 分
発信機関		発信機関	
発信者		受信者	
情 報			

○ 中部電力株式会社連絡体系



○災害復旧事業の種類

第4章第2節 2 公共土木施設の災害復旧（1）災害復旧事業

「災害復旧事業の種類」

- ア 公共土木施設災害復旧事業
 - a 河川災害復旧事業
 - b 海岸災害復旧事業
 - c 砂防設備災害復旧事業
 - d 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - e 地すべり防止施設災害復旧事業
 - f 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - g 道路災害復旧事業
 - h 下水道災害復旧事業
 - i 公園災害復旧事業
- イ 農林水産業施設災害復旧事業
- ウ 都市災害復旧事業
- エ 水道災害復旧事業
- オ 住宅災害復旧事業
- カ 社会福祉施設災害復旧事業
- キ 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- ク 学校教育施設災害復旧事業
- ケ 社会教育施設災害復旧事業
- コ その他の災害復旧事業

○災害復旧事業に伴う法律・要綱等

第4章第3節 1 法律等により一部負担又は補助するもの

「災害復旧事業に伴う法律・要綱等」

(1) 法律

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- エ 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ケ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
- コ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

- ア 公立諸学校建物その他災害復旧費補助
- イ 都市災害復旧事業国庫補助
- ウ 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

○ 激甚災害に係る財政援助措置

第4章第3節 2 激甚災害に係る財政援助措置

「激甚災害に係る財政援助措置」

- ア 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
 - a 公共土木施設災害復旧事業
 - b 公共土木施設災害関連事業
 - c 公立学校施設災害復旧事業
 - d 公営住宅等災害復旧事業
 - e 生活保護施設災害復旧事業
 - f 児童福祉施設災害復旧事業
 - g 老人福祉施設災害復旧事業
 - h 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
 - i 知的障害者援護施設災害復旧事業
 - j 婦人保護施設災害復旧事業
 - k 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - l 感染症予防施設事業
 - m 堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）
 - n 湛水排除事業
- イ 農林水産業に関する特別の助成
 - a 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
 - b 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - c 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - d 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - e 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - f 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - g 共同利用小型漁船の建造費の補助
 - h 森林災害復旧事業に対する補助
- ウ 中小企業に関する特別の助成
 - a 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - b 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
 - c 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ その他の特別の財政援助及び助成
 - a 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

参考資料編

- b 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- c 母子及び寡婦福祉資金法による国の貸付けの特例
- d 水防資材費の補助の特例
- e り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- f 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
- g 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第 4 協定書・覚書

○災害時応援締結状況

令和 6 年 4 月 1 日現在

区分	協定名	協定先	協定内容	締結年月日	多治見市	瑞浪市	
避	非常災害時における学校開放に関する覚書【土岐市】	岐阜県立はなの木苑	非常災害時において、学校の施設・設備等の一部を地域住民の避難場所として開放する	平成14年3月1日			
	災害時要援護者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定の締結【土岐市】	社会福祉法人 美濃陶生苑	災害時に要援護者等が避難施設として社会福祉施設等を使用すること	平成24年3月6日	○※3		
	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書【岐阜県】	株式会社ダスキン	災害時帰宅困難者支援ステーションの設置	平成24年10月1日			
	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定【土岐市】	社会福祉法人 土岐市社会福祉協議会	災害時に要援護者等が避難施設として社会福祉施設等を使用すること	平成25年12月26日			
	災害時における一時避難場所の確保等に関する協定【土岐市】	夢コーポレーション株式会社	災害時における一時避難場所及び食料等の提供	平成26年2月19日	平成 観光		
	災害時における被災者支援に関する協定について【岐阜県】	岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合	災害時における一時避難場所及び食料等の提供	平成27年4月24日			
	災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定について【岐阜県】	県内事業者	災害時における徒歩帰宅者に対し水道水、トイレの提供等	平成27年6月5日			
	難	災害時における飲料水及び避難所等の提供に関する協定【土岐市】	株式会社コパン	災害時における一時避難場所及び飲料水等の提供	平成28年8月23日		
		災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定【岐阜県】		災害時帰宅支援ステーション一覧表の送付	平成28年11月1日		
		災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定【土岐市】	社会福祉法人 土岐市社会福祉協議会	災害時に要援護者等が避難施設として社会福祉施設等を使用すること	平成29年4月1日		
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定		社会福祉法人 美濃陶生苑	災害時に要援護者等が避難施設として社会福祉施設等を使用すること	平成29年4月1日			
災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定【土岐市】	ドリーム陶都	災害時に要援護者等が避難施設として社会福祉施設等を使用すること	平成30年2月16日				
災害時における一時避難場所の確保等に関する協定【土岐市】	イオンモール株式会社	災害時における一時避難場所等の提供	令和4年9月11日				

区分	協定名	協定先	協定内容	締結年月日	多治見市	瑞浪市
避難	災害時における一時避難場所等の確保等に関する協定【土岐市】	NEXCO中日本開発株式会社	災害時における一時避難場所等の提供	平成30年12月20日		
	災害時における避難場所の提供に関する協定【土岐市】	株式会社旅籠屋	災害時に要配慮者等が避難施設として使用すること	令和2年1月14日		
物資	【参考】震災時における食糧の緊急連絡体制【東濃圏城市町村】	岐阜県食糧事務所 東濃支所長	災害救助法発動に伴う食糧の提供 事務連絡	平成9年6月4日		
	緊急時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書【土岐市】	(株)岐東ファミリーデパート	地震、風水害、大火災、その他原因による災害発生時における、被災者への応急生活物資の調達及び安定供給等を行う	平成9年9月1日		ユニー
	災害時における消防水等の供給支援協力に関する協定【岐阜県】	岐阜県生コンクリート工業組合	大規模災害発生時における、消火等のための水の供給	平成10年3月12日	○**3	
	災害時における帰宅困難・滞留旅客者への支援に関する協定書【岐阜県】	岐阜県石油商業組合	燃料の優先提供	平成14年9月25日		
	災害時における石油類燃料の供給に関する協定【岐阜県】		水道水・トイレ・一時避難場所（平成17年9月27日）	【平成17年度見直し】		
	災害時における応急生活物資の供給及び被災者等への支援に関する協定書【東濃振興局】	東濃圏域道の駅（10駅）	大規模災害時における応急生活物資の供給、情報等の相互供給、滞留旅客者等への支援	平成19年12月21日		
	災害時におけるLPガスの供給に関する協定【土岐市】	(社)岐阜県エルピーガス協会土岐支部	災害時におけるLPガスの安定的な供給体制の構築	平成20年7月4日	○	○
	【参考】農水省の震災対応マニュアル（食糧支援）	農林水産省	震災時における食糧支援制度	【協定ではない】		
	災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書【土岐市】	株式会社伊藤園	災害時における避難者への飲料水の優先供給	平成29年1月23日		
	災害時における物資供給に関する協定【土岐市】	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資の供給及び指定地までの運搬	平成30年1月24日		
災害救助物資の緊急調達等に関する協定	株式会社オークワ	災害時における物資供給及び運搬	平成30年2月7日			

区分	協定名	協定先	協定内容	締結年月日	多治見市	瑞浪市
	防災・災害等の対応に関する覚書	株式会社パローホールディングス	災害等の物資供給	令和5年11月20日	○	○
物資	災害時における生活物資供給に関する協定【土岐市】	生活協同組合コープぎふ	災害時における物資供給及び運搬	令和2年1月29日	○	
	災害時における生活物資供給に関する協定	株式会社ドラッグスギヤマ	災害時における物資供給	令和2年2月25日		
	災害時における生活物資等の供給協力に関する協定	株式会社スギ薬局	災害時における物資供給及び運搬	令和2年3月26日		
	災害時における電動車両等の支援に関する協定【土岐市】	土岐三菱自動車販売㈱・西日本三菱自動車販売㈱・三菱自動車工業㈱	災害時における電動車両等供給	令和2年8月31日		
	災害時における物資（ユニットハウス等）供給に関する協定【土岐市】	三協フロンテア株式会社	災害時においてユニットハウス型仮設トイレなどの物資を供給	令和3年6月28日		
	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定【土岐市】	一般社団法人 日本福祉用具供給協会	災害時において福祉用具（介護用品、衛生用品など）等の物資を供給	令和3年10月20日		
	災害時における物資の供給協力に関する協定締結【土岐市】	土岐ダイナパック株式会社	災害時において段ボールベットの供給	令和3年11月2日		
	災害時における資機材のレンタルに関する協定【土岐市】	株式会社ダイワテック	災害時においてソーラーシステムハウス、ソーラーパイオトイレ等のレンタル資機材を供給	令和3年11月15日		
	災害時における物資供給等の協力に関する協定【土岐市】	中北薬品株式会社	災害時における医薬品・日用品等物資供給	令和4年8月2日	○	
	大規模災害時における支援協力に関する協定【土岐市】	イオンリテール株式会社	災害時における物資供給	令和4年9月11日		
災害時における飲料水及び非常用電源等支援協力に関する協定【土岐市】	星山運輸有限公司	災害時における飲料水、非常用電源等の供給	令和5年3月20日			
参考	【参考】海外からの支援物資の対応省庁及び対応方針、手続きについて【事務連絡】	国からの通知	大規模災害時において、海外からの支援物資の受け入れ要領	平成10年4月6日		

区分	協定名	協定先	協定内容	締結年月日	多治見市	瑞浪市
医療	災害時における医療救護活動に関する協定【土岐市】	(社)土岐医師会	医療救護活動の協力・医療救護班の派遣・医薬品の供給・収容医療機関の選定	平成12年4月1日	○	○
	災害時の歯科医療救護協定に関する覚書【土岐市】	土岐歯科医師会	歯科医療救護班の派遣	平成19年9月3日	○	○
	災害時の医療救護活動等に関する協定書【岐阜県】	社団法人岐阜県薬剤師会	災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給	平成24年1月31日	○	○
	災害時の医療救護活動等に関する協定書【土岐市】	土岐市薬剤師会	災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給	平成26年5月1日	○	○
輸送	災害応急対策に必要な輸送車両の確保等に関する協定【岐阜県】	(社)岐阜県トラック協会	災害時における物資・資材の運送等に関する営業用貨物自動車の確保等	平成12年5月10日		
	災害時におけるヘリコプターの出動に関する協定について【岐阜県】	認定特定非営利活動法人 全日本ヘリコプター協議会	災害時における情報収集活動、物資輸送	平成28年2月5日		
	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社	避難所への支援物資の配送計画及び配送、配送時に物資ニーズの収集等	令和6年2月1日	○	
資材	非常災害時における応急物資供給の協力依頼について【文書による依頼】【土岐市】	カネヤマ株式会社	大規模災害発生時における応急物資（ビニールシート、塩化ビニールトタン、建築木材等）の安定供給を円滑に実施する	平成14年6月17日	○	
		合資会社マイホーム		平成14年6月17日		生活共同組合コープ岐阜
		(株)サンマート・サンビックス・ホームセンター		平成14年6月17日		
土岐市の災害応援協力に関する協定【土岐市】	土岐市建設業組合	被災者の救出及び社会基盤施設の応急復興に対する応援協力	平成16年2月26日	○※2		
土岐市管工事協同組合との災害時における水道業務の応援に関する協定【土岐市】	土岐市管工事協同組合	災害による大規模な断水の復旧等	平成17年8月25日	○	○	
災害時における水道業務の応援に関する協定【土岐市】	寿美工業株式会社岐阜営業所	災害による大規模な断水の復旧等	平成17年9月1日			

区分	協定名	協定先	協定内容	締結年月日	多治見市	瑞浪市
復	資材メーカーとの災害時における水道業務の応援に関する協定【土岐市】	株式会社米津西部	災害時の資材の提供	【平成26年4月7日再締結】	○	
		安田株式会社		平成17年9月1日	○	
		寿美工業㈱岐阜営業所		平成17年9月1日		
	災害応援等の協力に関する協定【岐阜県】	岐阜県森林施業協議会	災害により、ライフラインの復旧のための倒木処理等	平成18年12月26日		
	災害応援協力に関する協定【岐阜県】	(社)岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	災害時における土地境界の復元作業、災害復旧活動体制の構築	平成21年5月1日		
旧	災害時の応援業務に関する基本協定【土岐市】	(社)岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	災害時における土地境界の復元作業、災害復旧活動体制の構築	平成21年10月15日		
	土岐市の災害応援協力に関する協定【土岐市】	(一社)多治見建設業組合	被災者の救出及び社会基盤施設の応急復興に対する応援協力	平成26年5月9日	○	○
	災害時における障害物除去等の協力に関する協定書【岐阜県】	全日本高速道路レッカー事業協同組合	災害時の、応急復旧活動の阻害となる障害物の除去等	平成24年4月24日		
	災害時における応急対策活動に関する協定【土岐市】	岐阜県瓦葺組合土岐・瑞浪支部	災害時の住宅の屋根瓦の応急処置等	平成25年3月27日		○
	災害時における応急対応業務協力に関する協定【岐阜県】	全建総連岐阜建設労働組合県本部	被災家屋の軽微な補修・清掃、避難所等の環境改善に係る工作物設置及び軽微な補修	平成25年9月12日		
復 旧	災害時における避難所等の清掃及び消毒等に関する協定について【岐阜県】	(公社)岐阜県ビルメンテナンス協会	避難所等建築物の環境衛生面に係る被害状況の確認、対処方法の報告及び応急的措置	平成27年6月12日		
	災害時における被災住宅の応急措置等に関する協定の締結【岐阜県】	岐阜県瓦葺組合	被災住宅の屋根瓦の損傷箇所の把握及び応急措置	平成27年10月15日		
	災害被害状況調査に係る応援協力に関する協定【土岐市】	(一社)岐阜県測量設計業協会東濃地区協議会	災害時における被害状況調査に係る応援協力	令和元年11月29日		

※1 長野県飯田市、愛知県高浜市、同田原市、滋賀県草津市、東京都足立区、大阪府河内長野市

※2 多治見市建設工業

※3 医療法人 仁寿会、社会福祉法人 薫風会

○相互応援協定

a 岐阜県広域消防相互応援協定

- ・昭和 41 年 4 月 多治見市、瑞浪市、笠原町
- ・昭和 47 年 2 月 御嵩町
- ・昭和 58 年 1 月 可児市、可茂消防事務組合、瀬戸市
- ・昭和 61 年 12 月 多治見市、瑞浪市、恵那市、中津川市、恵南消防組合、恵北消防組合
- ・昭和 63 年 9 月 愛知県藤岡町
- ・平成 19 年 12 月 多治見市、瑞浪市、恵那市、中津川市

b 消防相互応援協定（高速道路における覚書協定）

- ・昭和 48 年 9 月 多治見市、瑞浪市
- ・昭和 50 年 3 月 多治見市、瑞浪市、恵那市、中津川市
- ・昭和 51 年 4 月 大垣市、羽島市、関ヶ原町、養老町、安八町、上石津町、多治見市、瑞浪市、恵那市、中津川市、大垣消防組合、不破消防組合
- ・昭和 62 年 5 月 中濃消防組合、羽島郡消防組合、美濃市、関市、岐阜市、各務原市、岐南町
- ・平成 3 年 4 月 岐阜県広域消防相互応援協定締結 岐阜県一円

c 消防相互応援協定（東海環状自動車道における覚書協定）

- ・平成 17 年 2 月 豊田市、瀬戸市、多治見市、可茂消防事務組合、中濃消防組合

○災害時の応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 焼津市長と土岐市長は、焼津市又は土岐市において、大規模な災害（以下「災害」という。）が発生した場合における相互応援の実施等について、次のとおり協定する。

(相互応援の実施)

第2条 焼津市と土岐市は、その区域内において災害が発生し、必要があるときは、次に掲げる応援を相互に実施するものとする。

- (1) 災害の応援措置及び応急復旧に必要な資機材及び物資等の提供
- (2) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (3) 災害応急措置及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (4) ボランティアの斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(連絡担当部課)

第3条 両市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部課を定め、災害が発生したときは、応援の要否その他必要な情報を相互に連絡するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請する市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

(緊急応援の自主出動)

第5条 前条の規定にかかわらず、いずれかの市域において、地震等の大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、相手方の市が自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

(経費の負担)

第6条 援助に要した経費は、法令等に定めがある場合を除き、援助を受けた市と援助を実施した市が協議のうえ定める。

(情報の交換)

第7条 この協定に基づく応援を円滑に行うため、地域防災計画その他防災に関する情報を相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、その都度両者が協議して定めるものとする。

(効力の開始)

第9条 この協定は、平成9年4月7日から効力を生じるものとする。

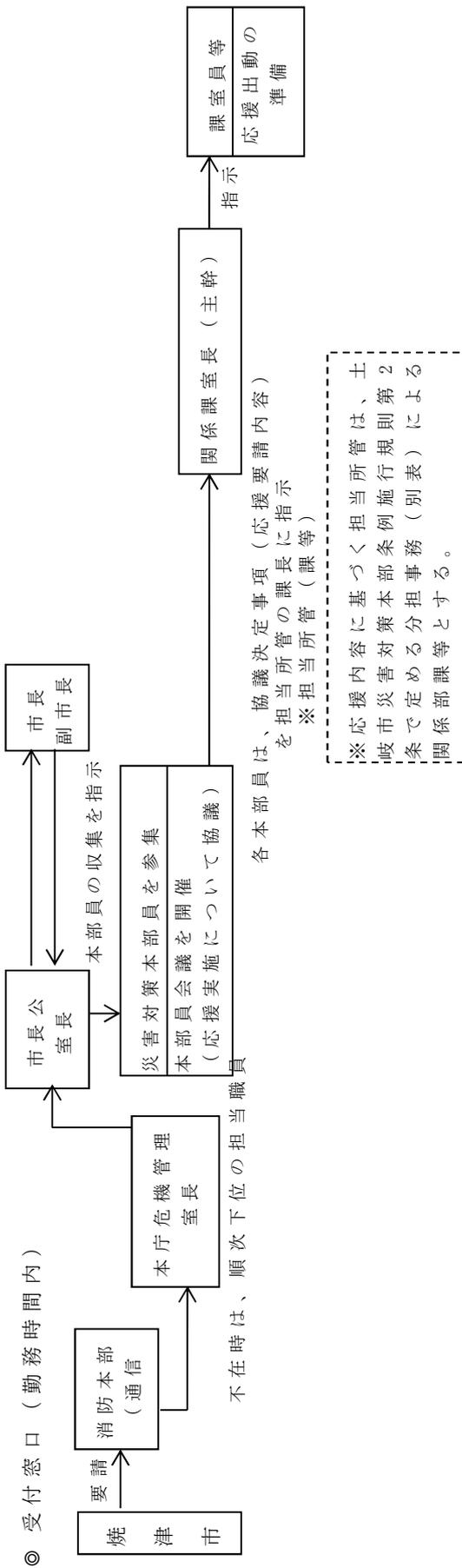
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両市長記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成9年4月7日

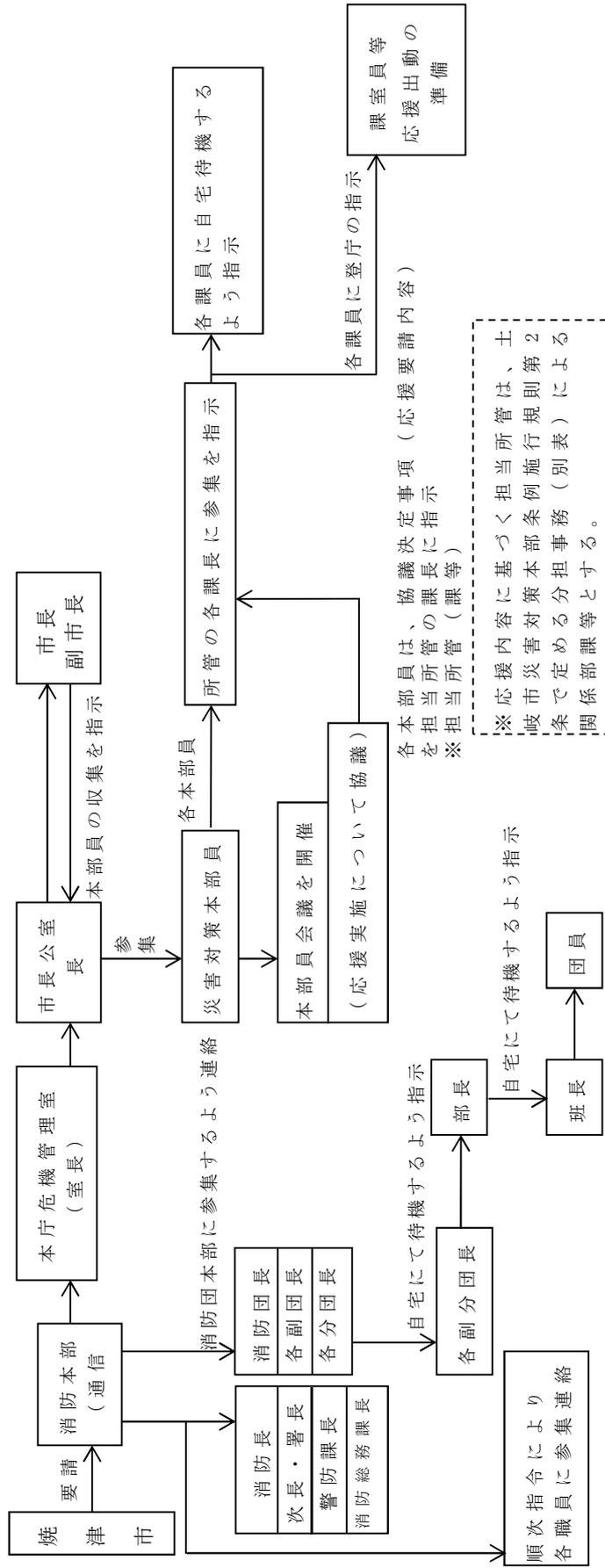
焼津市長 長谷川孝之
土岐市長 塚本 保夫

焼津市・土岐市相互応援実施時の連絡系統及び体制

- 趣旨-焼津市との相互応援協定書第3条（連絡担当部課）に基づき次のとおり定める。



◎ 受付窓口（勤務時間外）



○東海環状自動車道沿線都市災害時相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、東海環状自動車道で結ばれる多治見市、関市、美濃市、瑞浪市、美濃加茂市、土岐市、可児市、瀬戸市、豊田市（以下「沿線都市」という。）において災害が発生した場合における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等物資及び資機材の提供
- (4) 救援、応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受け入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

(応援要請手続)

第3条 応援を要請する市（以下「要請都市」という。）は、次の事項を明らかにして、第9条第1項に定める連絡担当部局に対して、電話電信により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両、資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援期間
- (7) その他必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市（以下「応援都市」という。）は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

(応援のために派遣された職員の指揮)

第5条 応援のために派遣された職員は、要請都市の市長等の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として要請都市の負担とする。

2 要請都市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請都市から要請があった場合には、応援都市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、その都度沿線都市が協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援都市が対応するものとする。

2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請都市への往復途中に生じたものを除き、要請都市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第8条 災害が発生し、被災市との連絡が取れない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めるときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した経費の負担については、第6条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

(連絡担当部局)

第9条 沿線都市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(情報提供等)

第10条 沿線都市は、この協定による応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、沿線都市が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成17年4月1日から効力を生じるものとする。

この協定書を証するため、本協定書 9 通を作成し、各市長が記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 17 年 3 月 16 日

多治見市

多治見市長 西 寺 雅 也

関市

関市長 後 藤 昭 夫

美濃市

美濃市長 石 川 道 政

瑞浪市

瑞浪市長 高 嶋 芳 男

美濃加茂市

美濃加茂市長 川 合 良 樹

土岐市

土岐市長 塚 本 保 夫

可児市

可児市長 山 田 豊

瀬戸市

瀬戸市長 増 岡 錦 也

豊田市

豊田市長 鈴 木 公 平

○大規模土砂災害時における相互連携対応に関する協定

国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長（以下「甲」という。）と上松町長（以下「乙」という。）、南木曾町長（以下「丙」という。）、大桑村長（以下「丁」という。）、多治見市長（以下「戊」という。）、中津川市長（以下「己」という。）、土岐市長（以下「庚」という。）は、木曾川流域又は庄内川流域において大規模土砂災害（以下「大規模土砂災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の相互連携対応について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模土砂災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における災害対応等を円滑に進めるため、甲と乙、丙、丁、戊、己、庚が相互に協力することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第2条 甲と乙、丙、丁、戊、己、庚は、大規模土砂災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、次の事項に関し別紙の通り相互に協力を行うものとする。

- （1）被災状況等に関する情報共有
- （2）被災状況調査や災害応急対策に関する技術的支援及び受入
- （3）その他必要と認められる事項

2 第1項に規定する相互協力を円滑に実施する為、甲と乙、丙、丁、戊、己、庚は、平常時から次の事項に関し相互に協力を行うものとする。

- （1）事前準備資料の整備及び共有
- （2）大規模土砂災害対応防災訓練に関する対応

（協定の期間）

第3条 この協定の期間は、平成22年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、協定締結者のいずれからも何ら申出がない場合は、本協定を延長継続するものとする。

（疑義の決定）

第4条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙、丙、丁、戊、己、庚の双方が協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙、丙、丁、戊、己、庚が記名捺印の上、それぞれ1通を保有する。

平成22年4月1日

(甲) 国土交通省中部地方整備局
 多治見砂防国道事務所
 所 長 今井 一之 印

(乙) 長野県上松町
 上松町長 田上 正男 印

(丙) 長野県南木曾町
 南木曾町長 宮川 正光 印

(丁) 長野県大桑村
 大桑村長 貴舟 豊 印

(戊) 岐阜県多治見市
 多治見市長 古川 雅典 印

(己) 岐阜県中津川市
 中津川市長 大山 耕二 印

(庚) 岐阜県土岐市
 土岐市長 大野 信彦 印

○非常災害時における教育施設等開放に関する覚書

岐阜県立土岐紅陵高等学校（以下「甲」という。）は、土岐市（以下「乙」という。）との間に、非常災害時において甲の施設、設備等（以下「施設等」という。）を地域住民の避難場所として開放することに関し、次のとおり覚書を締結する。

（解放施設等）

- 1 甲が非常災害時に乙の地域住民に開放する施設等及びその使用上の注意事項は、別記1のとおりとする。この場合の施設の開放期間は、避難事由の発生したときから消滅したときまでとする。

（受入れ対象地域等）

- 2 避難民の受入れ対象地域は、別記（図）2のとおりとし、その予定人員は、おおむね2,573世帯、7,054人とする。

（開放責任者）

- 3 施設管理者は、あらかじめ開放責任者（施設管理者又は施設管理者から権限を付与された者）の順位を定め、乙へ通知するものとする。

（開放の際の手続等）

- 4 開放に関する手続、方法は、おおむね次のとおりとする。

（1）乙は、非常災害が発生し、住民を避難させる必要があると認めたときは、直ちに開放責任者に対し、施設等開放の要請を行うものとする。

（2）乙から施設等開放の要請を受けた開放責任者は、施設等が開放できる状態にあるときは、直ちに口頭により使用許可を与えるとともに、開放を行うものとする。

（3）開放責任者は、開放後は、直ちに乙の責任者に施設使用に際して指示を与えるとともに、避難民に対し、使用上の注意を行うものとする。

（責任者等）

- 5 開放に際しての甲及び乙の責任者並びに鍵の保管者の氏名、住所、連絡先、分担事項については、別に定め、異動の都度、相互に連絡し、確認しておくものとする。

（所管事項）

- 6 開放施設内での甲及び乙の所管（責任）事項は、おおむね次のとおりとする。

（1）甲の所管事項

施設等の管理、保全に関すること。ただし、施設等が著しく破損し、又は限界を超えた使用により使用不能となった場合には、乙の責任において修復するものとする。

なお、施設内において発生した避難民に係る事故については、原則として

甲（県）は、責任を負わないものとする。

（２）乙の所管事項

避難民の誘導、整理、世話（病人等の世話、必需品の配布等）、その他避難民の安全確保に関すること。

（その他の条件）

7 乙は、開放施設の使用に際しては、次の点に留意しなければならない。

（１）あらかじめ、受入れ対象地域の住民に対し、開放施設名、その所在地及び開放施設の範囲並びにその使用上の注意事項等を周知徹底しておくこと。

（２）非常災害時には、開放施設内での混乱が生じないように連絡体制（連絡網、無線機の用意等）及び安全確保（伝染病、二次災害の防止等）に万全を期すとともに、極力施設等の破損、亡失等が生じないように十分配慮すること。

（３）避難民の施設使用が長期にわたるなど、甲の通常業務に支障を来すおそれがある場合は、速やかに避難場所としての代替施設の確保等に努めること。

（４）避難民の施設使用が終了したときは、速やかに責任をもって廃棄物の処理等後始末を行うこと。

（その他）

8 この覚書に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

なお、この覚書を締結することに伴い、昭和５２年１０月１９日に締結した「非常災害時における学校開放に関する覚書」は廃止する。

この覚書の証として、本通２通を作成し、当事者押印の上各自１通を保有する。

平成２４年６月２９日

甲 岐阜県

代表者 岐阜県立土岐紅陵高等学校長 田中 洋一

乙 土岐市

代表者 土岐市長 加藤 靖也

○非常災害時における教育施設等開放に関する覚書

岐阜県立土岐商業高等学校（以下「甲」という。）は、土岐市（以下「乙」という。）との間に、非常災害時において甲の施設、設備等（以下「施設等」という。）を地域住民の避難場所として開放することに関し、次のとおり覚書を締結する。

（解放施設等）

- 1 甲が非常災害時に乙の地域住民に開放する施設等及びその使用上の注意事項は、別記1のとおりとする。この場合の施設の開放機関は、避難事由の発生したときから消滅したときまでとする。

（受入れ対象地域等）

- 2 避難民の受入れ対象地域は、別記（図）2のとおりとし、その予定人員は、おおむね1,350世帯、3,600人とする。

（開放責任者）

- 3 施設管理者は、あらかじめ開放責任者（施設管理者又は施設管理者から権限を付与された者）の順位を定め、乙へ通知するものとする。

（開放の際の手続等）

- 4 開放に関する手続、方法は、おおむね次のとおりとする。

（1）乙は、非常災害が発生し、住民を避難させる必要があると認めたときは、直ちに開放責任者に対し、施設等開放の要請を行うものとする。

（2）乙から施設等開放の要請を受けた開放責任者は、施設等が開放できる状態にあるときは、直ちに口頭により使用許可を与えるとともに、開放を行うものとする。

（3）開放責任者は、開放後は、直ちに乙の責任者に施設使用に際して指示を与えるとともに、避難民に対し、使用上の注意を行うものとする。

（責任者等）

- 5 開放に際しての甲及び乙の責任者並びに鍵の保管者の氏名、住所、連絡先、分担事項については、別に定め、異動の都度、相互に連絡し、確認しておくものとする。

（所管事項）

- 6 開放施設内での甲及び乙の所管（責任）事項は、おおむね次のとおりとする。

（1）甲の所管事項

施設等の管理、保全に関すること。ただし、施設等が著しく破損し、又は限界を超えた使用により使用不能となった場合には、乙の責任において修復するものとする。

なお、施設内において発生した避難民に係る事故については、原則として甲（県）は、責任を負わないものとする。

(2) 乙の所管事項

避難民の誘導、整理、世話（病人等の世話、必需品の配布等）、その他避難民の安全確保に関すること。

（その他の条件）

7 乙は、開放施設の使用に際しては、次の点に留意しなければならない。

(1) あらかじめ、受入れ対象地域の住民に対し、開放施設名、その所在地及び開放施設の範囲並びにその使用上の注意事項等を周知徹底しておくこと。

(2) 非常災害時には、開放施設内での混乱が生じないように連絡体制（連絡網、無線機の用意等）及び安全確保（伝染病、二次災害の防止等）に万全を期すとともに、極力施設等の破損、亡失等が生じないよう十分配慮すること。

(3) 避難民の施設使用が長期にわたるなど、甲の通常業務に支障を来すおそれがある場合は、速やかに避難場所としての代替施設の確保等に努めること。

(4) 避難民の施設使用が終了したときは、速やかに責任をもって廃棄物の処理等後始末を行うこと。

（その他）

8 この覚書に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

この覚書を締結することに伴い、昭和52年10月19日に締結した「非常災害時における学校開放に関する覚書」は廃止する。

この覚書の証として、本通2通を作成し、当事者押印の上各自1通を保有する。

平成24年6月29日

甲 岐阜県

代表者 岐阜県立土岐商業高等学校長 臼井 孝昭

乙 土岐市

代表者 岐阜県土岐市長 加藤 靖也

○災害支援協力に関する覚書

土岐市長（以下「甲」という。）と土岐郵便局長（以下「乙」という。）は、土岐市内に発生した地震その他による災害時において、災害対策基本法、災害救助法その他関係法令に定めるもののほか、必要とする対応を土岐市と土岐市内の郵便局が相互に協力し、円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、土岐市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 土岐市が所有し、又は管理する施設及び用地の郵便物集積場所等としての提供
- (2) 土岐市内の郵便局が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) 甲又は乙が収集した被災住民の避難先及び被災状況等の情報の相互提供
- (4) 乙による必要に応じた避難所への臨時郵便差出箱の設置
- (5) 前各号に定めるもののほか、支援、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 乙は甲から要請があった場合、土岐市災害対策本部に職員を参加させることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練等への参加）

第7条 乙及び土岐市内の郵便局長は、土岐市の行う防災訓練等に、甲から要請

があった場合は参加することができる。

(情報の交換)

第 8 条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第 9 条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては土岐市防災担当課長、乙においては土岐郵便局総務課長とする。

(協議)

第 10 条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 この覚書の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議の上、別に定めるものとする。

この覚書の締結を証するため、この書面 2 通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その 1 通を保有する。

平成 10 年 11 月 26 日

甲 土岐市長 塚 本 保 夫

乙 土岐郵便局長 石 原 鉦 和

○非常災害時における施設開放に関する覚書

岐阜県立はなの木苑（以下「甲」という。）は、土岐市（以下「乙」という。）との間に、非常災害時において甲の施設、設備（以下「施設等」という。）を地域住民の避難場所として開放することに関し、次のとおり協定する。

（開放施設等）

- 1 甲が非常災害時に乙の地域住民に開放する施設等及びその使用上の注意事項は、別記1のとおりとする。

この場合の施設の開放期間は、避難事由の発生したときから消滅したときまでとする。

（受入れ対象地域等）

- 2 避難者の受入れ対象地域は、概ね別記（図）4の五斗薪町内会、五斗薪東町町内会、五斗薪西町内会とし、その予定人員は、概ね220世帯700人とする。

（開放責任者）

- 3 苑長は、あらかじめ開放責任者（苑長及び苑に最も近い場所に居住する職員のうち、適任と認められる者2名以上）の順位を定め、乙へ通知するものとする。

（施設開放の際の手続等）

- 4 施設開放に関する手続、方法は、概ね次の通りとする。

（1）乙は、非常災害が発生し、住民を避難させる必要があると認めたときは、直ちに開放責任者に対し、施設開放の要請を行うものとする。

（2）乙から施設開放の要請を受けた開放責任者は、開放の必要があると認められたときは、直ちに口頭により使用許可を与えるとともに、施設開放を行うものとする。

（3）開放責任者は、開放後は、直ちに乙側責任者に施設使用に際しての指示を与えるとともに、避難者に対し、使用上の注意を行うものとする。

（責任者等）

- 5 施設開放に際しての甲側及び乙側の責任者に及び鍵の保管者の氏名、住所、連絡先、分担事項については、別に定め、異動の都度、相互に連絡し、確認をしておくものとする。

（所管事項）

- 6 開放施設内での甲側及び乙側の所管（責任）事項は、概ね次のとおりとする。

（1）甲側所管事項

施設等の管理、保全に関すること。ただし、施設側が著しく破損し、又は限界を超えた使用により使用不能となった場合には、乙側の責任において代

わるべき措置を講ずるものとする。

なお、施設内において発生した避難者に係る事故については、原則として
苑長（社会福祉法人 岐阜県福祉事業団）は、責任を負わないものとする。

（２）乙側所管事項

避難者の誘導、整理、世話（病人等の世話、必需品の配布等）その他避難
者の安全確保に関すること。

（その他の条件）

7 乙は、開放施設の使用に際しては、次の点に留意しなければならない。

（１） あらかじめ、受入れ対象地域の住民に対し、開放施設名、その所在
地及び開放施設の範囲並びにその使用上の注意事項（使用方法、エチ
ケット等）を周知徹底しておくこと。

（２） 非常災害時には、開放施設内での混乱が生じないよう連絡体制（連
絡網、無線機の用意等）及び安全確保（伝染病、二次災害の防止等）
に万全を期すとともに、極力施設等の破損、亡失等が生じないよう十
分配慮すること。

（３） 避難者の施設使用が長期にわたる等施設運営に支障を来すおそれが
ある場合は、速やかに避難場所としての代替施設の確保等に努めるこ
と。

（４） 避難者の施設使用が終了したときは、速やかに責任をもって廃棄物
の処理等後始末を行うこと。

（その他）

8 この覚書に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定める。

この覚書の証として、本書２通を作成し、当事者押印の上各自その１通を保
有する。

平成 14 年 3 月 1 日

甲 岐阜県

代表者 岐阜県福祉事業団 岐阜県立はなの木苑
金 指 一 二

乙 土岐市

代表者 土岐市長

塚 本 保 夫

○災害時要援護者の避難施設として社会福祉施設を使用することに関する協定書

土岐市（以下「甲」という。）と社会福祉法人美濃陶生苑（以下「乙」という。）とは、災害時における災害時要援護者が避難施設として社会福祉施設等を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時要援護者（以下「要援護者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、甲が、乙に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「要援護者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何等かの援護を求める者をいう。

- （1）身体障害者手帳（1・2級）の交付を受けている者
- （2）療養手帳（A判定）を受けている者
- （3）精神障害者保健福祉手帳（1・2級）の交付を受けている者
- （4）在宅の要介護認定者で要介護3以上の者
- （5）その他難病等により自力での避難判断、避難行動が困難な者

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要援護者及びあらかじめ指定する避難所では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（避難施設）

第4条 避難する施設は次に掲げる施設とする。

特別養護老人ホームとき陶生苑

（手続等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- （1）要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先、かかりつけ医等医療情報
- （2）身元引受人の氏名、連絡先

(3) 使用する期間

(4) その他必要と認める事項

(避難者の移送)

第6条 甲は、避難が必要な要援護者の乙への移送を行うよう努め、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

(避難者の対応)

第7条 施設における避難者の対応については、乙の責任において行うものとする。ただし、甲は乙からの協力の要請があったときは、これに協力するものとする。

(経費の負担)

第8条 甲の要請により乙が要援護者受入れに要した費用は、甲が負担するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(疑義の解決)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため本協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月6日

甲 土岐市土岐津町土岐口2101番地
土岐市町 加藤靖也

乙 土岐市駄知町1858番地の2
社会福祉法人 美濃陶生苑
理事長 永井新治

○災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

土岐市（以下「甲」という。）と社会福祉法人土岐市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、一般の指定避難所では避難生活に困難が生じるため特別な配慮を要する者（以下「要援護者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙が指定管理者として管理する福祉施設内において福祉避難所を設置し、要援護者等を当該避難所に避難させることにより、要援護者等が避難生活を送ることができることを目的とする。

（指定施設）

第2条 福祉避難所として指定する施設は次のとおりとする。

- (1) 土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐
- (2) 土岐市保健福祉センター・すこやか館老人デイサービスセンター
- (3) 土岐市恵風荘老人デイサービスセンター
- (4) 土岐市福祉施設ひだまり

（設置運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第5条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要援護者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要援護者等の避難生活上の支援
- (2) 要援護者等の避難生活に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第5条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（設置運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、市が福祉避難所の開設を決定した時から閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用負担等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。ただし、指定管理業務の範囲に含まれる経費は除くものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要援護者等に要する食費

(3) その他、福祉避難所の設置運営等に要する費用で、甲乙協議により必要と認めるもの。

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、乙は事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人等（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行うものとする。

(要援護者等の受入れ等)

第7条 乙は、甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要援護者等を受け入れるものとする。この場合において、要援護者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報保護)

第8条 乙及び介助員等並びに協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た要援護者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後10年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除することができるものとする。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲乙いずれかより異議の申立てがない限り、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

2 前項の規定は、乙が第2条各号に掲げる施設を指定管理者として管理する期間に限るものとする。

(疑義の解決)

第 13 条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 25 年 12 月 26 日

甲 土岐市土岐津町土岐口 2 1 0 1 番地

土岐市長 加藤 靖也

乙 土岐市下石町 1 0 6 0 番地

社会福祉法人 土岐市社会福祉協議会

会 長 林 立也

○災害時における一時避難場所の確保等に関する協定書

土岐市（以下「甲」という。）と夢コーポレーション株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、土岐市地域防災計画に基づき、甲が乙に対して、災害時（「土岐市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう。以下同じ。）等における災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第 2 条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができるものとする。

（1）災害時

（2）その他市長が特に必要と認めるとき

2 支援を要請された乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に支援協力するものとする

（支援協力の内容）

第 3 条 乙が甲の要請により行う支援協力の内容は、次に掲げるものとする。

（1）乙が所有する夢屋土岐店（土岐市肥田町肥田 2 8 6 3 番地の 5）の一時避難所としての提供

（2）乙が所有する夢屋土岐店駐車場の一時避難場所としての提供

（3）食料品の提供

（要請の手続）

第 4 条 甲は、乙に支援協力を要請するときは、支援協力要請書（別紙様式第 1 号）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない場合は、電話等で要請し、その後速やかに支援協力要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第 2 号）を提出するものとする。

（支援経費の負担）

第 5 条 支援協力を要した経費は、災害救助法の適用がされる場合にあつては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあつては、甲乙協議の上、適正な費用を甲に請求するものとする。

(連絡先)

第6条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

甲 土岐市総務課 電話番号 54-1111 FAX番号 53-0020

乙 夢コーポレーション株式会社(夢屋土岐店)

電話番号 54-0575 FAX番号 54-0576

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、同一条件にて更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年2月19日

甲 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地
岐阜県土岐市長 加藤靖也

乙 愛知県豊橋市駅前大通一丁目135番地
夢コーポレーション株式会社
代表取締役社長 加藤英則

○災害時における飲料水及び避難場所等の提供に関する協定書

土岐市（以下「甲」という。）と株式会社コパン（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、土岐市地域防災計画に基づき、甲が乙に対して、災害時（「土岐市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう。以下同じ。）等における災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第 2 条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができるものとする。

（1）災害時

（2）その他市長が特に必要と認めるとき

2 支援を要請された乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に支援協力するものとする

（支援協力の内容）

第 3 条 乙が甲の要請により行う支援協力の内容は、次に掲げるものとする。

（1）乙が所有するプールの水を浄水装置使用により飲料水として提供

（2）乙が所有するコパンスポーツクラブ土岐（土岐市妻木町 1 1 1 5 番地の 5）の建物及び駐車場を一時避難所として提供

（3）乙が所有するコパンスポーツクラブ土岐の施設内設備及び物資の提供

（要請の手続）

第 4 条 甲は、乙に支援協力を要請するときは、支援協力要請書（別紙様式第 1 号）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない場合は、電話等で要請し、その後速やかに支援協力要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第 2 号）を提出するものとする。

（支援経費の負担）

第 5 条 支援協力を要した経費は、災害救助法の適用がされる場合にあつては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあつては、甲乙協議の上、適正な費用を甲に請求することができる。

（連絡先）

第 6 条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

参考資料編

甲 土岐市総務課 電話番号 54-1111 FAX番号 53-0020

乙 株式会社コパン（コパンスポーツクラブ土岐）

電話番号 44-9111 FAX番号 44-9110

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。
（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、同一条件にて更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年8月23日

甲 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地
土岐市長 加藤靖也

乙 岐阜県多治見市平和町4丁目48番地の1
株式会社 コパン
代表取締役社長 市岡道隆

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

土岐市（以下「甲」という。）と社会福祉法人土岐市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、一般の指定避難所では避難生活に困難が生じるため特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙が指定管理者として管理する福祉施設内において福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が避難生活を送ることができることを目的とする。

（指定施設）

第2条 福祉避難所として指定する施設は次のとおりとする。

- (1) 土岐市総合福祉センター・ウエルフェア土岐
- (2) 土岐市保健福祉センター・すこやか館老人デイサービスセンター
- (3) 土岐市福祉施設ひだまり

（設置運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第5条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の避難生活上の支援
- (2) 要配慮者等の避難生活に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第5条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（設置運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、市が福祉避難所の開設を決定した時から閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用負担等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。ただし、指定管理業務の範囲に含まれる経費は除くものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要配慮者等に要する食費
- (3) その他、福祉避難所の設置運営等に要する費用で、甲乙協議により必要と

認めるもの。

- 2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、乙は事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人等(以下「協定締結法人」という。)に対し協力要請を行うものとする。

(要配慮者等の受入れ等)

第7条 乙は、甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等を受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報保護)

第8条 乙及び介助員等並びに協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後10年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除することができるものとする。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲乙いずれかより異議の申立てがない限り、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

- 2 前項の規定は、乙が第2条各号に掲げる施設を指定管理者として管理する期間に限るものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じ

た場合は、甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年4月1日

甲 土岐市土岐津町土岐口2101番地

土岐市長 加藤 靖也

乙 土岐市下石町1060番地

社会福祉法人 土岐市社会福祉協議会

会 長 林 立也

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

土岐市（以下「甲」という。）と社会福祉法人美濃陶生苑（以下「乙」という。）は、災害発生時において、一般の指定避難所では避難生活に困難が生じるため特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所の設置運営について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙が指定管理者として管理する福祉施設内において福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が避難生活を送ることができることを目的とする。

（指定施設）

第2条 福祉避難所として指定する施設は次のとおりとする。

土岐市恵風荘

（設置運営）

第3条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第5条第1項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の避難生活上の支援
- (2) 要配慮者等の避難生活に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第5条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（設置運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、市が福祉避難所の開設を決定した時から閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用負担等）

第5条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であつて、次に掲げるものについて支払をするものとする。ただし、指定管理業務の範囲に含まれる経費は除くものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要配慮者等に要する食費
- (3) その他、福祉避難所の設置運営等に要する費用で、甲乙協議により必要と認めるもの。

2 前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、乙

は事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

(協力体制)

第6条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人等（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行うものとする。

(要配慮者等の受入れ等)

第7条 乙は、甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等を受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

(個人情報保護)

第8条 乙及び介助員等並びに協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第9条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第10条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後10年間はこれを保管しなければならない。

(協定の解除)

第11条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除することができるものとする。

(協定締結期間)

第12条 この協定の締結期間は協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲乙いずれかより異議の申立てがない限り、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

2 前項の規定は、乙が第2条各号に掲げる施設を指定管理者として管理する期間に限るものとする。

(疑義の解決)

第13条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

参考資料編

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 29 年 4 月 1 日

甲 土岐市土岐津町土岐口 2 1 0 1 番地

土岐市長 加藤 靖也

乙 土岐市駄知町 1 8 5 8 番地の 2

社会福祉法人 美濃陶生苑

理事長 伊藤 雅夫

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定

土岐市（以下「甲」という。）と社会福祉法人陶都会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、一般の指定避難所では避難生活に困難が生じるため特別な配慮を要する者（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所として社会福祉施設等を使用し設置運営をすることに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時、乙が運営する福祉施設内において福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が避難生活を送ることができることを目的とする。

（指定施設）

第2条 福祉避難所として指定する施設は次のとおりとする。

社会福祉法人 陶都会 ドリーム陶都 土岐市下石町304番地839
(0572-57-5722)

（設置の要請）

第3条 甲は、福祉避難所の開設について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、要配慮者の避難の受け入れについて（要請）【別記様式1】により要配慮者の情報を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（設置運営）

第4条 乙は、福祉避難所の設置運営にあつては、第5条第1項各号に掲げる費用等に関する届出【別記様式2】を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の避難生活上の支援
- (2) 要配慮者等の避難生活に対応できる体制の確保
- (3) 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第5条第1項第3号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（設置運営の期間）

第5条 この協定における福祉避難所の設置運営の期間は、市が福祉避難所の開設を決定した時から閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用負担等）

第6条 甲は、乙に対し、福祉避難所の設置運営に要した費用であつて、次に掲

げるものについて支払をするものとする。

- (1) 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
- (2) 要配慮者等に要する食費、消耗品
- (3) その他、福祉避難所の設置運営等に要する費用で、甲乙協議により必要と認めるもの。

2 前項各号に掲げるもののほか、備品等については、乙は事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

（協力体制）

第7条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、乙以外の協定を締結している法人等（以下「協定締結法人」という。）に対し協力要請を行うものとする。

（要配慮者等の受入れ等）

第8条 乙は、甲が福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等を受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、可能な限り家族等の協力を得て自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。ただし、乙は、甲の依頼により可能な範囲において協力するものとする。

（個人情報保護）

第9条 乙及び介助員等並びに協定締結法人は、福祉避難所の設置運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第10条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第11条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、事業実施後10年間はこれを保管しなければならない。

（協定の解除）

第12条 甲は、乙がこの協定に基づく指示に違反したことにより、この協定の目的を達成することができないと認めるときは、これを解除することができるものとする。

（協定締結期間）

第13条 この協定の締結期間は協定の締結の日から1年間とする。ただし、期

間満了の3箇月前までに甲乙いずれかより異議の申立てがない限り、更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(疑義の解決)

第14条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成30年 2月16日

甲 土岐市土岐津町土岐口2101番地

土岐市長 加藤 靖也

乙 土岐市下石町304番地839

社会福祉法人 陶都会 理事長 三輪 鉦子

災害時における一時避難場所の確保等に関する協定書

土岐市（以下「甲」という。）とイオンモール株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における一時避難場所の確保等に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、土岐市で地震等による大規模災害が発生した場合において、乙が管理運営するショッピングモールであるイオンモール土岐（以下「本SC」という。）における一時避難場所の確保及び応急救済に係わる活動協力について、必要な事項を定めるものである。

（協力内容）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について、協力を要請することが出来る。

- （1） 乙の管理運営する本SCの駐車場を安全が確認出来る範囲で一時避難場所として避難者及び避難車両に提供すること。
- （2） 本SCにおいて、乙の管理運営する設備が使用可能な場合は、避難者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- （3） 本SCにおいて、避難者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。

2 甲および乙は、前項に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（協力要請手段）

第3条 甲は、乙の活動協力を要請（以下「要請」という。）するときは、活動協力要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに活動協力要請書を提出するものとする。

2 前項の規定は、甲が一時避難場所の使用を終了する場合も同様とする。

（費用負担及び損害補償）

第4条 避難者及び避難車両の対応に要した費用の負担については、甲乙が協議して決定するものとする。

また、甲からの要請により、第2条の協力をした際に、避難者の負傷、避難者または避難車両が乙の施設等を損傷させたときは、原則として甲の責任において処理するものとする。

（避難誘導および退去誘導）

第5条 甲は、本SCの駐車場に設置された一時避難場所に可能な範囲で職員を派遣し、避難した地域住民の対応にあたるものとする。

2 甲は、乙と協議し、一時避難場所の収容面積が必要と認めるときは、乙を利

用するものに対し、乙の駐車場への自動車の進入を禁止することができるものとする。

3 甲は、活動要請期間が終了したとき、または、乙から要請があったときは、甲の責任において速やかに避難住民及び避難車両を避難場所から退去させるものとする。

(防災啓発等への協力)

第6条 乙は、甲が実施する防災訓練等の防災啓発事業への協力を要請されたときは、可能な範囲で甲に協力するものとする。

(使用期間)

第7条 一時避難場所の使用期間は、甲からの活動要請期間とする。ただし、これらの使用期間によりがたい事象が発生した場合は、甲乙で協議を行うものとする。

(管理運営者の責任)

第8条 乙は、本SC内において、避難者及び避難車両並びに災害等に起因する被害に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(有効期間)

第9条 この協定書の有効期間は令和4年10月4日から令和5年10月3日までとする。ただし、有効期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれからも申出がないときには、更に1年延長するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第10条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書の実施について疑義の生じた事項は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定書を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101
土岐市長

乙 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオンモール株式会社
代表取締役社長

○災害時における一時避難場所等の確保等に関する協定書

土岐市（以下「甲」という。）と NEXCO 中日本開発株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、土岐市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、甲が乙に対して、災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第 2 条 甲は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができるものとする。

（1） 災害時

（2） 災害が発生するおそれがある場合で市長が特に必要と認めるとき

2 支援を要請された乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に支援協力するものとする。

（支援協力の内容）

第 3 条 乙は甲より支援協力を要請された場合、乙が事業の用に供しているテラスゲート土岐の駐車場の一部（別紙図に示す範囲）を一時避難場所等として提供する。

（要請の手続）

第 4 条 甲は、乙に支援協力を要請するときは、支援協力要請書（別記様式第 1 号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別記様式第 2 号）を提出するものとする。

（支援経費の負担）

第 5 条 支援協力を要した経費は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）の適用がされる場合にあつては、法の定めるところにより、それ以外の場合にあつては、甲乙協議の上、適正な費用を甲に請求するものとする。

（連絡先）

第 6 条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

甲 土岐市総務課 電話番号 54-1111 FAX 番号 53-0020

乙 NEXCO 中日本開発株 電話番号 53-3331 FAX 番号 53-3332

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。
(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。
(有効期間)

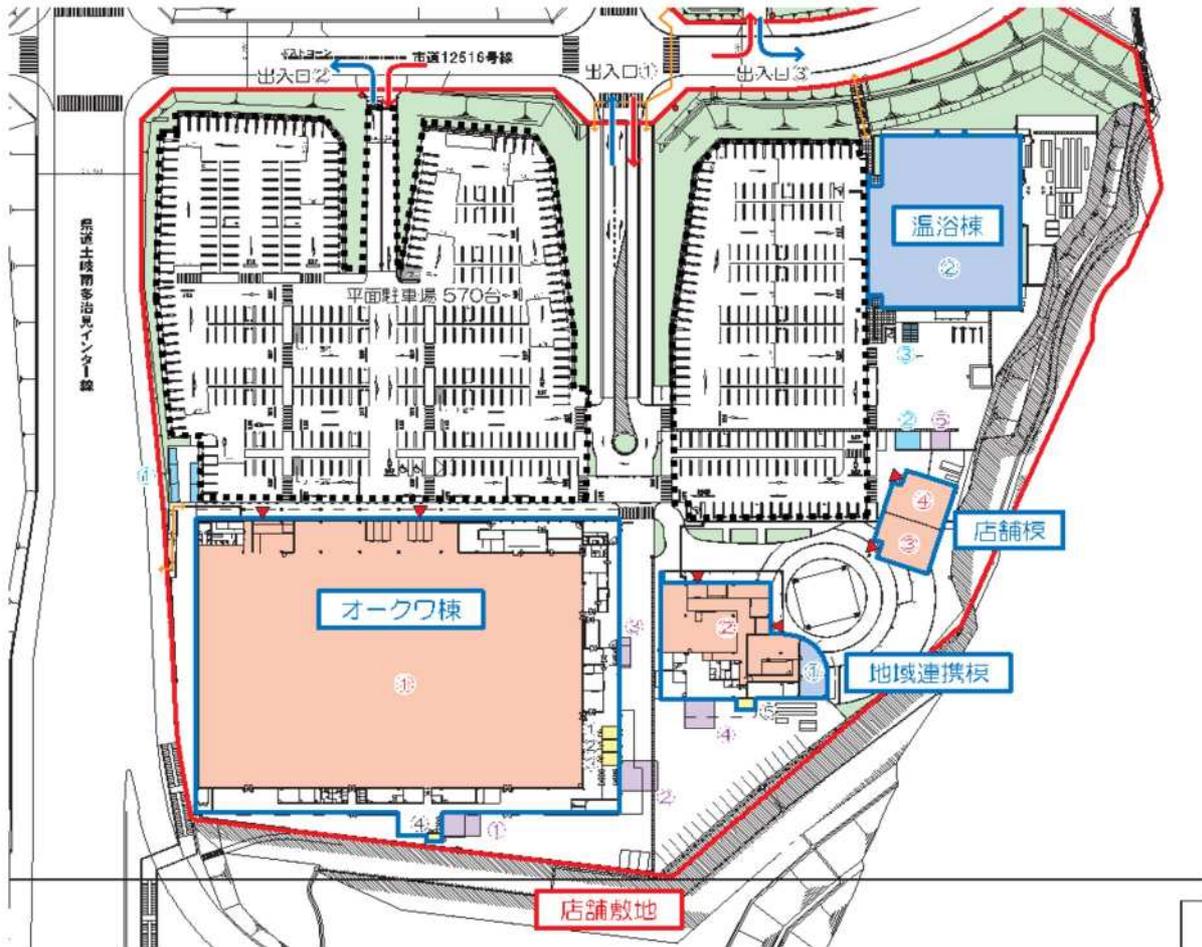
第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、同一条件にて更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年 月 日

甲 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101 番地
土岐市
土岐市長 加藤 靖也

乙 愛知県名古屋市中区錦二丁目 18 番 19 号
NEXCO 中日本開発株式会社
代表取締役社長 布目 弘司



本協定書第3条における一時避難所として提供する駐車場は 線で囲われた部分とする。

災害時における避難場所の提供に関する協定書

土岐市（以下「甲」という。）と株式会社旅籠屋（以下「乙」という。）とは、災害時において、乙が所有する「ファミリーロジック旅籠屋・土岐店」（以下、「旅籠屋・土岐店」という。）を被災した要配慮者等の避難場所として活用するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により要配慮者等が避難を余儀なくされた場合に、甲が、乙に対し、避難施設として旅籠屋・土岐店の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において要配慮者等の範囲は、次のとおりとする。なお、旅籠屋・土岐店は、一般の宿泊施設であり、専門のスタッフ等が常駐していないことから、原則として専門的な介護が必要なものについては対象としない。

（1） 高齢者（65歳以上の単身世帯及び80歳以上のみで構成される世帯の者）

（2） 障がい者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳の交付を受けている者）

（3） 要介護の者（在宅の要介護認定者のうち、介護者がいるもの）

（4） 乳幼児

（5） 妊産婦

（6） （1）から（5）までと同一世帯の者及び甲が必要と認めた介護者

（7） その他、避難所生活が困難な者等、甲が特に必要と認める者

（施設の使用の要請及び受諾）

第3条 甲は、居宅が居住困難となった要配慮者等及びあらかじめ指定する避難所では対応が困難な要配慮者等のために、乙に対し旅籠屋・土岐店を使用することについて、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（提供サービス）

第4条 乙が旅籠屋・土岐支店において提供するサービスは、宿泊及び入浴とする。

（手続等）

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について、乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして、要請

書（別記様式第1号）で行うものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（1）要配慮者等の住所、氏名、生年月日

（2）その他必要と認める事項

2 要配慮者等は、可能な限り家族又は支援者の協力を得て、自身の責任において福祉避難所へ避難するものとする。

（受入対象期間）

第6条 受入対象期間は、乙が受入れ可能になった日から 日以内とする。ただし、必要がある場合、甲は乙と協議の上、期間を延長することができるものとする。

（借上げの費用等）

第7条 この協定に基づく旅籠屋・土岐店の借上げ費用（サービスの提供料金を含む。以下、同じ。）の額は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

2 借上げ費用は、甲が負担するものとし、その支払方法等は、甲と乙との協議による。

（実績報告）

第8条 乙は、本協定に基づく提供を行ったときは、甲に対し、実績報告書（別記様式第2号）により報告するものとする。

（情報交換）

第9条 甲及び乙は、この協定の適正な実行を図るために、情報交換に努めるものとする。

（有効期限）

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

（疑義の解決）

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、別に甲乙協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 土岐市土岐津町土岐口2101番地
土岐市
土岐市長 加藤 淳 司

乙

○緊急時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

土岐市（以下「甲」という。）と㈱パロー土岐店（以下「乙」という。）は、土岐市内において、地震、風水害、大火災、その他の原因による災害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第13号の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「緊急時」という。）に相互に協力して被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）に対し応急生活物資の供給等を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時において被災者等に対し応急生活物資の調達及び安定供給、ボランティア活動への支援、物価等の生活情報・提供活動等を円滑に行い、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 緊急時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する緊急時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

2 供給数量は、甲の要請に応じかねるときは、乙が決定するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第5条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第6条 第3条及び第5条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提供する出荷確認書等に基づき、緊急時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第7条 乙は、他の関連店舗との間での連携を強化し、緊急時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

（情報の収集・提供）

第8条 甲は、緊急時において、住民に対し応急生活物資の配付場所や品目等の

情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、緊急時において、被災地域や被災者等の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、緊急時において、物価の高騰の防止を図るため、協力して住民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第 9 条 乙は、緊急時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、住民生活の早期安定に寄与するよう、住民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(その他必要な支援)

第 10 条 この協定に定める事項のほか、生活物資について被災者等への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(緊急時の協力事項の発動)

第 11 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が「災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(協議)

第 12 条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

第 13 条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 9 年 9 月 1 日

甲 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101
土岐市
代表者 土岐市長 塚 本 保 夫
乙 岐阜県恵那市大井町 270 番地の 1
株式会社パロー
代表取締役 田 代 正 美

○緊急時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

土岐市（以下「甲」という。）と（株）岐東ファミリーデパート（以下「乙」という。）は、土岐市内において、地震、風水害、大火災、その他の原因による災害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第13号の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「緊急時」という。）に相互に協力して被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）に対し応急生活物資の供給等を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時において被災者等に対し応急生活物資の調達及び安定供給、ボランティア活動への支援、物価等の生活情報・提供活動等を円滑に行い、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（応急生活物資供給の協力要請）

第2条 緊急時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第4条 甲が乙に要請する緊急時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

2 供給数量は、甲の要請に応じかねるときは、乙が決定するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第5条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第6条 第3条及び第5条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提供する出荷確認書等に基づき、緊急時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第7条 乙は、他の関連店舗との間での連携を強化し、緊急時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

（情報の収集・提供）

第 8 条 甲は、緊急時において、住民に対し応急生活物資の配付場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、緊急時において、被災地域や被災者等の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、緊急時において、物価の高騰の防止を図るため、協力して住民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第 9 条 乙は、緊急時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、住民生活の早期安定に寄与するよう、住民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(その他必要な支援)

第 10 条 この協定に定める事項のほか、生活物資について被災者等への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(緊急時の協力事項の発動)

第 11 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が「災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(協議)

第 12 条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

第 13 条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 13 年 1 2 月 2 1 日

甲 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101
土岐市
代表者 土岐市長 塚 本 保 夫
乙 岐阜県土岐市泉町久尻 42 番地の 11
株式会社 岐東ファミリーデパート
代表取締役 山 村 卓 也

○緊急時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

土岐市（以下「甲」という。）と株式会社サンマート（以下「乙」という。）は、土岐市内において、地震、風水害、大火災、その他の原因による災害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 2 条第 13 号の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「緊急時」という。）に相互に協力して被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）に対し応急生活物資の供給等を行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、緊急時において被災者等に対し応急生活物資の調達及び安定供給、ボランティア活動への支援、物価等の生活情報・提供活動等を円滑に行い、もって市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（応急生活物資供給の協力要請）

第 2 条 緊急時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は、乙に対して乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（応急生活物資供給の協力実施）

第 3 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第 4 条 甲が乙に要請する緊急時の応急生活物資は、被害の状況に応じ、原則として別表のとおり指定する。

2 供給数量は、甲の要請に応じかねるときは、乙が決定するものとする。

（応急生活物資の運搬）

第 5 条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第 6 条 第 3 条及び第 5 条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提供する出荷確認書等に基づき、緊急時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第 7 条 乙は、他の関連店舗との間での連携を強化し、緊急時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

（情報の収集・提供）

第 8 条 甲は、緊急時において、住民に対し応急生活物資の配付場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、緊急時において、被災地域や被災者等の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、緊急時において、物価の高騰の防止を図るため、協力して住民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

4 甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(生活物資の安定供給)

第 9 条 乙は、緊急時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、住民生活の早期安定に寄与するよう、住民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

(その他必要な支援)

第 10 条 この協定に定める事項のほか、生活物資について被災者等への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(緊急時の協力事項の発動)

第 11 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が「災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

(協議)

第 12 条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

第 13 条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 9 年 9 月 1 日

甲 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101
土岐市
代表者 土岐市長 塚 本 保 夫
乙 岐阜県土岐市泉町久尻 38 番地の 4
株式会社 サンマート
代表取締役 土 本 勇 夫

別表 緊急時応急生活物資

段階想定	第 1 段階 ライフラインストップ	第 2 段階 電気復旧	第 3 段階 水道復旧
期間	災害当日 ～ 3 日	4 日 ～ 6 日	7 日 ～
	水・飲料 * 菓子パン * 牛乳 * 果物(バナナ) * レトルト食品 * (ごはん) 缶詰 * (イージーオープン) 電池 懐中電灯 バケツ 軍手 ガムテープ 濡れティッシュ トイレットペーパー 粉ミルク ほ乳びん 紙おむつ 卓上ガスコンロ なべ アルミホイール	水・飲料 調理パン・弁当 牛乳 切り餅 レトルト食品 (ごはん) 缶詰 (イージーオープン) インスタントラーメン 粉ミルク ほ乳びん 紙おむつ 濡れティッシュ 生理用品 下着・靴下 タオル 刃物 紙コップ・紙皿 なべ トイレットペーパー	米 食パン めん類 バター・ジャム 肉・魚 野菜 果物 レトルト食品 (おかず類) インスタントラーメン 緑茶・コーヒー・紅茶 トイレットペーパー 洗濯・洗面用具 なべ 裁縫キット 下着・靴下 文房具 シューズ 布団 マスク
夏	蚊とり線香		
冬	使い捨てカイロ・毛布		

(1) 応急生活物資は、概ね上記の段階、期間ごとの品目を基準とし、災害や緊急時の状況に合わせて調達する。

(2) 品目は上記の他、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

注 *印は、災害直後、最優先に調達すべき品目

○災害時におけるL P ガスの供給に関する協定

土岐市（以下「甲」という。）と社団法人岐阜県エルピーガス協会土岐支部土岐地区会（以下「乙」という。）は、土岐市内において地震、風水害、大火災、その他の原因による災害が発生した場合及び大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 2 条第 13 号の規定による警戒宣言が発せられた場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救援活動を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第 1 条 災害時において、甲が L P ガスを必要とするときは、甲は、乙に対して、L P ガスの供給について協力を要請することができる。

（協力義務）

第 2 条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、L P ガスの優先供給及び運搬について積極的に協力を努めるものとする。

（運搬）

第 3 条 L P ガスの運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第 4 条 前 2 条の規定により乙が供給した L P ガスの対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、乙又は乙の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時等の直前における適正価格を基準として、甲と乙とで協議のうえ決定するものとする。

（引き渡し）

第 5 条 L P ガスの引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、納品を確認のうえ引き取るものとする。

（価格高騰の防止）

第 6 条 乙は、災害時において L P ガスの価格の高騰の防止に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第 7 条 乙は、地区会活動を通じて、日常的に L P ガスの緊急時対応設備の整備等、会員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

（その他必要な支援）

第 8 条 この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（災害時の協力事項の発動）

第 9 条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が「土岐市災害対策本部」（警戒宣言が発せられた場合も同じ。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協議）

第 10 条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し双方記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

平成 20 年 7 月 4 日

甲 土岐市

土岐市長 大野 信彦

乙 社団法人岐阜県エルピーガス協会土岐支部

土岐地区長 北條 慶治

○災害時における飲料水等の供給協力に関する協定書

土岐市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、土岐市地域防災計画に基づき、甲が乙に対して、災害時（「土岐市内に風水害、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう。以下同じ。）等における災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができるものとする。

（1）災害時

（2）その他市長が特に必要と認めるとき

2 支援を要請された乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に支援協力するものとする。

（支援協力の内容）

第3条 乙は、甲からの要請に基づき、次の各号の規定により、飲料水等を供給するものとする。

（1）乙は、甲が管理する施設内に乙が設置している災害対応型自動販売機内の飲料水等の商品が無償で提供する。

（2）前号のほか、乙は、その営業拠点で保有する飲料水等を可能な範囲内で甲に有償供給するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、乙は特別な理由がある時は、甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙はこの協定違反等の責任を負わないものとする。

（飲料水等の引渡し）

第4条 飲料水等の引渡しは、原則として甲が指定する場所とし、甲が派遣した職員が確認のうえ、乙から引渡しを受けるものとする。

2 飲料水等の引渡しまでの運搬は、乙が行うものとする。ただし、必要に応じて乙が指定するものが行うことができる。

（要請の手続）

第5条 甲は、乙に支援協力を要請するときは、支援協力要請書（別紙様式第1号）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない場合は、電話等で要請し、その後速やかに支援協力要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行

うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第2号）を提出するものとする。

（支援経費の負担）

第6条 支援協力に要した経費は、災害救助法の適用がされる場合にあつては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあつては、災害発生前の市場価格を参考に甲乙協議の上、適正な価格を決定し、甲に請求するものとする。なお、その価格には飲料水等の引渡しまでの運搬に係る運賃を含むものとする。

2 前項の規定により有償供給した場合の支払い等に係る事務手続きについては、甲が定める諸規定に基づきおこなうものとする。

（連絡先）

第7条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

甲 土岐市総務課 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101

電話番号 0572-54-1111 FAX番号 0572-53-0020

乙 株式会社伊藤園 東濃支店 岐阜県土岐市泉北山町5-3

電話番号 0572-53-4621 FAX番号 0572-53-4629

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、同一条件にて更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年1月23日

甲 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地

土岐市長 加藤 靖也

乙 東京都渋谷区本町3丁目47番10号

株式会社伊藤園 総務部長 国枝 保

災害時における物資供給に関する協定書

土岐市（以下「甲」という。）と NPO 法人 コメリ 災害対策センター（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第 1 条 この協定は、土岐市地域防災計画に基づき、甲が乙に対して、災害時（「土岐市内に風水害、

地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう。以下同じ。）等における災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

（支援協力）

第 2 条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができるものとする。

（1）災害時

（2）その他市長が特に必要と認めるとき

2 支援を要請された乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に支援協力するものとする

（調達物資の範囲）

第 3 条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の手続）

第 4 条 甲は、乙に支援協力を要請するときは、原則として、支援協力要請書（別紙様式第 1 号）を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない場合は、電話等で要請し、その後速やかに支援協力要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、原則、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第 2 号）を提出するものとする。

（引渡し等）

第 5 条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配

慮するものとする。

(支援経費の負担)

第6条 支援協力に要した経費は、災害救助法の適用がされる場合にあつては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあつては、災害発生前の市場価格を参考に甲乙協議の上、適正な価格を決定し、甲に請求するものとする。なお、その価格には物資等の引渡しまでの運搬に係る運賃を含むものとする。

2 前項の規定により有償供給した場合の支払い等に係る事務手続きについては、甲が定める諸規定に基づき行うものとする。

(連絡先)

第7条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

甲 土岐市役所総務課 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101

電話番号 0572-54-1111 FAX番号 0572-53-0020

乙 NPO法人コメリ災害対策センター 新潟県新潟市南区清水4501-1

電話番号 025-371-4185 FAX番号 025-371-4151

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の3か月前までに、甲、乙いずれからもこの協定の解除の申出がない限り、同一条件にて更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 1月24日

甲 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地

土岐市長 加藤靖也

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1

NPO法人 コメリ災害対策センター

理事長 捧雄一郎

防災・災害等の対応に関する覚書

土岐市（以下「甲」という。）と株式会社パローホールディングス（以下「乙」という。）が令和5年6月23日に締結した「土岐市と株式会社パローホールディングスとの包括連携に関する協定」（以下「協定」という。）第2条第2号の規定に基づき、以下のとおり覚書を定める。

第1章 総則

（目的）

第1条 土岐市で風水害、地震等による大規模災害が発生した場合において、乙が管理運営する店舗における一時避難場所の確保及び物資の供給に係わる活動協力について、必要な事項を定めるものである。

（実施場所）

第2条 実施場所は、別表1に掲げる土岐市内における乙の管理運営する店舗（以下「市内店舗」という。）及びパローホールディングス物流センターとする。

（協力内容）

第3条 甲は、乙に対し、次の事項について、協力を要請することが出来る。

（1）市内店舗の駐車場を安全が確認出来る範囲で一時避難場所として避難者及び避難車両に提供すること。

（2）緊急物資の供給をすること。

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

第2章 一時避難場所

（一時避難場所の協力要請）

第4条 甲は、乙の活動協力を要請するときは、活動協力要請書（別記様式第1号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに活動協力要請書を提出するものとする。

（設備の使用）

第5条 乙は、市内店舗において、乙の管理運営する設備が使用可能な場合は、避難者に対し、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

（情報の提供）

第6条 乙は、市内店舗において、避難者に対し、テレビ・ラジオ等で知り得た災害概況を可能な範囲で提供すること。

第 3 章 物資供給

(物資供給の要請)

第 7 条 甲は災害時における応急措置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する、または調達可能な物資（以下「調達物資」という。）の供給を要請できるものとする。

(物資の範囲)

第 8 条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、供給可能な調達物資とする。

(1) 別表 2 に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第 9 条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、出荷要請書（別記様式第 2 号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話をもって要請し、事後、速やかに出荷要請書を提出するものとする。

(物資の受け渡し)

第 10 条 物資の運搬は、原則として甲の指定する場所に、乙または乙の指定する者において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、業務完了後、速やかに業務内容を納品確認書（別記様式第 3 号）により報告するものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第 11 条 乙は、市内店舗以外の関連店舗との連携を強化し、広域的な支援体制の整備に努めること。

第 4 章 雑則

(費用負担)

第 12 条 避難者及び避難車両の対応に要した費用の負担については、甲乙が協議して決定するものとする。

2 乙が、供給した物資の費用及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

3 甲は前項に基づく請求があったときには、原則として乙に対し 30 日以内に代金を支払うものとする。

(物資の価格)

第 13 条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格を参考に甲乙協議の上定めるものとする。

(見直し)

第14条 甲又は乙から、本協定覚書の内容変更の申し出があったときは、その都度甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第15条 本覚書の有効期間は、協定の有効期間と同じ期間とする。

(協議)

第16条 本覚書に定めない事項及び本覚書に定める事項に関する疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本覚書の証として本書2通を作成し、甲乙各自署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年 月 日

甲 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地

土岐市長 加藤 淳司

乙 岐阜県恵那市大井町180-1

株式会社パローホールディングス
代表取締役会長兼CEO 田代 正美

災害救助物資の緊急調達等に関する協定

土岐市（以下「甲」という。）と株式会社オークワ（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、土岐市内において大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害に関する警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法

（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合、若しくは発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に被災者に対する災害救助物資（以下、「物資」という。）の緊急調達に関し必要な事項を定める。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、甲が行う物資の緊急調達について、乙に乙が保有または調達が可能な物量を要請することができるものとする。

（物資の品目）

第3条 物資の品目は、おおむね別表に掲げるとおりとする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

（支援の要請手続き）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、支援協力要請書（別紙様式第1号）をもって行なうものとする。但し、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後、速やかに支援協力要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第2号）を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第5条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙又は乙の指定する者において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引取るものとする。なお、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（連絡責任者の選任）

第6条 乙は、あらかじめこの協定に関する連絡責任者として総務部長ならびに総務課長の2名を選任し、その氏名、連絡方法等を甲に報告するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡方法等について別に協議のうえ定める。

（経費の負担）

第7条 物資の調達及び運搬にかかる経費は、甲が負担する。

参考資料編

2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、警戒宣言発令又は災害発生の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

3 甲は、乙の申し出があった日より30日以内に支払うものとする。

(協定書の有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は、契約締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の30日前までに甲又は乙から相手方に対し特

段の意思表示がない場合はさらに1年間継続するものとし、以後においても同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101 番地
土岐市
土岐市長 加藤 靖也

乙 和歌山県和歌山市中島 185 番地 3
株式会社オークワ
代表取締役 神吉 康成

別表

区 分	主 な 品 目
食 料 品	米、パン、牛乳、缶詰、インスタント麺、レトルト食品 魚肉缶詰、容器入飲料水 など
日 用 品	ポリタンク、乾電池、ライター、トイレトペーパー オムツ、生理用品、ティッシュペーパー、ゴミ袋、洗剤 ガムテープ、軍手 など
そ の 他	衣類、下着 など

災害時における生活物資供給に関する協定書

土岐市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープぎふ（以下「乙」という。）とは、土岐市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における生活物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において市民の生命を守りその生活の早期安定を図るため、甲と乙とが相互に協力して生活物資の供給をするために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 災害時において、甲が生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙の保有商品の供給及び搬送業務について協力を要請することができる。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に要請する災害時の主な生活物資は、別表のとおりとする。

2 別表に定める物のほか、生活物資は甲乙協議のうえ指定できるものとする。

（要請手続）

第4条 甲の乙に対する協力要請手続は、生活物資の供給・搬送業務等要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の運搬）

第5条 生活物資の運搬は、乙又は乙の指定するものが行うものとする。また、甲から乙に対して、通常の商品搬送業務と異なる引き渡し場所への搬送依頼があった場合においても積極的に協力するものとする。

（物資の引取りと報告）

第6条 生活物資の引渡し場所は、甲の指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認のうえ引き取るものとする。

2 乙は業務が完了した後、速やかに業務内容を生活物資の供給・搬送業務報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（費用）

第7条 第2条の規定により乙が供給した保有商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する報告書等に基づき、災害時直前における生協組合員に供給していた物資の価格を参考に、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(広域的な支援体制の整備)

第8条 乙は、他の生活協同組合等との間の連携を強化し、災害時における生活協同組合間相互支援の協定等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲は、災害時において市民に対し生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙はそれに協力するものとする。

2 甲と乙は、災害時において被災地域や被災者の状況、生活物資の供給等の情報交換を行うものとする。

3 甲と乙は、平常時から連絡体制を確保するとともに、生活物資等について情報交換を行い災害時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲と乙は、業務に必要な連絡責任者及び連絡先をあらかじめ指定しておくものとし、年度当初に互いに確認し変更があった場合は、その内容を速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定を締結した日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の締結の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとするものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和2年1月29日

甲 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101
土岐市 土岐市長 加藤 淳 司

乙 岐阜県各務原市鵜沼各務原町1-4-1
生活協同組合コープぎふ
理事長 大坪 光 樹

別表

区 分	分 類	品 目
最優先供給品目	食料品	水（容器入り）、飲料、液体ミルク パン（菓子パン、調理パン、食パン） 果物（バナナ等） レトルト食品（ごはん、おかず類）
主な供給品目	食料品	弁当、インスタントラーメン 缶詰（イージーオープン）、めん類 卵、バター、ジャム 緑茶、コーヒー、紅茶 肉、魚 野菜、果物類
	生活用品・日用品	卓上ガスコンロ、懐中電灯、電池 バケツ、包丁、アルミホイル、ごみ袋 生理用品、トイレットペーパー 紙おむつ、濡れティッシュ、マスク 裁縫キット ふとん
	季節用品	蚊取り線香 使い捨てカイロ 毛布

(1) 「最優先供給品目」は、災害直後に最優先で調達、供給する品目

(2) 「主な供給品目」は、上記の他、災害規模や被災者のニーズの変化等の状況に対して調達、供給する品目

災害時における生活物資供給に関する協定書

土岐市（以下「甲」という。）と株式会社ドラッグスギヤマ（以下「乙」という。）とは、土岐市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における生活物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において市民の生命を守りその生活の早期安定を図るため、甲と乙とが相互に協力して生活物資の供給をするために必要な事項を定めるものとする。

（供給等の協力要請）

第2条 災害時において、甲が生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙が運営する土岐市内店舗の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に要請する災害時の主な生活物資は、別表のとおりとする。

2 別表に定める物のほか、生活物資は甲乙協議のうえ指定できるものとする。

（要請手続）

第4条 甲が乙に対する協力要請手続は、生活物資供給要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（物資の運搬）

第5条 生活物資の運搬は、交通規制を考慮し、甲又は甲の指定するものが行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（物資の引取りと報告）

第6条 生活物資の引渡し場所は、甲の指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認のうえ引き取るものとする。

2 乙は業務が完了した後、速やかに業務内容を生活物資供給報告書（様式第2号）により報告するものとする。

（費用）

第7条 第2条の規定により乙が供給した保有商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が保有商品の供給及び運搬終了後、乙の提出する報告書等に基づき、災害時直前における市場の適正な価格を参考に、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（連絡責任者）

第8条 甲と乙は、業務に必要な連絡責任者及び連絡先をあらかじめ指定しておく

ものとし、年度当初に互いに確認し変更があった場合は、その内容を速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定を締結した日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の締結の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとするものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101
土岐市

土岐市長 加藤 淳 司

乙 愛知県名古屋市千種区内山二丁目13番地
株式会社ドラッグスギヤマ

代表取締役社長 杉 山 貞 之

別表

区 分	主 な 品 目
食 料 品	米、パン、牛乳、液体ミルク、缶詰、インスタント麺、レトルト食品、魚肉缶詰、容器入飲料水 など
日 用 品	ポリタンク、使い捨て哺乳瓶、乾電池、ライター、トイレットペーパー、オムツ、生理用品、ティッシュペーパー、ごみ袋、洗剤、ガムテープ、軍手、市販薬など
そ の 他	蚊取り線香、使い捨てカイロ など

災害時における生活物資等の供給協力に関する協定

土岐市（以下「甲」という。）と株式会社スギ薬局（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「大規模災害」という。）の発生、若しくは大規模災害に発展する恐れがある場合において、一般用医薬品を中心とした生活物資（以下「生活物資等」という。）供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害の発生、若しくは大規模災害に発展する恐れのある場合において、甲と乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、生活物資等の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、大規模災害の発生により生活物資等を必要とするときは、乙に対し、乙の業務に支障をきたさない範囲内で、生活物資等の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第3条 甲が、乙に供給を要請する生活物資等の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。

（1）日用品等の生活必需品（別表1）のうち、主に一般用医薬品

（2）大規模災害発生時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続）

第4条 甲の乙に対する要請は、「物資供給要請書」（様式第1号）をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資供給要請書」を提出するものとする。

また、甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資等の供給及び運搬に対する協力について積極的に努めるものとする。

また、前条の要請により乙が生活物資等の供給を実施したときは、速やかに「物資供給報告書」（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（生活物資等の運搬）

第6条 生活物資等の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、その場所への運搬は、乙または乙の指定するものが行うものとする。

また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。甲は、乙が上記の規定により生活物資等を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

(費用負担)

第7条 乙が提供した生活物資等の代金は、甲が負担するものとする。

前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

また、その他、別途費用が発生した場合の負担については甲乙協議の上、決定する。

(費用の支払い)

第8条 生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。

また、前項の請求があったときは、その内容を甲が確認し、乙に対し速やかに支払うものとする。

(情報交換)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」(様式第3号)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101番地
 土岐市
 土岐市長 加藤 淳 司

乙 愛知県大府市横根町新江62番地の1
 株式会社スギ薬局
 代表取締役社長 杉浦 克典

別表 1

区 分	主 な 品 目
一般用医薬品	内服薬、外用薬、外用消炎鎮痛剤、目薬、鼻薬、座薬、公衆衛生用剤（医薬品殺虫剤、虫よけスプレー、哺乳びん消毒剤、防疫用消毒剤） など
食 料 品	米、パン、缶詰、インスタント麺、容器入飲料水、粉・液体ミルク、離乳食 など
日 用 品	オムツ、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、乾電池、ガムテープ、軍手、ライター、洗剤、ごみ袋 など

災害時における電動車両等の支援に関する協定書

土岐市（以下「甲」という。）、土岐三菱自動車販売株式会社（以下「乙1」という。）、西日本三菱自動車販売株式会社（以下「乙2」という。以下両販売会社を併せて「乙」という。）及び、三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）は、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、土岐市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く市民に知らせ、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) 電気自動車
- (2) プラグインハイブリッド車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙が保有する電動車両等（前条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、乙に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、乙が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 乙は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 乙は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭

参考資料編

又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 乙が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（費用負担）

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用（電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。）については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲、乙及び丙が協議の上、決定するものとする。

（補償）

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

- (1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償に当たるものとする。
- (2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

（保険について）

第9条 乙は、電動車両等の貸与に当たり乙又は丙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙又は丙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分（保険加入者負担分）が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

（費用の支払）

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

（使用上の留意事項）

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

- (1) 乙または丙が指示する使用の条件を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。
- (2) 原則として、土岐市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により電動車両等を使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、乙に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く市民に知らしめ、理解を醸成していくことに努めるものとする。

2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲、乙及び丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただ

参考資料編

し、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を4通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

甲 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101 番地
土岐市
土岐市長 加藤 淳司

乙1 岐阜県土岐市肥田浅野矢落町 1 - 1
土岐三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 安藤 正彦

乙2 大阪府大阪市淀川区新高 1 - 4 - 10
西日本三菱自動車販売株式会社
代表取締役社長 五十嵐 京矢

丙 東京都港区芝浦三丁目 1 番 2 1 号
三菱自動車工業株式会社
取締役 代表執行役 CEO 加藤 隆雄

災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書

土岐市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、土岐市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の乙が取扱い可能な物資とするものとする。

（要請の方法）

第3条 甲は物資（ユニットハウス等）供給要請書（様式第1号）により、乙に対して要請手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し後日物資（ユニットハウス等）供給要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第5条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（報告及び承認）

第6条 乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を書面（様式2号）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第7条 物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第8条 物資の供給に要した費用は、乙が第6条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

2 甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

参考資料編

(情報交換)

第9条 甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の日から1年とする。ただし、有効期間満了日の1か月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは1年間更新されたものと見なし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2101 番地
土岐市
土岐市長 加藤 淳 司

乙 千葉県柏市新十余二 5 番地
三協フロンテア株式会社
代表取締役社長 長妻 貴嗣

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

第1条（趣旨）

土岐市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）とは、土岐市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品・衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資を確保することに関して必要な事項を定めるものとする。

第2条（協力事項の発動）

この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

第3条（福祉用具等物資供給の協力要請）

災害時において、甲が福祉用具等の物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請することができる。また甲は乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係部署との連絡調整を行うものとする。

第4条（福祉用具等物資供給の協力実施）

乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

第5条（福祉用具等物資の内容）

甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は甲乙協議の上、予め別表1に定めておくものとする。

2 乙は、甲の要請があったときは、前項により定めた福祉用具等物資以外の物資（別表2）の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

第6条（福祉用具等物資供給の要請手続）

甲の乙に対する要請手続は、福祉用具等物資供給要請書（第1号様式）（以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

第7条（引渡し）

福祉用具等物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

第8条（福祉用具等物資の適合確認）

福祉用具等物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

第9条（福祉用具等物資の運搬）

福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

第10条（車両の通行）

甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また甲は、乙が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には協力をを行うものとする。

第11条（配慮事項）

甲は、乙に第3条の規定に基づき協力要請を行う場合は、各種警報、避難勧告その他立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉用具専門相談員の生命の安全に配慮するものとする。

第12条（損害の負担）

本協定に基づく協力の実施にあたり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

第13条（実施報告）

乙は、福祉用具等物資の供給が完了した後、甲に対して実施報告書（第2号様式）を提出するものとする。

第14条（費用）

第3条及び第9条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。
- 3 甲は、前2項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

第15条（情報連絡体制の確認）

甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年4月30日までに同月1日の担当者を文書で報告するものとする。

第16条（平常時の防災活動への協力）

乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するよう努めるものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
- (2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

第 17 条（有効期間）

この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

第 18 条（疑義の決定）

本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保管する。

令和 3 年 月 日

甲 岐阜県土岐市土岐津町土岐口 2 1 0 1
土岐市
土岐市長 加藤 淳 司

乙 東京都港区浜松町 2 丁目 7 番 1 5 号
一般社団法人 日本福祉用具供給協会
理事長 小野 木 孝 二

別表 1（第 5 条関係）

福祉用具等物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、移動用リフト 等
------------	---------------------------------------------------------------------------------------

別表 2（第 5 条の 2 関係）

福祉用具等物資以外の物資の内容	ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）等
-----------------	---------------------------

災害時における物資の供給協力に関する協定書

土岐市（以下「甲」という。）と土岐ダイナパック株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、土岐市内において災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、甲は、乙の協力を得て被災者に対し、迅速かつ円滑に物資を供給することを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（要請の方法）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要となった場合は、物資供給協力要請書（様式第1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは口頭または電話等で要請し、事後速やかに当該要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けた場合、乙の業務に支障のない範囲において、速やかに甲に協力するものとする。

（協力の範囲）

第4条 乙が甲に協力する範囲は、次のとおりとする。

- （1）乙が保有する商品の供給
- （2）前号の商品の設置
- （3）第1号の商品の運搬及び回収

2 甲は、前項に定めのない事項についても、事前協議の上、乙に協力を要請することができる。

3 乙は、前各項に定める事項について、状況により困難な場合は甲乙協議の上行わないことができる。

（物資の引渡し）

第5条 物資の引き渡し場所は、甲が指定する。

2 甲は、引き渡し場所に甲の職員又は甲の指定する者等を派遣し、物資の確認を行い受領するものとする。

3 乙は、物資の引き渡しを終了した後、速やかに物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が甲に対する協力に要した商品、運搬及び設置の費用の負担については、災害発生時の直前における価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、前条の規定により決定された費用について、速やかに乙に支払うものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定の円滑な実施を図るため、協定締結後速やかに連絡責任者を決定し、連絡責任者等報告書(様式第3号)により報告するものとし、当該連絡担当者等に変更があった場合は、遅滞なく連絡するものとする。

2 緊急時の連絡体制等について、平時から確認、情報交換を行うものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は、この協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の申し出がない場合は、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和3年 月 日

甲 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101
土岐市長 加藤 淳 司

乙 岐阜県土岐市下石町304-15
土岐ダイナパック株式会社
代表取締役社長 福村 仁志

災害時における資機材のレンタルに関する協定

土岐市（以下「甲」という。）と株式会社ダイワテック（以下「乙」という。）は、災害時に必要な資機材（以下「資機材」という。）の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請等）

第1条 甲は、土岐市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、資機材の供給を必要とするときは、乙に対し資機材の提供を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、別紙様式1により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。
（協力の内容）

第2条 乙は前条第1項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に資機材を供給するものとする。

2 乙は、前項の規定により資機材の供給を実施した場合は、甲に対し、別紙様式2により報告するものとする。

（提供資機材）

第3条 乙が甲に提供する資機材は、別表1に掲げるもののうち、乙が甲から要請を受けた時点で乙が提供可能なものとする。

2 乙は、甲からの要請に基づき、毎年4月1日現在において、災害時に提供可能な資機材の見込み数量を報告するものとする。

（資機材の運搬及び引き渡し）

第4条 甲は、要請した資機材の引渡場所を指定し、当該引渡場所までの資機材の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 前項の規定による資機材の引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。

3 甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

（車両の通行）

第5条 甲は、乙が資機材を運搬し、及び提供する場合には、当該資機材の運搬に使用する車両が通行を確保することができるよう可能な範囲で支援するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が提供した資機材のレンタル料及び運搬等に係る費用は、甲が負担する。

2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

3 乙は、前項の規定による第1項の費用の決定後に当該費用を甲に請求するものとする。

(資料の交換及び情報交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策及びその組織体制に関する資料その他甲及び乙が必要と認める資料を適宜交換するものとする。

(平常時からの相互協力)

第8条 甲及び乙は、災害等が発生した場合に速やかに資機材の供給ができるよう、平常時から相互に協力するものとする。

(協定の効力)

第9条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれからもそれぞれ相互に対して文書による異議の申し出がないときは、更に1年延長するものとし、その後の期間満了についても同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙署名(記名押印)の上、各自1通を所持する。

令和3年 月 日

甲 岐阜県土岐市土岐津町土岐口
土岐市

土岐市長 加藤 淳 司 印

乙 名古屋市西区大野木三丁目43番地
株式会社 ダイワテック

代表取締役社長 岡 忠 志 印

別表1 (第3条関係)

災害時に提供を要請する資機材
<ul style="list-style-type: none"> ・ソーラーシステムハウス ・ソーラーバイオトイレ ・自立型ソーラー街路灯

災害時における物資供給等の協力に関する協定

土岐市（以下「甲」という。）と中北薬品株式会社（以下「乙」という。）は、医薬品・物資等（以下「物資」という。）の供給等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、土岐市内での災害時に、甲の要請に応じ、乙が物資の調達を行うことについて必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（1）土岐市内に地震、風水害、大火災等の災害が発生または発生するおそれがあるとき

（2）土岐市内に感染症がまん延またはまん延するおそれがあるとき

（3）市内に大規模事故災害やテロ災害が発生したとき

（物資の調達範囲）

第3条 甲が乙に調達を要請する物資は、別表に掲げるもののうち、乙が保管する品目とする。なお、品目については、甲乙協議の上、必要に応じて適宜見直すものとする。

（要請の手続き）

第4条 甲が乙に対して行う物資の調達要請は、物資の調達要請書（別記様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、要請後速やかに文書を提出するものとする。

（調達の実施等）

第5条 乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の調達を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。

2 乙は、自身の被災等で前条の調達要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の調達の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬・引き渡し）

第6条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する場所へ物資を納入するものとする。

2 甲は、乙が物資の運搬を行うときは、物資の運搬のために乙が使用する車両を緊急通行車両とするよう配慮するものとする。

3 甲は、物資の納入場所に甲の職員又は甲の指名する者を派遣し、要請に係る物資を確認の上、乙から引き渡しを受けるものとする。

（代金等の決定）

第7条 甲の要請により乙が調達した物資の代金及び運搬に要した経費(以下「代金等」という。)は、第4条の要請時直前における価格を参考に、甲乙協議の上、決定するものとする。

(代金等の請求及び支払い)

第8条 乙は前条の規定による代金等の決定後、納品書及び請求書により代金等を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領した場合、速やかにその請求額を乙の指定する銀行口座に支払うものとする。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

(資料の提出)

第9条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して連絡責任者及び物資の在庫品目並びに数量について、資料の提出を求めることができる。

(法令の遵守)

第10条 乙は、この協定に規定する行為を行うに当たっては、各種法令を遵守するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、締結をした日から1年間とする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲乙いずれからも協定の延長について何らかの申し出がないときは、さらに1年間継続するものとし、以後同様とする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 岐阜県土岐市土岐津町土岐口2101
土岐市長 加藤 淳 司

乙 愛知県名古屋市中区丸の内三丁目11番9号
中北薬品株式会社
代表取締役社長 中 北 馨 介

別表（第3条関係）

緊急時応急生活物資

区 分	品 目
医薬品	医薬品 消毒剤
衛生材料	マスク 紙おむつ（幼児用・大人用） 生理用品 ニトリル手袋 包帯 ガーゼ
医療器具	体温計（腋下型、非接触型）
食品・飲料水	粉ミルク 液体ミルク 哺乳瓶 離乳食 お茶 飲料水 ※アレルギー対応品を含む
日用品	タオル ティッシュ 濡れティッシュ トイレットペーパー

大規模災害時における支援協力に関する協定書

土岐市（以下「甲」という。）とイオンリテール株式会社イオンスタイル土岐（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における支援協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続き等について定め、もって、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（災害の範囲）

第2条 この協定において、「災害」とは、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条に規定する地震災害に関する警戒宣言が発令された場合、又は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合をいう。

（物資協力要請）

第3条 甲は災害時における応急措置のため、緊急に物資等を調達する必要があると認めるときは、乙の保有する、または調達可能な物資（以下「調達物資」という。）の供給を要請できるものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、物資について速やかに対応する。

（物資の範囲）

第5条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、供給可能な調達物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第6条 甲が前条に掲げる物資の供給を受けようとする時は、出荷要請書（様式1号）をもって乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭でもって申し出を行い、事後に出荷要請書を提出するものとする。

（物資の引渡し）

第7条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

2 甲は、業務完了後、速やかに業務内容を物資供給報告書（様式2号）により報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が、供給した物資の費用及び物資の運搬を行ったときに要する費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は前項に基づく請求があったときには、原則として乙に対し30日以内に代金を支払うものとする。

(物資の価格)

第9条 物資の価格は、災害が発生する直前における適正な価格を参考に甲乙協議の上定めるものとする。

(改正又は廃止)

第10条 この協定の改正又は廃止は、甲又は乙が文書をもって1ヶ月前以前に相手側に通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙、協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲：土岐市
市長

乙：イオンリテール株式会社
代表取締役社長

別表

災害時の主な供給物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
<p>【 食料品 】</p> <p>おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、粉ミルク、缶詰(イージーオープン)</p> <p>【 生活必需品 】</p> <p>毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶、ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て食器類、ラップ、固形燃料</p> <p>ウェットティッシュ、ゴミ袋</p> <p>蚊取り線香(夏季)</p> <p>使い捨てカイロ(冬季)</p>	<p>【 食料品 】</p> <p>精米、即席麺、食パン、レトルト食品、漬物、梅干、調味料、菓子類、果物、お茶</p> <p>【 生活必需品 】</p> <p>タオル、肌着、履物、作業服、軍手、鍋、炊飯用具、簡易コンロ、カセットボンベ、石鹼、歯ブラシ</p> <p>ティッシュペーパー</p> <p>トイレトペーパー</p> <p>防水シート</p>

○災害時における医療救護活動に関する協定書

土岐市における災害時の医療救護活動に関して、土岐市（以下「甲」という。）と社団法人土岐医師会（以下「乙」という。）との間に、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、土岐市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（医療救護活動）

第2条 甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、医療救護活動の協力を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

3 乙は、あらかじめ医師、看護婦等で医療救護班を編成しておくものとする。

（医療救護班の活動場所）

第3条 医療救護班は、甲が災害現場の避難所に設置する応急救護所等において医療救護活動を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者の重傷度の判定（患者の振分け作業）
- (2) 傷病者に対する応急処置及び必要な医療
- (3) 助産
- (4) 収容医療機関への転送の要否及び順位の設定
- (5) 死亡の確認及び死体の検案
- (6) その他医療救護活動に必要な業務

（医療救護班に対する指揮）

第5条 医療救護班に対する指揮命令は、乙が行うものとする。

（連絡調整）

第6条 医療救護活動に係る連絡調整は、甲、乙密接な連携のもと行うものとする。

（医療救護班の輸送）

第7条 医療救護班の応急救護所等への輸送は、原則として甲が調達する車両等で行うものとする。

（医療品等の供給）

第8条 乙が派遣する医療救護班が使用する医療品等は、当該医療救護班が携行、

調達するもののほか、甲が供給するものとする。

(収容医療機関の選定)

第 9 条 重傷患者等の処置、収容等を行う収容医療機関の選定は、乙が行うものとする。

(報告)

第 10 条 医療救護班の班長は、必要な記録を行い、甲及び乙に報告するものとする。

2 乙は、業務被害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(医療費)

第 11 条 応急救護所における患者(被災者)が負担する医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者(被災者)が負担する。

(費用弁償等)

第 12 条 甲の要請により、乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に伴う経費

(2) 医療救護班が携行又は調達した医療品等の実費

(3) その他この協定に定める医療救護活動に要した費用

2 前項に規定する費用弁償の額については、甲、乙協議して決定するものとする。

(災害補償)

第 13 条 甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、甲が当事者又はその遺族に対して行う災害補償については、土岐市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 43 年土岐市条例第 1 号)の規定に準じ、別途甲、乙協議して決定するものとする。

(医療事故の処理)

第 14 条 応急救護所等での医療救護活動及び収容医療機関における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において対処するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は乙の会員に故意又は重大な過失がない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

(有効期間及び更新)

第 15 条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して 1 年とする。ただし、この期間満了の日の 1 ヶ月前までに、甲、乙双方からの何らの意思表示がないときは、この協定は更に 1 年間延長するものとする。その後の期間満了の場合

も同様とする。

(協議)

第 16 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じたときは、岐阜県と社団法人岐阜県医師会との間で締結された「災害時の医療救護に関する協定書」に準ずるほか、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 12 年 4 月 1 日

(甲) 土岐市土岐津町土岐口 2101 番地

土岐市長 塚本保夫

(乙) 土岐市土岐津町高山 4 番地

土岐医師会長 井篁重彦

○災害時の歯科医療救護協定に関する覚書

土岐市（以下「甲」という。）と土岐歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時の歯科医療救護活動に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 この覚書は、平成 16 年 11 月 18 日付け岐阜県と社団法人岐阜県歯科医師会との間で締結した災害時の歯科医療救護に関する協定書及び災害時の歯科医療救護に関する協定書実施細目（以下「実施細目」という。）に基づき、甲が乙の協力を得て行う災害救助のうち、歯科医療に関する救助について定めるものとする。

（歯科医療救護班の派遣要請）

第 2 条 甲は、歯科医療救護班の派遣要請に際し、実施細目第 1 条の規定により、乙に通知するものとする。

（歯科医療救護班の編成）

第 3 条 歯科医療救護班の編成は、1 班当たり歯科医師 2 人、歯科衛生士 2 人、その他 1 人とする。なお、そのうち歯科医師 1 人を班長とする。

（歯科医療救護班の報告）

第 4 条 乙は、歯科医療救護班を派遣したときは、実施細目第 3 条の規定により、甲に提出するものとする。

（その他）

第 5 条 甲と乙の災害・事故対応系統図及び乙の会員名簿は、それぞれ別紙のとおりとする。

（適用）

第 6 条 この覚書は、締結の日から適用する。

平成 19 年 9 月 3 日

甲 土 岐 市 長 大 野 信 彦

乙 土岐歯科医師会会長 中 村 良 司

○災害時の医療救護活動等に関する協定書

土岐市（以下「甲」という。）と土岐市薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、土岐市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について必要な事項を定めるものとする。

（薬剤師班の派遣）

第2条 甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し、医療救護活動への薬剤師の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項に規定する要請を受けた場合は、甲が設置する救護所等に直ちに薬剤師班を派遣するものとする。

3 乙は、緊急その他やむを得ない事情により、甲の要請を受けることなく薬剤師班を派遣した場合は、速やかに甲にその旨を報告し、承認を得るものとする。

4 乙は、あらかじめ薬剤師等で組織する薬剤師班を編成しておくものとする。

（薬剤師班の業務）

第3条 薬剤師班は次に掲げる業務を実施するものとする。

（1）救護所、避難所等における傷病者に対する調剤及び服薬指導等

（2）救護所、避難所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け及び管理

（3）避難所の衛生管理

（4）その他医療救護活動に必要な業務

（薬剤師班の輸送）

第4条 甲は、医療救護活動が円滑にできるよう、薬剤師班の輸送について、必要な措置を取るものとする。

（医薬品等の提供）

第5条 乙が派遣する薬剤師班が使用する医療救護活動に必要な医薬品等は、原則として甲が提供する。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙及び乙の会員が管理し保管する医薬品等について提供を求めることができる。この場合、乙はこれに協力するものとする。

（報告）

第6条 薬剤師班の班長は、第3条に規定する業務を実施したときは必要な記録を行い、乙に報告するものとする。

2 乙は、前項の報告を取りまとめ、甲に報告するものとする。

3 乙は、業務被害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。
(費用弁償等)

第7条 甲は、甲の要請により、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費を負担するものとする。

- (1) 薬剤師班の派遣に伴う費用
- (2) 薬剤師班が携行し、又は調達した医薬品等の実費
- (3) 乙が甲の要請に応じ提供した医薬品等の実費
- (4) その他この協定の実施に要した費用

2 前項に規定する費用弁償の額については、甲、乙協議して決定するものとする。

(連絡調整)

第8条 医療救護活動に係る連絡調整は、甲、乙密接な連携の下に行うものとする。

(実施細目)

第9条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定めるものとする。

(有効期間および更新)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この期間満了の日の1月前までに、甲、乙双方から何らの意思表示がないときは、この協定の期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとする。以降同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項に疑義が生じたときは、岐阜県と社団法人岐阜県薬剤師会との間で締結された「災害時の医療救護活動等に関する協定書」を準用するほか、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年5月1日

甲 土岐市土岐津町土岐口2101番地

土岐市長 加藤 靖也

乙 岐阜県土岐市泉町久尻47番地の16

土岐市薬剤師会

会長 石原 直樹

○土岐市の災害応援協力に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、土岐市（以下「甲」という。）が定める地域防災計画に基づく被災者の救出及び社会基盤施設の応急復旧に関して、土岐市建設業組合（以下「乙」という。）に応援協力を求めるにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(応援協力)

第2条 土岐市の地域に災害対策基本法第2条第1項に規定する災害が発生し、甲が緊急に被災者の救出及び社会基盤施設の応急復旧を行う必要がある場合には、乙は構成員により「建設防災支援隊」を組織して、建設機械、資材、労力等を確保し、次の各号に定める応急措置を行うこととする。

(1) 建設防災支援隊により、被災現場へ赴き、自主防災会、警察、消防及びその他行政機関等と連携し、倒壊家屋等からの被災者の救出を支援すること（以下「被災者救出支援」という。）。

(2) 社会基盤施設の災害の拡大を防止し、応急復旧を行うこと（以下「施設応急復旧」という。）。

2 乙は、迅速な被災者救出支援及び施設応急復旧を実施するため、あらかじめ乙の構成員による必要な体制の確保に努めるものとする。

3 被災者救出支援については、乙の状況の許す範囲において行うものとする。
(応援協力の要請手続き等)

第3条 甲は、災害が発生し、必要と認めるときは、書面又は口頭で乙に応援協力を要請するものとする。ただし、被災者救出支援に緊急を要するとき又は、災害により通信連絡が不能となり甲が要請できない状況にあるときは、乙の判断により被害状況により被害状況を把握し、被災者救出支援及び施設応急復旧を行うものとする。

(経費の負担)

第4条 応援協力に関する経費は、甲が負担するものとする。ただし、当該経費のうち乙が負担することとした軽微な経費については、この限りでない。

(その他)

第5条 この協定を実施するために必要な事項及びこの協定について疑義が生じた事項については、甲と乙とが誠意を持って協議して定めるものとする。

(適用)

第6条 この協定は、平成16年2月26日から適用する。

この協定の証として本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年2月26日

甲 土岐市長 塚本 保夫

乙 土岐市建設業組合
組合長 小嶋 憲和

○土岐市管工事協同組合との災害時における水道業務の応援に関する協定

土岐市水道業務（以下「甲」という。）と土岐市管工事協同組合（以下「乙」という。）は、災害時の水道業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、土岐市内において災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が乙に対して応援の要請をするときに適用する。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1）災害等 地震、台風、洪水、テロ事件、その他事故による大規模な断水等の非常時の事態をいう。

（2）応援 乙又は乙の組合員が他に先駆けて水道課の業務の応援に入り、施設・管路の点検・復旧作業及び給水作業を行うことをいう。

（要請）

第3条 甲は乙の応援の必要があると認めたときは、乙に対して応援の要請を行う。

（応援）

第4条 乙は応援の要請を受けたときは、甲の指示のもとに、速やかに可能な範囲で応援をする。

（要請内容）

第5条 乙は、出動した場合、次の事項について記録し、甲に報告する。

（1）出動人員、氏名及び資機材等

（2）作業期間、作業時間及び作業内容

（3）その他特別な事項及び参考事項

（費用負担）

第6条 応援に要した費用は、甲が定める基準により積算した額とする。

（支払い）

第7条 乙は甲に対し、応援に要した費用を請求し、甲は遅滞なくこれを支払うものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から平成20年3月31日までとする。但し、協定の期間満了の前1月までに、甲又は乙から異議申し立てがないときは、引き続き1年間延長するものとし、以後これに準ずるものとする。

（疑義の協議及び協定変更）

第 9 条 この協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。また、双方の協議により協定の変更ができるものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 19 年 4 月 27 日

甲 土岐市土岐津町土岐口 2 1 0 1 番地
土岐市水道事業
土岐市長 大野 信彦

乙 土岐市土岐津町土岐口 1 9 8 9 番地の 2
土岐市管工事協同組合
理事長 土屋 周一

○災害時における水道業務の応援に関する協定

土岐市水道事業（以下「甲という。」と寿美工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の水道業務の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、土岐市内において災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合に、甲が乙に対して応援の要請をするときに適用する。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

（1）災害等 地震、台風、洪水、火災、テロ事件、その他事故による大規模な断水等の非常時の事態をいう。

（2）応援 乙は他に先駆けて水道課の業務の応援に入り、施設・管路の点検・復旧作業及び給水作業を行うことをいう。

（要請）

第3条 甲は乙の応援の必要があると認めたときは、乙に対して応援の要請を行う。

（応援）

第4条 乙は応援の要請を受けたときは、甲の指示のもとに、速やかに可能な範囲で応援をする。

（要請内容）

第5条 乙は、出勤をした場合、次の事項について記録し、甲に報告する。

（1）出勤人員、氏名及び資機材等

（2）作業期間、作業時間及び作業内容

（3）その他特別な事項及び参考事項

（費用負担）

第6条 応援に要した費用は、甲が定める基準により積算した額とする。

（支払い）

第7条 乙は甲に対し、応援に要した費用を請求し、甲は遅滞なくこれを支払うものとする。

（協定の期間）

第8条 この協定は、協定締結の日から平成18年3月31日までとする。但し、協定の期間満了の前1月までに、甲又は乙から異議申し立てがないときは、引き続き1年間延長するものとし、以後これに準ずるものとする。

（疑義の協議及び協定変更）

第9条 この協定に定めのない事項は、甲乙協議して定めるものとする。また、

双方の協議により協定の変更ができるものとする。

この協定の締結を証するため本書 2 通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 17 年 9 月 1 日

甲 土岐市土岐津町土岐口 2 1 0 1 番地

土岐市水道事業

土岐市長 塚本 保夫

乙 美濃加茂市蜂屋町上蜂屋 2 3 4 5 番地 7 中部台地 5 街区 7 番

寿美工業株式会社 岐阜営業所

所 長 草野 建六

○水道施設の災害時等における応援に関する協定書

土岐市水道事業（以下「甲」という。）と株式会社米津西部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、土岐市内に地震、風水害、その他の災害等（以下「災害時等」という。）において、水道施設の復旧のため、甲の要請により乙が甲に実施する応援に関し必要な事項を定めるものとする。

（応援の要請）

第 2 条 甲は、災害時等において土岐市上水道施設防災計画・災害対策マニュアルに基づき応急復旧計画を策定し、乙の応援が必要である場合は、乙に対して応援を要請することができる。

（応援）

第 3 条 乙は、前条の規定により応援の要請を受けたときは、速やかに応援の体制を確立のうえ、水道資材の供給を行うものとする。

（費用の負担）

第 4 条 この協定に基づき、乙が資材の供給に要した費用は甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用については、甲が定める基準により積算した額に基づき、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）

第 5 条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の有効期間）

第 6 条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定の期間の満了する 1 ヶ月前までに、甲又は乙から特別の意思表示がない限り、協定の有効期間を翌年 3 月 31 日まで 1 年間延長することとし、その後もこの例によるものとする。

この協定を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 26 年 4 月 7 日

甲 土岐市土岐津町土岐口 2 1 0 1 番地
土岐市水道事業
土岐市長 加藤 靖也

乙 可児市土田 2 5 4 1 番地
株式会社 米津西部
代表取締役社長 伊澤 修

○ 資材メーカーとの災害時における水道業務の応援に関する協定

土岐市水道事業（以下「甲」という。）と安田株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等の水道復旧の応援に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、土岐市において災害等が発生し、水道施設の復旧のための水道資材が緊急に必要な場合に、甲が乙に対して協力を要請するときに適用する。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時等の水道施設の復旧のための資材が不足する場合に、乙が所有する水道資材の供給について協力を要請する。

（協力の実施）

第 3 条 乙は、協力の要請を受けたときは、水道資材の供給について積極的に協力し、また必要な情報の提供に努める。

（費用の負担）

第 4 条 甲は、乙の水道資材の供給に要した費用の請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。甲が支払うべき水道資材の価格は、緊急時直前における適正価格を基準にして、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）

第 5 条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（協定の期間）

第 6 条 この協定は、協定締結の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定の期間満了の前 1 月までに、甲又は乙から異議の申し立てがないときは引き続き 1 年間継続する。以後同様とする。

本協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 17 年 9 月 1 日

甲 土岐市土岐津町土岐口 2 1 0 1 番地
土岐市水道事業

土岐市長 塚本 保夫

乙 岐阜市鶴田町 3 丁目 2 4 番地
安田株式会社

取締役本店長 福祉 健治

○ 資材メーカーとの災害時における水道業務の応援に関する協定

土岐市水道事業（以下「甲」という。）と寿美工業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等の水道復旧の応援に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定は、土岐市において災害等が発生し、水道施設の復旧のための電気計装、機械設備等の資材（以下「機器資材等」という。）が緊急に必要な場合に、甲が乙に対して協力を要請するときに適用する。

（協力の要請）

第 2 条 甲は、災害時等の水道施設の復旧のための資材が不足する場合に、乙が所有する機器資材等の供給について協力を要請する。

（協力の実施）

第 3 条 乙は、協力の要請を受けたときは、機器資材等の供給について積極的に協力し、また必要な情報の提供に努める。

（費用の負担）

第 4 条 甲は、乙の機器資材等の供給に要した費用の請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。甲が支払うべき機器資材等の価格は、緊急時直前における適正価格を基準にして、甲乙協議のうえ決定する。

（協議）

第 5 条 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

（協定の期間）

第 6 条 この協定は、協定締結の日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。ただし、協定の期間満了の前 1 月までに、甲又は乙から異議申し立てがないときは引き続き 1 年間継続する。以後同様とする。

本協定締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 17 年 9 月 1 日

甲 土岐市土岐津町土岐口 2 1 0 1 番地
土岐市水道事業

土岐市長 塚本 保夫

乙 美濃加茂市蜂屋町上蜂屋 2 3 4 5 番地 7 中部台地 5 街区 7 番
寿美工業株式会社 岐阜営業所

所 長 草野 建六

○災害時の応援業務に関する基本協定

土岐市（以下「甲」という。）と社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「乙」という。）とは、災害の予防及び災害時の応援に係る業務（以下「応援業務」という。）に関する基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、土岐市地域防災計画に基づき、甲が乙に対し、土岐市の地域における平常時の災害の予防並びに災害時の応急対策及び災害復旧に係る応援の要請に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（連絡担当者の設置）

第3条 甲及び乙は、応援業務の遂行に必要な情報の交換を行うための連絡担当者を定め、常に情報交換を行うとともに、災害が発生したときは速やかに必要事項の連絡を行うものとする。

（応援業務の内容）

第4条 応援業務は、次に掲げるとおりとする。

- （1）土岐市管理公共施設等の登記に必要と思われる被災状況の調査
- （2）土岐市管理公共施設等の被災等の応急対策並びに災害復旧のための公共基準点並びに筆界点情報の収集及び復元
- （3）市民等を対象とした登記及び協会関係相談所の解説
- （4）平常時における土岐市管理公共施設等の筆界に関する災害予防策の策定等
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める業務

（応援要請）

第5条 甲は乙に応援業務の要請を行おうとするときは、次に掲げる事項を示して、原則として文書により連絡するものとする。

- （1）応援の場所
- （2）応援の目的
- （3）被害の状況
- （4）応援業務の内容
- （5）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

2 前項の規定に関わらず、緊急やむを得ない事態等が発生した場合は、電話、ファックス等により応援業務の要請を行うことができる。この場合において、甲は当該要請後速やかに乙に対し前項に規定する文書を送付しなければならない

ない。

(応援要請業務)

第 6 条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、速やかに乙の社員を動員し、応援業務に従事させるものとする。

(業務の報告)

第 7 条 乙は、甲の要請に基づき応援業務を行ったときは、その活動内容について、活動終了後速やかに結果報告書 (様式第 1 号) により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第 8 条 応援業務 (甲の要請に基づき実施されたものに限る。) の実施に要する経費は、甲が負担する。

(書類の提出)

第 9 条 乙は次に掲げる書類を、毎年度甲に提出するものとする。

- (1) 応急業務に関する乙の組織図
- (2) 応援業務に係る連絡担当者
- (3) 応援業務に従事できる社員名簿
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、必要と認める書類

(資料の交換及び協議)

第 1 0 条 甲及び乙は、応援業務が円滑に行えるよう、随時次に掲げる資料を提出し、相互に交換するとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

- (1) 土岐市地域防災計画
- (2) 公共施設等の境界管理に関する情報
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、必要な事項

(事故への対応)

第 1 1 条 乙の社員が応援業務により負傷し、持病にかかり、乙は死亡した場合における災害補償は、乙の負担とする。

2 乙の職員が、応援業務を遂行中に第三者に損害を与えた場合においては、乙がその賠償の責めに任ずる。

(その他)

第 1 2 条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定める。

(適用)

第 1 3 条 この協定の有効期限は、平成 2 1 年 1 0 月 1 5 日から平成 2 2 年 3 0 月 3 1 日までとする。

2 この協定の期間満了日の 1 か月前までに甲又は乙から異議申し立てがない

ときには、その期間を引き続き次の１年間に延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙署名押印の上、各自１通を保有する。

平成 2 1 年 1 0 月 1 5 日

甲 土岐市土岐津町土岐口 2 1 0 1 番地
土岐市長 大野 信彦

乙 岐阜市田端町 1 番地の 1 2
社団法人岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
理事長 大保木 正博

○災害時における応援協力に関する協定書

土岐市（以下「甲」という。）と一般社団法人多治見建設業協会（以下「乙」という。）は、土岐市内に地震、風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の災害防止活動及び応急復旧活動（以下「防災活動」という。）の協力について、次のとおり協定を締結する。

（応援要請）

第1条 甲は、土岐市内において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災活動の実施について、乙の応援を必要とするときは、乙に対し応援を要請するものとする。

2 前項の規定により応援を要請する場合は、次の号に掲げる事項を明らかにした応援要請書（様式第1号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話、口頭その他の方法をもって要請し、事後、応援要請書を提出するものとする。

（1） 応援を必要とする期間及び場所

（2） 災害の状況及び要請内容

（3） 指示事項その他必要な事項

3 乙は、甲からの応援の要請がない場合又は連絡が不能な場合においては、乙の判断において防災活動及び被災者の救出支援（以下「救出支援活動」という。）を行うことができる。

4 甲は、必要と認める場合において、応援要請書を作成することなく乙に待機の要請をすることができる。

（要請に対する協力）

第2条 乙は、前条による要請を受けたときは、会員により「緊急防災隊」を組織し、建設資機材を確保し、自主防災組織、消防、警察その他行政機関等（以下「自主防災組織等」という。）と連携し防災活動を実施するものとする。また、災害現場において、緊急に被災者の救助活動が必要な場合においても、自主防災組織等と連携し救出支援活動を実施するものとする。

2 乙は、乙の会員の事故等により、甲からの応援要請に協力できない場合、又は協力できないことが見込まれる場合は、他の建設業協会等へ応援を要請するよう努めるものとする。

3 第1項の救出支援活動は、乙の状況の許す範囲において実施するものとする。

（状況報告）

第3条 乙は、前条の防災活動及び救出支援活動の実施に関して、随時、その活動内容、経過等について甲に報告するとともに、その活動内容を変更する場合

は、速やかに甲と協議するものとする。

(結果報告)

第4条 乙は、甲の要請に基づき実施した防災活動及び救出支援活動について、次の各号に掲げる事項を明らかにした応援実施結果報告書(様式第2号)により甲に報告するものとする。

(1) 出動した期間、場所及び人員

(2) 災害の状況及び実施した内容

(3) 使用した資機材等の種類及び数量

(4) その他必要な事項

(連絡責任者)

第5条 応援の要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めておくものとする。

甲	土岐市建設部土木課長
---	------------

乙	一般社団法人多治見建設業協会理事長
---	-------------------

(費用負担)

第6条 甲の要請に基づき乙が実施した防災活動及び救出支援活動に要した費用は、乙の報告に基づき甲、乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、この協定を1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲及び乙は、この協定の有効期間前に正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、この協定を解除しようとする日の30日前までに相手方に対し解除の申し入れをしなければならない。

(定めのない事項の処理)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成26年5月9日

甲 土岐市土岐津町土岐口2101

土岐市長 加藤 靖也

乙 多治見市下沢町3丁目17番地の1

一般社団法人多治見建設業協会

理事長 松島 祥久

○災害時における応急対策活動に関する協定書

土岐市（以下「甲」という。）と岐阜県瓦葺組合土岐・瑞浪支部（以下「乙」という。）は、災害時における（以下「災害」という。）、住宅等の屋根の応急復旧活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、市民の居住の確保を図るため、甲が乙に対し、住宅等の屋根に発生した小規模な被害に対する応急処置の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

（応援要請）

第2条 甲は、乙に対して、被災住宅の瓦屋根の損傷箇所の把握及びブルーシート等を使用した応急活動について、次に掲げる協力を要請することができる。

- （1）応急活動に必要な組合員の派遣に関する事
- （2）前号に掲げるもののほか、応急活動として必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは可能な限りこれに応ずるものとする。

（要請の手続き）

第3条 前条第1項の規定による要請は、次に掲げる事項を口頭または電話等で連絡することにより行うものとし、事後、甲は速やかに当該事項を別に定める様式に記載し、乙に提出するものとする。

- （1）要請日時
- （2）要請者
- （3）要請場所
- （4）要請内容
- （5）前各号に掲げるもののほか、応急活動の実施に必要な事項

（応急活動の実施）

第4条 乙の組合員は、前2条の規定により協力の要請を受けたときは、直ちに要請場所に出動し、自らの判断により応急活動を開始し、要請内容に従い実施するものとする。

（報告）

第5条 乙の組合員は、応急活動が終了したときは、次に掲げる事項を電話等で甲に連絡し、事後、乙は当該事項を別に定める様式に記載し、甲に提出するものとする。

- （1）現場責任者

- (2) 活動日時
- (3) 活動場所
- (4) 世帯主名
- (5) 活動内容
- (6) 応急活動に使用した車両、機材、資材等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める事項
(経費の負担)

第6条 甲の要請に基づき、乙が実施した応急活動により発した費用は甲の負担とする。

2 乙は、応急活動終了後、前項の費用を、甲に対し、その承認を受けて請求するものとする。

3 甲は、前項の規定により費用の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(価格の決定)

第7条 前条の規定により甲が負担する費用は、災害発生の直前における適正価格を基準として、甲と乙とで協議のうえ決定するものとする。

(市街補償)

第8条 乙の応急活動の実施に伴い、乙の作業者が災害を受けた場合の補償は、災害対策基本法に基づき、土岐市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年土岐市条例第27号）の定めるところにより補償を行うものとする。ただし、乙の責に帰する場合はこの限りでない。

(損害賠償)

第9条 乙の応急活動の実施により、第三者に損害を与えた場合の補償は、乙の責として行うものとする。

(協力する事業者等の報告)

第10条 乙は、定期的に組合員名簿及び連絡網を作成し、甲に提出するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする、ただし有効期間満了日までに、双方いずれも意思表示がないときは、更新されたものとする。

(解除)

第13条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1箇月前まで

参考資料編

に書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれ 1 通を保有するものとする。

平成 2 5 年 3 月 2 7 日

(甲) 土岐市土岐津町土岐口 2 1 0 1
土岐市長 加藤 靖也

(乙) 岐阜県瓦葺組合土岐・瑞浪支部
支部長 水野 勉

災害被害状況調査に係る応援協力に関する協定書

土岐市（以下「甲」という。）と一般社団法人岐阜県測量設計業協会東濃地区協議会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合の応急復旧に係わる活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市内で発生した地震、風水害その他の災害（以下「災害」という）時において、「土岐市地域防災計画」等に基づく応援復旧活動（以下「活動」という）の協力について、甲と乙が必要な事項を定め、もって災害に対し、迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、土岐市内で災害が発生し、乙の協力を必要とするときは、乙に対し次の各号に掲げる事項を明らかにして要請するものとする。

- （1）災害の発生場所
- （2）災害の状況
- （3）要請内容
- （4）指示事項
- （5）その他必要な事項

（要請に対する協力）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由の無い限り、他の業務に優先して要請に応じ活動するものとする。

（状況報告および協議）

第4条 乙は、前条の協力活動等の実施にあたっては、随時、活動の内容等の経過について甲に報告するとともに、その活動の内容を変更する場合は速やかに甲と協議するものとする。

（協力の結果報告）

第5条 乙は、甲の要請に基づいて活動した場合は、次に掲げる事項を速やかに甲に対し報告するものとする。

- （1）活動した期間
- （2）活動した場所及び人員
- （3）その他必要な事項

（費用の負担）

第6条 乙が活動に要した費用は、甲乙協議の上、実費に相当する額を甲が負担するものとする。

（第三者に対する損害）

第7条 応急復旧活動に伴い、第三者に損害を及ぼした場合又は乙が活動に使用した資機材に損害が発生した場合は、その事実の発生後、遅延なく書面により甲に報告し、その処遇についてその都度、甲及び乙が協議してその処理解決に当たるものとする。

(補償)

第8条 この協定に基づき応急復旧業務に従事したものが、その業務に従事したことにより、死亡、負傷、若しくは疾病にかかり、又は、障害の状態となった場合の障害補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「法」という。)により行うものとし、法が適用されない場合は、土岐市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第27号)の例によるものとする。

(連絡担当者)

第9条 甲及び乙は、要請及び活動に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、予め災害応援協力等に関する連絡担当者を定め、災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合は、速やかに必要な情報を共有し、相互間の連絡を密にするものとする。

(協議会の開催)

第10条 甲及び乙は、お互いの防災知識及び防災技術を向上させ、相互の理解と信頼関係を更に高めるため、必要に応じて協議会を開催するものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項で特に必要が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

令和元年11月29日

甲 土岐市
土岐市長

乙 一般社団法人 岐阜県測量設計業協会
東濃地区協議会
代表幹事

災害時等における応援協力に関する協定

土岐市（以下「甲」という。）と多治見地区電気工事業協同組合 土岐部会（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合に、土岐市内における市有施設の電気設備の被災状況に関する調査及び応急対応に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、土岐市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲が乙に応援協力を要請するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

（応援協力の内容）

第2条 市内に地震、風水害その他の災害が発生し、甲が市有施設の電気設備の被災状況に関する調査及び応急復旧（以下「応急対応工事等」という。）を実施する場合において、乙は甲に協力して、この業務に従事するものとする。

（協力体制の情報提供）

第3条 乙は、甲からの協力要請に対し、円滑な対応ができるよう、あらかじめ災害時に稼働可能な労力の名簿を作成し把握しておくものとする。

2 乙は、前項の労力に著しい変化があったとき、若しくは甲の請求があったときは、速やかに甲に報告するものとする。

（応援協力の要請手続）

第4条 甲は、災害が発生し、必要と認めるときは、書面により応急対応工事等の実施を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後に遅滞なく書面により要請するものとする。

2 甲は、前項に規定による要請を行うときは、災害の状況その他応急対応工事等の実施に必要な情報を、乙に提供するものとする。

3 乙は、第1項の規定による要請を受けたときは、他の業務に優先して直ちに業務を実施するものとする。

4 乙は、通信の不能等によって第1項の規定による要請が行われない場合において、応急対応工事等の実施が必要であると認められる災害の発生を確認したときは、前項の例により、直ちにこれを行うものとする。

（応急対応工事等）

第5条 乙は、前条第1項に規定する要請を受けたときは、現地に派遣された甲の職員の指示に従い、施工するものとする。

2 応急対応工事等において、現地に甲の職員が派遣されていないときは、乙は甲に連絡をとり、その指示に従い、乙の責任において施工できるものとする。

（完了報告）

第6条 乙は、応急対応工事等を完了したときは、その状況を書面により速やか

に甲に報告するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって報告し、事後に遅滞なく書面により提出するものとする。

(経費負担)

第7条 乙が行う調査、報告等については、乙の責任において実施するものとし、これに要する経費は、原則として乙が負担するものとする。

2 乙が応急復旧に要した費用は、原則として甲が負担するものとする。

3 その他経費の負担について疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して定める。

(連絡体制の整備)

第8条 甲及び乙は本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に書面により通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の2か月前までに、甲乙いずれからも解除の意思表示がないときは、さらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に関し、疑義及び定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 土岐市土岐津町土岐口2101番地
土岐市
土岐市長 加藤 淳 司

乙 多治見市坂上町6丁目34番3
多治見地区電気工事業協同組合 土岐部会
部会長 安藤 訓 規

○災害に係る情報発信等に関する協定

土岐市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、土岐市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、土岐市が土岐市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ土岐市の行政機能の低下を軽減させるため、土岐市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、土岐市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。

(1) ヤフーが、土岐市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、土岐市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。

(2) 土岐市が、土岐市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(3) 土岐市が、土岐市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(4) 土岐市が、災害発生時の土岐市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(5) 土岐市が、土岐市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

(6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて土岐市が運営する災害に関するブログ等にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして一般に広く周知すること。

(7) 土岐市が、土岐市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。

2. 土岐市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更

があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、土岐市およびヤフーは、両者で適時協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく土岐市及びヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、土岐市から提供を受ける情報について、土岐市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、土岐市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了日までにはいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、土岐市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、土岐市とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

2013年5月9日

土岐市：土岐市土岐津町土岐口2101

土岐市長 加藤 靖也

ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮坂 学

○防災への取り組みに関する協定書

土岐市（以下「甲」といいます）と Google Ireland Limited（以下「乙」といいます）は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる大規模災害時への準備および対応についての甲と乙およびその関係会社（以下「Google」といいます）の協力に関連する両当事者の合意を証するため、本協定書を締結します。なお、本協定書は、甲および乙の双方が本書に署名または記名押印した日（以下「効力発生日」といいます）からその効力を発生するものとします。

第 1 条（災害対応サービス）

1. 本協定書において、「災害対応サービス」とは、Google が提供する、自然災害や人道的危機（総称して、以下「災害等」といいます）に際して、重要な情報をよりアクセスしやすい形で提供することを目的とする製品およびサービスをいいます。本協定書の効力発生日における災害対応サービスの例には、別紙 1 に記載するものがあります。なお、災害対応サービスの内容は、随時、追加、中止または変更されることがあります。

2. Google は、甲の地域および住民に深刻な影響が及びうる災害等が生じた場合、その裁量により、災害対応サービスを提供するか否か、および、その具体的な活動内容を決定します。

第 2 条（本件協力）

1. 甲は、甲の地域及び住民に深刻な影響が及びうる災害等に関連する Google による災害対応サービスの開発および実施に協力すること（以下「本件協力」といいます）ができます。本件協力の例として、以下に列挙する項目があります。

（1）甲が保有または管理する、災害対応サービスに関連する情報（以下「本件情報」といいます）を提供すること。

（2）災害対応サービスに関連する技術的な協力を行うこと。

（3）災害対応サービスについての広報に協力すること。

（4）その他、災害対応サービスの提供、改善、周知など、Google による災害対応サービスの開発および実施に関連する事項を行うこと。

2. 甲が本件協力を行うか否か、また、本件協力の対象とする項目については、甲の裁量により決定します。甲は、本件協力を開始する場合でも、本件協力を特定の項目について実施および継続する義務を Google に対して負うことはなく、また、その裁量により本件協力を随時、変更、中止または終了することができます。ただし、本件協力の実施の方法については、Google と協議し同意を得るものとします。

3. 本協定書に基づき甲が乙に本件情報を提供する場合、別途当事者が合意する場合を除き、別紙2の条件に従います。

第3条（秘密保持義務及び広報等）

本協定書に関連して相互に開示する非公開の情報の取り扱いについては、本協定書別紙3の条件に従うものとします。

第4条（費用等）

本協定書に関連して各当事者に生じる費用（甲については本件協力の実施のための費用を含み、乙については災害対応サービスの提供のための費用を含みます）については、別途両当事者が書面で同意する場合を除き、甲および乙がそれぞれ自ら負担するものとします。

第5条（期間等）

1. 本協定書は、効力発生日よりその効力を生じ、1年間（以下、「当初期間」といいます）その効力を有します。ただし、当初期間の末日から30日前までに両当事者のいずれかが相手方に対して書面により通知をしない限り、同一の条件で1年間自動的に更新されるものとし、以後、同様とします。

2. 両当事者は、いずれも、相手方に対する書面による30日前の通知により、理由の如何を問わず、本協定書を相手方に対する責任を負わずに終了することができます。

3. 本協定書が終了した後も、第3条、第4条、本項および第6条ならびに別紙2第3条および第4条の規定は引き続きその効力を有するものとします。なお、本協定書が終了した後も、Googleは、その裁量により災害対応サービスの提供を行うことができるものとします。

第6条（準拠法および裁判管轄）

本協定書は日本法を準拠法とします。本協定書に関する紛争については、東京地方裁判所が専属的裁判管轄を有するものとします。

○災害時における緊急放送に関する協定書

土岐市（以下「甲」という。）と株式会社エフエムたじみ（以下「乙」という。）は、災害時における緊急放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、土岐市に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害等の情報について土岐市地域に密着した緊急の放送を通じ、迅速に災害又は防災に関する情報を周知することにより被害の軽減を図り、市民の安全確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

（1）「災害等」地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪、大規模火災、武力攻撃事態その他非常の事態をいう。

（2）「緊急放送」前条の目的を達成するために、他の番組に優先して行う災害及び防災に関する情報の放送をいう。

（緊急放送の実施）

第3条 緊急放送は、次に掲げる方法により実施するものとする。

（1）甲が必要と認める情報を乙に提供し、乙が所有するFM放送において、スタジオでの緊急放送、生中継番組などで放送する。

（2）甲が緊急方法の必要があると判断し、その実施を乙に要請した場合は、乙は業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、速やかに準備し、緊急放送を行うものとする。要請は文書を原則とするが、電話、FAX、電子メール等によっても行うことができる。

（3）乙は、緊急放送を行う場合又は緊急放送が必要と判断した場合は、事前にその旨を甲に連絡するものとする。ただし、やむを得ない場合は緊急放送終了後、速やかに甲に報告するものとする。

（緊急放送の内容）

第4条 緊急放送の内容は、次に掲げる点に留意するものとする。

（1）甲は、緊急放送について市民が必要とする情報を的確に反映することに努めなければならない。乙は、地域に密着したFM放送としての理念に基づき、緊急放送を行うよう努めなければならない。

（2）甲及び乙は、特に個人情報の取扱いに留意し、災害等に関する情報が確認済みなものも含め、入念に放送内容を確認するものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、緊急放送を円滑に実施するため、それぞれの連絡責任者を定めるものとし、連絡責任者等を決定又は変更したときは、速やかに相手方に

通知しなければならない。

甲、乙の連絡先及び連絡責任者

甲 土岐市

電話番号 0572-54-1111 内線 221

F A X 0572-53-0020

M a i l soumu@city.toki.lg.jp

連絡責任者 総務課長

乙 株式会社エフエムたじみ

電話番号 0572-21-3370

F A X 0572-21-3371

M a i l info@fmpipi.co.jp

連絡責任者 総合企画部長

(費用の負担)

第6条 乙は、甲から要請を受けた緊急放送を実施したときは、費用を請求できるものとする。

2 前項に規定する費用は、甲、乙別途協議して定めるものとする。

(協定の期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して1年間とする。ただし、この期間満了の日の3月前までに、甲、乙双方から何らの意思表示がないときは、この協定の期間満了の日から起算して1年間延長するものとする。以後同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の条項に疑義が生じたときは、甲、乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年3月27日

甲 土岐市土岐津町土岐口2101

土岐市長 加藤 靖也

乙 多治見市新町1-23

株式会社エフエムたじみ

代表取締役 渡邊 勝利

○土岐市における情報の伝達・交換等に関する協定書

国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所長（以下「甲」という。）と国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長（以下「乙」という。）と土岐市長（以下「丙」という。）は、土岐市における情報の伝達及び必要な情報の交換（以下「情報交換」という。）に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、土岐市における河川管理、砂防及びダム管理（以下「河川管理等」という。）において、甲、乙及び丙が相互で保有する情報を交換することにより河川管理等の高度化・効率化を図り、緊急時等の迅速な対応の支援を図ることを目的とする。

（通信施設の整備）

第2条 情報交換の方法として必要な通信施設の整備と相互利用にあたっては、甲、乙及び丙が協力し進めるものとする。

（情報の使用範囲）

第3条 情報交換で得られた情報については、甲、乙及び丙のそれぞれが河川管理等を行うために使用するものとする。

2 甲、乙及び丙は、情報交換により得られた情報の再配信について、災害対策基本法に基づく指定公共機関及び指定地方公共機関を含む防災関係機関へ提供することを承諾するものとする。

3 情報交換により得られた情報をインターネット及び地上デジタル放送等で一般に提供することに関しては、情報の保有者が認めた場合のみ可能とし、事前に協議を行うものとする。

（情報の取り扱い）

第4条 相互に交換する情報は、速報値であることから、甲、乙及び丙は各々伝達する情報についての内容、又は機器の障害等による情報の遅延、若しくは欠落によって発生したいかなる損害についても責任を負わないものとする。

（細目協定）

第5条 本協定を実施するため必要な細目事項については、国土交通省中部地方整備局庄内川河川事務所副所長、国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所副所長と土岐市総務部長とが別途協議して定めるものとする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項については、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

参考資料編

2 本協定の有効期間は、平成28年3月31日までとする。

ただし、甲、乙、丙いずれからもこの協定の改廃について申し出がないときは、更に1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

本協定締結の証として本書3通を作成し、甲、乙、丙署名捺印のうえ各1通を保有する。

平成27年3月11日

甲 国土交通省中部地方整備局
庄内川河川事務所長 高橋 伸輔

乙 国土交通省中部地方整備局
多治見砂防国道事務所長 草野 慎一

丙 土岐市長 加藤 靖也

○災害時の放送に関する協定

土岐市（以下「甲」という。）とおりベネットワーク株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の放送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙のケーブルテレビ放送を活用し、住民に災害時の情報を提供することにより、土岐市内における防災・減災に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の意義は、次のとおりとする。

（1）災害 地震、台風、洪水、雪害、火災、その他非常の事態をいう。

（2）災害情報放送 前条の目的を達成するために、乙の放送チャンネルで行う放送をいう。

（災害情報放送）

第3条 災害情報放送を行うに当たっては、次の各号に定めるとおり実施する。

（1）乙は、甲が防災行政無線で放送する情報のうち、甲の依頼する情報及び乙が必要と判断する情報を文字テロップにて放送する。実施に当たっては、その必要性和緊急性を考慮し、乙が文字テロップの入力を行い、放送を実施する。

（2）甲は、災害時において、乙に対して災害情報放送の依頼を行うことができる。この場合において、乙は、速やかに対処する。ただし、甲は、乙に放送の依頼を行うにあたり、乙の番組編成を尊重することとする。

（3）乙は、甲から入手した情報及び自らが入手した情報により、乙の判断により災害情報放送を行うことができる。

（費用負担）

第4条 災害情報放送に関する費用については、甲、乙別途協議して定めるものとする。

（疑義の決定等）

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じたときには、甲、乙協議の上決定するものとする。

（協定の期間）

第6条 この協定の効力は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。

2 協定の期間満了前1月までに、甲又は乙から異議申立てがないときには、その期間を、引き続き次の1年延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成 27 年 3 月 25 日

甲 土岐市長
加藤 靖也

乙 おりべネットワーク株式会社
代表取締役
秋田 敏行

○特設公衆電話の設置等に関する覚書

土岐市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社岐阜支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置、利用及び管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第 1 条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、地震及び風水害等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第 3 条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第 4 条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、及び端子盤、配管、引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線が甲の故意または重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第 5 条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置一覧（土岐市）」（別紙 1）を作成し甲乙互いに保管するものとする。

なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を「情報管理責任者（変更）通知書」（別紙 2）をもって相互に通知することとする。

2 乙は、特設公衆電話の設置に係る電気通信回線を平成 28 年 2 月 29 日迄に設置することとする。

(特設公衆電話の閉鎖、移転等)

第 6 条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

また、新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することに努めるものとする。

(定期試験の実施)

第 7 条 甲及び乙は、年に 1 回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、「特設公衆電話定期試験仕様書」(別紙 3)に定める接続試験を実施することとする。

(故障発見時の扱い)

第 8 条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の解説)

第 9 条 特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。

ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第 10 条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第 11 条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、乙に対し閉鎖の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第 12 条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第 13 条 甲は、第 7 条に規定する定期試験及び第 9 条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

- 2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
- 3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。
- 4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(表明保証)

第14条 甲および乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約する。

- (1) 自らまたは自らの役員（取締役、執行役または監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号）、暴力団員でなくなったときから5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別にまたは総称して「暴力団員等」という。）であること
 - (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
 - (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、または、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
 - (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、または不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること
 - (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、または暴力団の運営に資するものであること
- 2 甲および乙は、相手方が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず即時に本契約を解除することができる。
 - (1) 第1項に違反したとき
 - (2) 自らまたは第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - ① 相手方に対する暴力的な要求行為
 - ② 相手方に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 相手方に対する脅迫的言辞または暴力的行為
 - ④ 風説を流布し、または偽計もしくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準ずる行為
 - 3 甲及び乙は、前項の規定により本契約を解除した場合、相手方に損害が生じ

ても、これを賠償する責を負わないものとする。

(協議事項)

第 15 条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第 16 条 本覚書は、平成 28 年 2 月 4 日から、その効力を有するものとし、甲乙が文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

平成 28 年 2 月 4 日

甲 土岐市役所
土岐市長
加藤 靖也

乙 西日本電信電話株式会社
岐阜支店長
米田 秀弥

第 5 その他

○災害対策基本法（抄）

制 定 昭 和 36 年 11 月 15 日
法律第 223 号

最終改正 平成 18 年 6 月 14 日 法
律第 68 号

（目的）

第 1 条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
 - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関
 - ロ 内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関
 - ハ 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関
 - ニ 内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関
- (4) 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をい

う。) その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

- (5) 指定公共機関独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- (6) 指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 4 条第 1 項の港務局、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 5 条第 1 項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。
- (7) 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。
- (8) 防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。
- (9) 防災業務計画 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第 49 条第 1 項若しくは第 2 項若しくは国家行政組織法第 3 条第 2 項の委員会若しくは第 3 号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第 12 条第 8 項、第 28 条の 3 第 6 項第 3 号及び第 28 条の 6 第 2 項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。
- (10) 地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。
- イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの
 - ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの
 - ハ 都道府県相互間地域防災計画 2 以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの
 - ニ 市町村相互間地域防災計画 2 以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの
(市町村の責務)

第 5 条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該

市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第8条第2項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（住民等の責務）

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不相当又は困難であるときは、第1項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととするとき（第2項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、都道府県知事に協議しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による協議に際しては、当該都道府県防災会議の意見を聴かななければならない。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（災害対策本部）

第 23 条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

2 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもって充てる。

3 災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県又は市町村の職員のうちから、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が任命する。

4 災害対策本部は、地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

5 都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部に、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

6 都道府県の災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、市町村の災害対策本部長は当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 前各項に規定するもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

(市町村地域防災計画)

第 42 条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

(2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又

は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害
応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

(3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施
設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する
計画

(4) 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防
災会議が必要と認める事項

3 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は
修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。
この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなけれ
ばならない。

4 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は
修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

5 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作
成し、又は修正する場合について準用する。

(発見者の通報義務等)

第54条 災害が発生するおそれがある異常気象を発見した者は、遅滞なく、そ
の旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

2 何人も、前項の通知が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

3 第1項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村
長に通報しなければならない。

4 第1項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところに
より、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

(市町村長の警報の伝達及び警告)

第56条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知
を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定
により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地
域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項
を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。
この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係
のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措
置について、必要な通知又は警告をすることができる。

(市町村長の出動命令等)

第58条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、法令又は市町村地
域防災計画の定めるところにより、消防機関若しくは水防団に出動の準備をさ

せ、若しくは出動を命じ、又は警察官若しくは海上保安官の出動を求める等災害応急対策責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めなければならない。

(市町村長の事前措置等)

第 59 条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

2 警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長（以下この項、第 64 条及び第 66 条において「警察署長等」という。）は、市町村長から要求があったときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なったときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(市町村長の避難の指示等)

第 60 条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。

3 市町村長は、第 1 項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、又は立退き先を指示したときは、すみやかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

4 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

5 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村の市町村長が第 1 項、第 2 項及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

7 第5項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。
(市町村の応急措置)

第62条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)をすみやかに実施しなければならない。

2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

(市町村長の警戒区域設定権等)

第63条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なったときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第8条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。)の職務の執行について準用する。この場合において、第1項に規定する措置をとったときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

○岐阜県災害救助法施行細則

制 定 昭 和 35 年 8 月 1 日 規
則 第 67 号

最終改正 平成 22 年 5 月 28 日 規

則第 66 号

(総則)

第 1 条 この規則は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和二十二年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第一号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害状況報告等)

第 2 条 災害に際し、市町村における災害が、令第一条第一項各号の一に該当し、又は該当する見込みであるときは、当該市町村長は、ただちに災害状況報告書（別記第一号様式）に住家等一般被害状況等報告書（別記第二号様式）を添えて知事に報告しなければならない。

全部改正〔昭和三七年規則一〇〇号〕、一部改正〔昭和四四年規則五二号〕

(救助の程度、方法及び期間)

第 3 条 令第三条第一項の救助の程度、方法及び期間は、別表第一のとおりとする。

2 知事は、特別の理由により前項の規定により難しいときは、内閣総理大臣の同意を得て変更することができる。

一部改正〔昭和三六年規則七六号・三七年一〇〇号・平成一二年一八八号・二〇年四八号・二五年九〇号〕

(物資の保管命令、収用等の場合の令書)

第 4 条 規則第一条第一項に規定する物資の保管命令、収用等の場合の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 公用令書 別記第三号様式
- 二 公用変更令書 別記第四号様式
- 三 公用取消令書 別記第五号様式

2 前項第一号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳（別記第六号様式）に登録しなければならない。

3 第一項第二号又は第三号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳にその理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては変更事項を記録しなければならない。

一部改正〔昭和三七年規則一〇〇号・平成一二年一八八号〕

(受領調書)

第 5 条 規則第二条第三項の受領調書の様式は、別記第七号様式のとおりとする。

2 規則第二条第三項の規定により受領調書を作成する場合は、その物資の所有者又は占有者の立会いの下で行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

一部改正〔昭和三七年規則一〇〇号・四四年五二号・平成一二年一八八号〕

(損失補償)

第6条 規則第三条の損失補償請求書の様式は、別記第八号様式のとおりとする。

2 前項の損失補償請求書の提出があつたとき、及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、所要の事項を強制物件台帳に記録しなければならない。

一部改正〔昭和三七年規則一〇〇号・四〇年七五号・平成一二年一八八号〕

(従事命令の場合の令書)

第7条 規則第四条に規定する救助業務従事命令の場合の公用令書及び公用取消令書の様式は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

一 公用令書 別記第九号様式

二 公用取消令書 別記第十号様式

2 前項第一号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(別記第十一号様式)に登録しなければならない。

3 第一項第二号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳にその理由を詳細に記録して、これを抹消しなければならない。

一部改正〔昭和三七年規則一〇〇号・平成一二年一八八号〕

(救助に従事できない場合の届出)

第8条 規則第四条第二項の規定による届出に添付する書類は、次のとおりとする。

一 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

二 前号以外の事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

一部改正〔昭和三七年規則一〇〇号・平成一二年一八八号〕

(実費弁償の基準)

第9条 令第五条の実費弁償に関して必要な事項は、別表第二のとおりとする。

一部改正〔昭和三七年規則一〇〇号・四五年一三一号・平成一二年一八八号・二五年九〇号〕

(実費弁償費の請求書等)

第10条 規則第五条に規定する実費弁償請求書及び法第十条第三項において準用する法第六条第四項に規定する証票の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

参考資料編

一 実費弁償請求書 別記第十二号様式

二 証票 別記第十三号様式

一部改正〔昭和三七年規則一〇〇号・平成一二年一八八号・二五年九〇号〕

(扶助金支給申請書)

第 11 条 規則第六条の扶助金支給申請書の様式は、別記第十四号様式のとおりとする。

2 前項の扶助金支給申請書のうち休業扶助金及び打切扶助金に係るものに添付する書類は、次のとおりとする。

一 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類

二 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込み期間等に関する医師の意見書

3 法第八条の規定により救助に関する業務に協力する者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における法第十二条の規定による扶助金支給申請書に添付する書類は、規則第六条及び前項に定めるもののほか、協力命令をした旨の知事の証明書とする。

一部改正〔昭和三七年規則一〇〇号・平成一二年一八八号・二五年九〇号〕

(市町村の実施する救助事務)

第 12 条 法第十三条第一項の規定により救助の実施に関する事務の一部を災害発生市町村等の長が行うこととする場合において、令第十七条第一項の規定による通知は、別記第十五号様式によるものとする。

2 前項の場合においては、当該市町村長は、第四条、第五条、第六条第二項、第七条及び第八条の規定により、当該救助に関する事務を処理しなければならない。

追加〔平成一二年規則一八八号〕、一部改正〔平成二五年規則九〇号・令和元年三五号・四年三七号〕

(繰替支弁)

第 13 条 法第三十条の規定により繰替支弁した市町村は、請求書（別記第十六号様式）に災害救助算出内訳書（別記第十七号様式）を添えて知事に請求するものとする。

全部改正〔平成一二年規則一八八号〕、一部改正〔平成二五年規則九〇号・令和元年三五号〕

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 災害救助法施行細則（昭和二十二年十二月岐阜県規則第三十九号）は、廃止する。

付 則（昭和三十六年四月二十五日規則第五十五号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

付 則（昭和三十六年七月四日規則第七十六号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年五月一日から適用する。

付 則（昭和三十六年十月二十七日規則第二百二十三号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年九月十五日から適用する。

付 則（昭和三十七年五月十八日規則第五十七号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年四月一日から適用する。

付 則（昭和三十七年九月二十一日規則第百号）

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和三十七年七月十日から適用する。

2 この規則による改正前の岐阜県災害救助法施行細則第四条の規定による市町村の救助組織は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の規定に基づく市町村の災害対策本部の組織が定められるまでの間は、なお従前の例による。 付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 災害救助法施行細則（昭和22年12月岐阜県規則第39号）は、廃止する。

附 則（平成3年8月27日規則第75号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県災害救助法施行細則の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年10月2日規則第66号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県災害救助法施行細則の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年10月19日規則第72号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県災害救助法施行細則の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年8月19日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県災害救助法施行細則の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成7年9月8日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県災害救助法施行細則の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成9年11月28日規則第79号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県災害救助法施行細則の規定

は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 10 年 9 月 18 日規則第 93 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県災害救助法施行細則の規定は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 11 年 8 月 31 日規則第 104 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県災害救助法施行細則の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 12 年 4 月 1 日規則第 188 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 2 月 26 日規則第 9 号）

この規則は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 5 月 21 日規則第 80 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県災害救助法施行細則の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 4 月 1 日規則第 63 号の 2）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年 4 月 1 日規則第 64 号の 2）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 24 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 53 号の 2）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 4 月 1 日規則第 69 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 5 月 15 日規則第 56 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県災害救助法施行細則の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 20 年 6 月 24 日規則第 48 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県災害救助法施行細則の規定は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 6 月 16 日規則第 70 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県災害救助法施行細則の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 22 年 5 月 28 日規則第 66 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県災害救助法施行細則の規定

は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成二十四年五月十五日規則第四十七号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県災害救助法施行細則の規定は、平成二十四年四月六日から適用する。

附 則（平成二十五年十月一日規則第九十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十六年四月一日規則第四十九号の二）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年四月一日規則第三十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十八年三月二十九日規則第二十三号）

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年四月一日規則第四十一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年五月十二日規則第六十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十年五月二十五日規則第四十九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月五日規則第三十五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年一月十日規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年四月一日規則第三十七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年五月二十日規則第六十号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和五年五月十九日規則第四十二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の岐阜県災害救助法施行細則の規定は、令和五年四月一日から適用する。

■ 別表第1（第3条関係）

救助の程度、方法及び期間

一 避難所及び応急仮設住宅の供与

1 避難所の供与

- (一) 避難所の供与は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に対して、必要に応じて行う。
- (二) 避難所は、学校、公民館等既存建物を利用するものとする。ただし、これらの適当な建物がないときは、仮小屋の設置、天幕の設営その他の適切な方法により避難所とすることができる。
- (三) 避難所のため支出する費用は、賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物又は器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所にあつては、建物の使用謝金及び光熱水費）とし、一人一日につき三百四十円以内とする。
- (四) 福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、(三)に規定する金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
- (五) 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。
- (六) 法第四条第一項第一号の避難所の開設期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所の開設期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、災害が発生しなかつたと判明し、現に救助の必要がなくなつた日までの期間とする。

2 応急仮設住宅の供与

応急仮設住宅は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者であつて、自己の資力により住宅を得ることができないものに対して、必要に応じて、建設し、及び供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げ、及び供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）その他適切な方法により供与するものとする。

(一) 建設型仮設住宅

- (1) 設置に当たっては、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することができる。
- (2) 一戸当たりの規模は、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて

設定し、その設置のため支出できる費用は、設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、六百七十七万五千円以内とする。

- (3) 同一敷地内又は近接する地域内に設置した戸数がおおむね五十以上である場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができるものとする。ただし、設置した戸数が五十未満である場合においても、当該戸数に応じた小規模な施設を設置できるものとする。
- (4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。
- (5) 災害発生の日から二十日以内に建築に着工するものとする。
- (6) 供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。
- (7) 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

(二) 賃貸型応急住宅

- (1) 一戸当たりの規模は世帯の人数に応じて（一）（二）に規定する規模に準ずるものとし、その借上げのために支出できる費用は家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとし、その額は地域の実情に応じたものとする。
- (2) 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、及び提供するものとする。
- (3) 供与期間は、（一）（六）に規定する期間とする。

二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

1 炊き出しによる食品の給与

- (一) 炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水その他災害により現に炊事ができない者及び被害を受け一時縁故地等へ避難する必要がある者に対して行う。
- (二) 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食べることのできる現物によるものとする。
- (三) 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、一人一日につき千二百三十円以内とする。

(四) 炊き出しその他による食品の給与を実施する期間は、災害発生の日から七日以内とする。

2 飲料水の供給

(一) 飲料水の供給は、災害のため飲料水を得ることのできない者に対して行う。

(二) 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費、薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(三) 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から七日以内とする。

三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。以下同じ。）により生活上必要な家財を亡失し、又は毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。

2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、おおむね次の品目の範囲内において現物をもつて行う。

- (一) 被服、寝具及び身のまわり品
- (二) 日用品
- (三) 炊事用具及び食器
- (四) 光熱材料

3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するため支出する費用は、次の額の範囲内とする。

(一) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

世帯の 区分 季別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	5人を超える世帯
夏季（4 月から9 月まで）	19,2 00円	24,6 00円	36,5 00円	43,6 00円	55,2 00円	55,200円に5人を超え1人増すごとに8,000円を加算した額
冬季（10 月から3 月まで）	31,8 00円	41,1 00円	57,2 00円	66,9 00円	84,3 00円	84,300円に5人を超え1人増すごとに11,600円を加算した額

(二) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

世帯の 区分 季別	1 人 世 帯	2 人 世 帯	3 人 世 帯	4 人 世 帯	5 人 世 帯	5人を超える世 帯
夏季（4 月から9 月まで）	6,30 0円	8,40 0円	12,6 00円	15,4 00円	19,4 00円	19,400円に5人 を超え1人増す ごとに3,700円 を加算した額
冬季（10 月から3 月まで）	10,1 00円	13,2 00円	18,8 00円	22,3 00円	28,3 00円	28,100円に5人 を超え1人増す ごとに3,700円 を加算した額

(三) (一)及び(二)の季別は、災害発生の日をもつて決定するものとする。

4 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

四 医療及び助産の給付

1 医療の給付

(一) 医療の給付は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に行う。

(二) 医療の給付は、救護班が行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合は、一般の病院若しくは診療所又は施術者（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師並びに柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。）において行うことができる。

(三) 医療の給付は、次の範囲内において行う。

(1) 診察

イ 薬剤又は治療材料の給与

ロ 処置、手術その他の治療及び施術

ハ 病院又は診療所への収容

(2) 看護

(四) 医療の給付のため支出する費用は、救護班による場合にあつては使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、一般の病院又は診療所による場合にあつては国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者に

よる場合にあつては協定料金の額以内とする。

(五) 医療の給付を実施する期間は、災害発生の日から十四日以内とする。

2 助産の給付

(一) 助産の給付は、災害発生の日の以前又は以後七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つた者に対して行う。

(二) 助産の給付は、次の範囲内において行う。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼその他衛生材料の給与

(三) 助産の給付のため支出する費用は、救護班による場合にあつては使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合にあつては慣行料金の八割以内の額とする。

(四) 助産の給付を実施する期間は、分べんの日から七日以内とする。

五 被災者の救出

1 被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出することによつて行う。

2 被災者の救出のため支出する費用は、舟艇その他救出に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

3 被災者の救出の期間は、災害発生の日から三日以内とする。

六 被災した住宅の応急修理

1 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自己の資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

2 住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理費用は、一世帯当たり次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額以内とする。ただし、同一住家に二以上の世帯が居住している場合における費用は、一世帯当たりの限度額の範囲内とする。

(一) (二)に掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円

(二) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円

3 住宅の応急修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二

第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内に完了する。

七 生業に必要な資金の貸与

- 1 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊し、全焼し、又は流失し、生業の手段を失った世帯に対して必要に応じて行う。
- 2 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込み確実な具体的事業計画があり、かつ、償還能力のある者に対して貸与する。
- 3 生業に必要な資金の貸与額は、次に掲げる額以内とする。
 - (一) 生業費 一件につき 三〇、〇〇〇円
 - (二) 就職支度費 一件につき 一五、〇〇〇円
- 4 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならない。
- 5 生業に必要な資金の貸与条件は、次のとおりとする。
 - (一) 貸与期間 二年以内
 - (二) 利子 無し

八 学用品の給与

- 1 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による亡失、毀損等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校の生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等の生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行う。
- 2 学用品の給与は、被害の実情に応じて、次の品目の範囲内において行う。
 - (一) 教科書
 - (二) 文房具
 - (三) 通学用品
- 3 学用品の給与を実施するため支出する費用は、次に掲げる額以内とする。
 - (一) 教科書
 - (1) 小学校の児童及び中学校の生徒

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等の生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

(二) 文房具及び通学用品

小学校の児童 一人につき 四、八〇〇円以内

中学校の生徒 一人につき 五、一〇〇円以内

高等学校等の生徒 一人につき 五、六〇〇円以内

- 4 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならない。

九 埋葬

- 1 死体の埋葬は、災害の際死亡した者について、応急的に行う。

- 2 埋葬は、次の範囲内において、次のものを支給することにより行う。

(一) 棺（付属品を含む。）

(二) 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

(三) 骨つぼ及び骨箱

- 3 埋葬のため支出する費用は、一体につき十二歳以上の者は二十一万九千百円以内とし、十二歳未満の者は十七万五千二百円以内とする。

- 4 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十 死体の捜索及び処理

1 死体の捜索

(一) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者について行う。

(二) 死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索に必要な機械器具の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(三) 死体の捜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

2 死体の処理

(一) 死体の処理（埋葬を除く。）は、災害の際死亡した者について行う。

(二) 死体の処理は、次の事項について行う。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

(三) 検案は、原則として救護班が行う。

(四) 死体の処理のため支出する費用は、次に掲げるところによる。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等

一体につき三千五百円以内

(2) 死体の一時保存

- イ 既存建物を利用する場合にあつては当該建物の通常の借上費、既存建物を利用しない場合にあつては一体につき五千五百円以内
- ロ 死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費

(3) 救護班以外の者の検案

当該地域の慣行料金の額以内

(五) 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十一 災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- 1 障害物の除去は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に障害物が運びこまれている場合又は敷地に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある場合に自己の資力では当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。
- 2 障害物の除去のため支出する費用は、ロープ、スコップその他の除去に必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、一の市町村内において行つた障害物の除去に要した費用の一世帯当たりの平均額が十三万八千七百円以内とする。ただし、同一住家に二以上の世帯が居住している場合における費用は、一世帯当たりの限度額の範囲内とする。
- 3 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならない。

十二 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

- 1 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。
 - (一) 法第四条第一項の救助にあつては被災者、同条第二項の救助にあつては避難者の避難に係る支援
 - (二) 医療及び助産
 - (三) 災害にかかった者の救出
 - (四) 飲料水の供給
 - (五) 死体の搜索
 - (六) 死体の処理（埋葬を除く。）
 - (七) 救済用物資の整理配分
- 2 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
- 3 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇入れの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

■ 別表第 2 (第 9 条関係)

従事者の区分	実費弁償の種類及び額		
	日当	時間外勤務手当	旅費
令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	<p>県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度知事が決定する額以内の額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮してその都度知事が決定する額以内の額</p>	<p>日当の額を 8 で除して得た額を岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和 32 年岐阜県条例第 29 号。以下「給与条例」という。)第 17 第 1 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額とみなして給与条例第 14 条の規定の例により算定した額以内の額</p>	<p>県の職員が公務のために旅行するとした場合に岐阜県職員等旅費条例(昭和 32 年条例第 30 号)の規定により支給すべき旅費の額に相当する額以内の額</p>
令第 10 条第 5 号から第 10 号までに規定する者	<p>当該地域における業者の慣行料金にその 100 分の 3 に相当する額を加算した額以内の額</p>		

第1号様式（第2条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 殿

市・町 村 長^①

災 害 状 況 報 告 書

次のとおり報告します。

- 1 災害発生の日時 年 月 日 時 分から
年 月 日 時 分まで
- 2 災害発生の場所
- 3 原因及び被害の模様
- 4 応急救助対策及びすでに採った措置
- 5 その他

第2号様式（第2条関係）

住家等一般被害状況等報告書

住家等一般被害状況報告		概況 中間 確定		市町村			
災害の種類		災害発生日時	年 月 日 時				
災害発生場所							
報告の時限	月 日 時	現在	受信時刻	月 日 時 分			
発信機関			受信機関				
発信者			受信者				
人的被害	死者	ア	行方不明	イ	負 傷		
					重 傷	ウ	軽 傷
	人		人		人		人
区	分	棟	数 ^①	世帯	数 ^②	人 員 ^③	
住家	全 壊(焼)	才	()棟	世帯		人	
	流 失	カ	()				

の被害	半壊(焼)	キ	()					
	床上浸水	ク	()					
	床下浸水	ケ	()					
	小計	コ	()					
	一部破損	サ	()					
	合計	シ	()					
非の被害 住家	倉庫、土蔵、車 庫、納屋等、学 官、公署庁舎、学 校、病院等	ス						
		セ						
避難の指示、勧告の状況								
月日時	種別 人員等	知事	市町村長	水防 管理者	警察官	自衛官	計	摘要
		地区 数	人員	地区 数	人員	地区 数	人員	
月 日 時 分		人	人	人	人	人	人	
月 日 時 分								
月 日 時 分								
月 日 時 分								
計								
主な被害地区 (市町村)	市町村名	全壊(焼)	流 失	半壊(焼)	床上浸水	床下浸水	一部破損	非住家
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
		世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	
		棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	世帯	

備考 ()内には、公営住宅の被害棟数を内書として記入すること。

第3号様式（第4条関係）

（その1）

保 管 第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

（法人その他の団体について）
（については、その名称）

災害救助法第26条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年 月 日

岐阜県知事 氏 名[㊤]

保 管 物 資		保 管 場 所	保 管 期 間
種 類	数 量		

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

----- 切-----取-----線 -----

年 月 日

岐阜県知事殿

住 所

氏 名[㊤]

（法人その他の団体について）
（はその名称及び代表者氏名）

受 領 書

公用令書（ 年 月 日付保管第 号）を受領しました。

(その2)

収 用	第 号
-----	-----

公 用 令 書

住 所

氏 名

(法人その他の団体について)
 については、その名称

災害救助法第26条の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。

年 月 日

岐阜県知事 氏 名[㊤]

収 用 物 資			引 渡 時 期
種 類	数 量	所在場所	

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- この処分不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

----- 切-----取-----線 -----

年 月 日

岐阜県知事殿

住 所

氏 名[㊤]

(法人その他の団体について)
 はその名称及び代表者氏名

受 領 書

公用令書（ 年 月 日付収用第 号）を受領しました。

(その3)

管 理	第 号
-----	-----

公 用 令 書

住 所

氏 名

(法人その他の団体について)
 (については、その名称)

災害救助法第26条の規定に基づき、次のとおり施設を管理する。

年 月 日

岐阜県知事 氏 名[㊤]

管 理 施 設			管 理 範 囲	管 理 期 間
名 称	種 類	所在場所		

(教示)

- 1 この処分不服があるときは、この処分通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

----- 切-----取-----線 -----

年 月 日

岐阜県知事殿

住 所

氏 名[㊤]

(法人その他の団体について)
 (はその名称及び代表者氏名)

受 領 書

公用令書（ 年 月 日付管理第 号）を受領しました。

(その4)

使用(土地、家屋、物資)	第 号
--------------	-----

公 用 令 書

住 所

氏 名

(法人その他の団体について)
については、その名称

災害救助法第26条の規定に基づき、次のとおり土地、家屋及び物資を使用する。

年 月 日

岐阜県知事 氏

名[㊟]

区 分	種 類	数 量	所 在	場 所	使 用	使 用	引 渡
					範 囲	期 間	時 期
土 地							
家 屋							
物 資							

(教示)

- この処分不服があるときは、この処分通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- この処分不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。)、この処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

----- 切-----取-----線 -----

年 月 日

岐阜県知事殿

住 所

氏 名[㊟]

(法人その他の団体について)
はその名称及び代表者氏名)

受 領 書

公用令書 (年 月 日付使用 (土地、家屋、) 第 号)
物 資

を受領しました。

第4号様式（第4条関係）

公用変更令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号年月日	第 年 月 日

公 用 変 更 令 書

住 所
氏 名
(法人その他の団体について)
については、その名称)

災害救助法第26条の規定に基づく 年 月 日付第 号の公用令書を、次のとおり変更したので、同法施行規則第1条第4項の規定により、これを交付する。

年 月 日

岐阜県知事 氏 名[㊟]

保 管 物 資		保 管 場 所	保 管 期 間
種 類	数 量		

(この表は、物資の保管の場合のものであって、物資の収用、施設の管理、土地家屋等の使用の場合のものはそれぞれの公用令書の表の例による。)

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服があるときは、上記1の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

----- 切-----取-----線 -----

年 月 日

岐阜県知事殿

住 所
氏 名[㊟]
(法人その他の団体について)
はその名称及び代表者氏名)

受 領 書
公用変更令書（ 年 月 日付第 号）を受領しました。

第 5 号 様 式 （ 第 4 条 関 係 ）

公用取消令書 発付番号	第 号
公用令書発付 番号年月日	第 年 月 日

公 用 取 消 令 書

住 所

氏 名

(法人その他の団体に
ついては、その名称)

年 月 日付第 号の公用令書にかかる保管（収用・管理使用）
は、その必要がなくなったのでこれを取り消す。

年 月 日

岐阜県知事 氏 名[㊟]

----- 切 ----- 取 ----- 線 -----

年 月 日

岐阜県知事殿

住 所

氏 名[㊟]

(法人その他の団体について
はその名称及び代表者氏名)

受 領 書

公用取消令書（ 年 月 日付第 号）を受領しました。

第7号様式（第5条関係）

年 月 日

引渡を受けた職員
 岐 阜 県 職 員
 氏 名[㊟]

立会人
 物資所有者(占有者)
 氏 名[㊟]

受 領 調 書

災害救助法第26条の規定に基づき収用（使用）する物資を次のとおり受領した。

- 1 受領者 岐阜県知事
- 2 受領物資の種類及び数量
- 3 受領年月日
- 4 受領場所
- 5 その他必要と認める事項

第8号様式（第6条関係）

年 月 日

岐阜県知事殿

住 所
 氏 名[㊟]

（法人その他の団体について）
 はその名称及び代表者氏名

損 失 補 償 請 求 書

請求額 金 円

ただし 年 月 日付第 号の公用令書にかかるもの（損失補償額算出
 明細書及び受領調書写別紙のとおり）

上記金額を次の理由により請求します。

請 求 理 由

第6号様式（第4条関係）

第9号様式（第7条関係）

公 用 令 書

公用令書 発付番号	第 号
--------------	-----

住 所
職 業
氏 名

年 月 日生

（法人その他の団体について）
はその名称及び事業の種類）

災害救助法第24条の規定に基づき、次のとおり救助業務に従事することを命ずる。

従事すべき救助業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
出頭すべき日時 及び場所	

（法人その他の団体については従事すべき業務の計画その他必要と認める事項を記載すること。）

年 月 日

岐阜県知事 氏 名[㊟]

----- 切 ----- 取 ----- 線 -----

年 月 日 午前 時 分
午後

岐阜県知事殿

住 所

氏 名[㊟]

（法人その他の団体について）
はその名称及び代表者氏名）

受 領 書

公用令書（ 年 月 日付第 号）を受領しました。

(裏 面)

令書の交付を受けた者の心得

- 1 この令書の交付を受けた者は、この令書を携行して指定の日時及び場所に出頭すること。
- 2 この令書の交付を受けた者は、傷病疾病等により指定の日時に出頭し難い場合には医師診断書（やむを得ない事情により医師の診断書を得られないときは、警察官の証明書）を添え知事に遅滞なく届け出ること。
- 3 この令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及び場所に出頭できない場合には、その市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書を添え知事に遅滞なく届け出ること。
- 4 この令書の交付を受けた者で旅費の前払を受けなければ出頭することができない者は、居住地の市町村長にこの令書を提示し立替払を請求することができる。
- 5 この令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第 45 条の規定により 6 箇月以下の懲役又は 50,000 円以下の罰金に処せられる。

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服があるときは、上記 1 の審査請求のほか、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となります。）、この処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起しなければならないこととされています。

第11号様式（第7条関係）

公用令書発付番	第 号
公用令書発付年月日	年 月 日

救 助 従 事 者 台 帳

住 所

職 業

氏 名

年 月 日生

従事すべき救助業務					
従事すべき場所					
従事すべき期間					
出頭すべき日時					
出頭すべき場所					
公用令書取消理由					
負傷、疾病又は死亡の日時					
負傷、疾病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の種類及び身体の状態					
備 考					
負傷、疾病又は死亡した者の主な親族の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職 業	備 考
扶 助 金 支 給 欄	扶 助 金 の 種 類	金 額	支給年月日	備 考	

第12号様式（第10条関係）

年 月 日

岐阜県知事殿

住 所

職 業

氏 名

（法人その他の団体について）
はその名称及び代表者氏名）

実 費 弁 償 請 求 書

1 請求額 金 円

ただし、 年 月 日付第 号の公用令書にかかるもの（明細書別紙のとおり）

上記金額を次の理由により請求します。

1 従事した業務

2 従事した期間

3 従事した場所

第13号様式（第10条関係）

No. 1（表）

立 入 検 査 証

No. 2（表）

災害救助法第27条の条文をそう入すること。

No. 1（裏）

第 号
所属長
職 名 氏 名
災害救助法第27条の規定による立入 検査をするものであることを証する
年 月 日
岐阜県知事氏名 ㊟

No. 2（裏）

注意
1 この証票は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。
2 この証票は、 年 月 日まで有効とする。
3 この証票は、有効期間が経過したり又は不要になったときは、すみやかに返還しなければならない。

第14号様式（第11条関係）

年 月 日

岐阜県知事殿

住 所

氏

名[㊤]

災害救助法による
 療養休業障害遺族祭打切
 扶助金支給申請書

災害救助法第29条の規定により扶助金を支給されたく別添書類を添えて申請します。

負傷、疾病または死亡した者の住所氏名						
負傷、疾病又は死亡の日時及び場所						
負傷、疾病又は死亡の原因						
傷病名、傷病の程度及び身体の状況						
公用令書の発付年月日及び番号						
負傷、疾病又は死亡した者の主なる親族の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職 業	備 考	

第15号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

市（町村）長 様

岐阜県知事

㊟

災害救助法による救助に関する事務の一部
を市町村長が行うこととすることについて

年 月 日に発生した 災害において災害救助法による
救助を実施するにあたり、災害救助法第30条第1項の規定に基づき、下記1の救助
に関する事務については、下記2の期間において貴職が行うこととしたので通知す
る。

記

- 1 事務の内容
- 2 期間

第 16 号様式（第 13 条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事殿

市町村長

印

請 求 書

金 円

ただし、 による災害救助実施に要した費用の繰替金

添付書類 { 1 救助の実施に要した費用の算出内訳書
2 救助実施状況書

上記のとおり請求します。

第17号様式（第13条関係）

災害救助費算出内訳書

市町村

種 目 別 区 分		市町村繰替支弁額			算定基準による算定額		
		員数	単価	金 額	員数	単価	金 額
避難所設置費	既存建物	延人	円	円	延人	円	円
	野外仮設	延人			延人		
	天幕借上	延人			延人		
	計	延人			延人		
住宅設置費 応急仮設住宅	木造又はプレハブ住宅	戸			戸		
	パイプ式組立住宅	戸			戸		
	計	戸			戸		
炊出しその他による食品の給与費		延人			延人		
飲料水の供給費		延人			延人		
被服生活必需品の給与費 寝具その他	全壊、流失	世帯			世帯		
	半壊、床上浸水	世帯			世帯		
	計	世帯			世帯		
医療及び助産	医 療	延人			延人		
	助 産	延人			延人		
	計	延人			延人		
災害にかかった者の救出費		人			人		
災害にかかった住宅の応急修理費		世帯			世帯		
学用品の給与	小児 小学校児童	教科書	人		人		
		文房具費	人		人		
	中生 中学校生徒	教科書	人		人		
		文房具費	人		人		
	計		人			人	
埋葬	大 人	体			体		
	小 人	体			体		

費	計	体		体	
死	体の捜索費	体		体	
死 体 の 処 理 費	洗浄、縫合、消毒等	体		体	
	一時保存	体		体	
	検案	体		体	
	計	体		体	
障	害物の除去費				
輸	送費				
人	夫費				
法	第34条の補償費				
救	助事務費				
合	計				
市	町村補填(支出)額				

- 備考 1 「炊出しその他による食品の給与費」の項「員数」の欄は、延給食数を3で除して得た数を記入すること。
- 2 「医療及び助産」の項は日赤救護班分を除いた救護班にかかる経費を記入すること。
- 3 「算定基準による算定額」の欄は、救助の種目別区分ごとに第4条の規定により別表第1に規定する救助基準額と市町村繰替支弁額とを比較して少ない方の額を記入する。

○土岐市防災会議条例

制 定 昭和 37 年 10 月 9 日 条
例 第 12 号

最終改正 平成 22 年 3 月 29 日 条
例 第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、土岐市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 土岐市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 第 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 国及び県の防災関係機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 多治見警察署長の職にある者
 - (3) 土岐市連合自治会の会員のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 土岐市消防団長
 - (6) その他市長が特に必要と認める者
- 6 前項の委員の定数は、35 人以内とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岐阜県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちか

ら、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和37年10月1日から施行する。

附 則 (昭和39年4月1日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年6月30日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日条例第28号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日条例第11号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月29日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

○土岐市災害対策本部条例

制 定 昭 和 37 年 10 月 9 日 条
例 第 13 号

最 終 改 正 平 成 8 年 3 月 29 日 条
例 第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき土岐市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前 4 条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和 37 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年 6 月 30 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○土岐市災害対策本部条例施行規則

制 定 昭和 40 年 2 月 19 日 規
則 第 3 号

最終改正 平成 20 年 9 月 12 日 規
則 第 41 号

(総則)

第 1 条 この規則は、土岐市災害対策本部条例（昭和 37 年土岐市条例第 13 号）第 5 条の規定に基づき、土岐市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部等)

第 2 条 災害対策本部に、別表に掲げる部及び班を置き、同表に掲げる事務を分掌させる。

(部長等)

第 3 条 前条の部に部長を置き、必要に応じて副部长を置く。

2 前条の班に班長を置く。

3 部長及び副部长は、別表の部長、副部长相当職欄に掲げる職にある者をもって充て、班長は、同表班長相当職欄に掲げる者をもって充てる。

4 部長は、災害対策本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

5 副部长は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代行する。

6 班長は、上司の命を受け所掌事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部は、災害対策本部長の指名を受けた者が、第 2 条に基づく事務を掌理する。

(支所連絡班)

第 5 条 支所管内の災害対策事務を円滑に処理するため、支所に災害対策本部支所連絡班を置く。

2 支所連絡班に班長及び班員を置く。

3 班長は、支所長を、班員は当該支所の職員（長を除く。）をもって充てる。

(現地連絡所)

第 6 条 災害が限定された地域に発生し現地で直接的な対策を必要とする場合は現地連絡所を置くことができる。

2 所長は、市本部の班長を、現地連絡所員は関係各班の班員をもって充てる。

(その他)

第 7 条 この規則に定めるほか、災害対策本部の組織及び運営に関し必要な事項

は、土岐市地域防災計画の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 45 年 6 月 20 日規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 45 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 52 年 8 月 3 日規則第 18 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 54 年 7 月 26 日規則第 21 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年 3 月 29 日規則第 5 号抄）

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 3 月 30 日規則第 24 号）

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 3 月 28 日規則第 1 号）

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 9 月 1 日規則第 24 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年 8 月 16 日規則第 22 号）

この規則は、平成元年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 1 月 18 日規則第 1 号）

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 12 月 18 日規則第 39 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 29 日規則第 15 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 1 月 24 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 2 月 17 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 12 月 24 日規則第 44 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 2 月 29 日規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 13 年 6 月 1 日規則第 29 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日規則第 17 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 5 月 29 日規則第 28 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 30 日規則第 14 号）

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日規則第 2 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 12 日規則第 41 号）

この規則は、公布の日から施行する。

○消防計画における出動区分・動員基準

1 災害出動

災害発生時の出動は、災害出動区分表による。

災害出動区分表

出動区分	方面隊	北部			南部			濃南		召集方法	備考	
	発災町	土岐津	泉	肥田	下石	妻木	駄知	鶴里	曾木			
第一次	全域	消防署の対応										
第二次	出動分団	土岐津	泉	肥田	下石	妻木	駄知	濃南		①防災無線によるサイレン吹鳴及び広報 ②順次指令等		
第三次	出動分団	肥田 泉	土岐津 肥田	土岐津 泉	妻木 駄知	下石 駄知	下石 妻木	(妻 木)	(駄 知)	①防災無線によるサイレン吹鳴及び広報 ②順次指令等	() の分団は状況に応じて	
第四次	出動分団	全分団										
<p>●上記に基づき召集しますが、災害状況に応じて出動区分にかかわらず召集する場合があります。</p> <p>●地震、水害等の災害においても、当該災害出動区分表に準じて召集する。</p> <p>●地震の警戒防御態勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ・震度4の地震により団本部を動員し、分団は震度5弱で動員し速やかに活動できる態勢に整える ・消防隊1分隊又は2分隊、救護班1分隊及び巡視隊、特別消防隊（避難、誘導、広報）を編成する。 												

2 職員動員

(1) 地震発生時

震度3 幹部職員に連絡するとともに、必要な措置をとる。

震度4 幹部職員及び団本部を召集し、必要な措置をとる。

(2) 気象警報等発令時

注意報 大雨注意報又は洪水注意報が発令された場合は、必要な措置をとる。

警報 大雨警報、洪水警報及び暴風警報のいずれかが発令された場合は、必要に応じ幹部職員を召集するとともに必要な措置をとる。

○気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

- (1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。
- (2) 震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物 (住宅)	鉄筋コンクリート建物	地盤斜面
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される					
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。					
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。				
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。			

	が、目を覚ます。					
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。			
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。	(耐震性が低い) 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		(地盤の状況) 亀裂や液状化が生じることがある。 (斜面等の状況) 落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本が多く落ちることがある。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	(耐震性が低い) 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある	(耐震性が低い) 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	(耐震性が低い) 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾	(耐震性が低い) 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	(地盤の状況) 地割れが生じることがある。

				いたりすることがある。倒れるものもある。		
				(耐震性が高い) 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	(耐震性が高い) 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	(斜面等の状況) がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	(耐震性が低い) 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。	(耐震性が低い) 壁、梁(はり)、柱などの部材に斜めやX印のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。	(地盤の状況) 大きな地割れが生じることがある。 (斜面等の状況) がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
				(耐震性が高い) 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	(耐震性が高い) 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばすこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	(耐震性が低い) 傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	(耐震性が低い) 壁、梁(はり)、柱などの部材に斜めやX印のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。	
				(耐震性が高い) 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	(耐震性が高い) 壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	

ライフライン・インフラ等への影響	
ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

別図

【表示板】

(避難所)

- ・表示板は、耐蝕アルミ合金板 J I S 規格品
表示サイズ 幅 1.10 mm × 高 900 mm × 厚 2.0 mm
- ・支柱は、J I S 規格品鋼管 φ 60.5 mm で (粉体塗装仕上げ)

(色)

下地	白
記入文字	避難所 (Evacuation Shelter) (赤) カッティング
貼文字	施設名 //
	避難所図記号 (緑) 及び災害種別記号及び災害種別記号 (黒)
支柱	黄色

